

国分寺市地域防災計画

資料編

国分寺市防災会議

資 料 編 目 次

	資料名	資料編 ページ	本編該当 ページ
資料 1 - 1	国分寺市防災会議条例	資- 1	1 - 2
資料 1 - 2	国分寺市消防団条例	資- 4	1 - 3
資料 1 - 3	国分寺市消防団規則	資- 7	1 - 3
資料 1 - 4	消防事務の委託に関する規約	資- 11	1 - 5
資料 1 - 5	国分寺市民防災推進委員設置規程	資- 15	1 - 8
資料 1 - 6	国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱	資- 17	1 - 8
資料 1 - 7	国分寺市防災まちづくり推進地区協定書	資- 19	1 - 8
資料 2 - 1	国分寺市防災資機材貸出要綱	資- 20	2 -13
資料 2 - 2	国分寺市木造住宅耐震診断士派遣及び耐震改修助成金交付事業実施規則	資- 22	2 -32
資料 2 - 3	国分寺市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則	資- 28	2 -32
資料 2 - 4	国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成規則	資- 30	2 -32
資料 2 - 5	国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則	資- 34	2 -32
資料 2 - 6	土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設	資- 39	2 -38
資料 2 - 7	国分寺市緊急輸送道路指定状況	資- 40	2 -47
資料 2 - 8	国分寺市庁用車一覧	資- 42	2 -47
資料 2 - 9	国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則	資- 49	2 -52
資料 2 - 10	国分寺市避難行動要支援者登録制度実施要綱	資- 54	2 -63
資料 2 - 11	防災備蓄品保管場所一覧（資機材）	資- 59	2 -68
資料 2 - 12	防災備蓄品保管場所一覧（食料品）	資- 63	2 -68
資料 2 - 13	飲用水・生活用水の確保	資- 65	2 -69
資料 2 - 14	東京都帰宅困難者対策条例	資- 68	2 -71
資料 3 - 1	国分寺市災害対策本部条例	資- 72	3 - 2
資料 3 - 2	国分寺市災害対策本部条例施行規則	資- 73	3 - 2
資料 3 - 3	国分寺市災害初動要員設置規程	資- 77	3 -14
資料 3 - 4	避難所施設利用に関する協定書（都立国分寺高校）	資- 80	3 -39
資料 3 - 5	地区防災センターの管理運営に関する協定書（東京経済大学）	資- 82	3 -39

資料 3-6	関係機関の活動体制	資- 84	3-47
資料 3-7	非常用発電機対応コンセント配置図	資- 96	3-49
資料 3-8	非常通信の運用に関する協定書	資- 97	3-49
資料 3-9	I P 無線機の配備状況	資- 99	3-52
資料 3-10	携帯電話等の電子メール機能を利用する生活安全情報配信取扱基準	資-102	3-60
資料 3-11	国分寺市緊急速報メール配信事業実施基準	資-104	3-60
資料 3-12	国分寺市防災無線ダイヤルイン運用基準	資-105	3-60
資料 3-13	災害時における災害情報の放送等に関する協定書(ジェイコム東京)	資-106	3-60
資料 3-14	災害時における災害情報の放送業務に関する協定書(FMたちかわ)	資-107	3-60
資料 3-15	ガスメーター復帰方法(東京ガスからのお願い)	資-108	3-63
資料 3-16	市と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力	資-109	3-66
	災害時の避難場所相互利用に関する協定書(立川市)	資-109	3-66
	災害時の避難場所相互利用に関する協定書(国立市)	資-110	3-66
	災害時の避難場所相互利用に関する協定書(小平市)	資-111	3-66
	災害時の避難場所相互利用に関する協定書(小金井市)	資-112	3-66
	府中市, 国分寺市及び国立市に係る消防の相互応援に関する協定書(府中市・国立市)	資-113	3-66
	消防相互応援に関する協定書(立川市)	資-114	3-66
	小金井市, 小平市及び国分寺市に係る消防の相互応援に関する協定(小金井市・小平市)	資-116	3-66
	震災時等の相互応援に関する協定(東京都市町村防災事務連絡協議会 30 市町村)	資-117	3-66
	姉妹都市災害相互応援協定(佐渡市)	資-119	3-66
	災害時相互応援に関する協定書(多賀城市)	資-121	3-66
	災害時相互応援に関する協定書(太宰府市)	資-123	3-66
	災害時相互応援に関する協定書(飯山市)	資-125	3-66
	災害時相互応援に関する協定書(奈良市)	資-127	3-66
中越大震災ネットワークおぢやに関する規約	資-129	3-66	
資料 3-17	国分寺市被災者証明書交付要綱	資-131	3-66
資料 3-18	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	資-133	3-71
資料 3-19	災害時における応急対策活動に関する協定書(国分寺)	資-135	3-85

	建設業協会)		
資料 3-20	災害時における応急対策活動に関する協定書(国分寺市建築組合)	資-137	3-85
資料 3-21	災害時における応急対策活動に関する協定書(東京土建)	資-139	3-85
資料 3-22	災害時における応急活動の協力に関する協定書(東京都自動車整備振興会多摩中央支部)	資-141	3-85
資料 3-23	危険物貯蔵所等一覧	資-144	3-93
資料 3-24	災害時の医療救護活動についての協定書(国分寺市医師会)	資-145	3-115
資料 3-25	災害時の歯科医療救護活動についての協定書(国分寺市歯科医師会)	資-147	3-115
資料 3-26	災害時の医療救護活動についての協定書(国分寺市薬剤師会)	資-149	3-115
資料 3-27	災害時の応急救護活動等についての協定書(東京都柔道整復師会多摩中央支部)	資-151	3-115
資料 3-28	災害時における協力に関する協定書(国分寺郵便局)	資-153	3-115
資料 3-29	災害時の動物救護活動についての協定書(東京都獣医師会多摩東支部)	資-155	3-124
資料 3-30	災害時における地区防災センターの運営支援協力に関する協定書(国分寺市軟式野球連盟少年の部)	資-159	3-137
資料 3-31	災害時における理容活動に関する協定書(東京都理容生活衛生同業組合小金井支部)	資-161	3-142
資料 3-32	災害時における要援護者の避難搬送協力に関する協定書(NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会)	資-163	3-148
資料 3-33	災害時における障害者(児)の支援に関する協定書	資-165	3-149
資料 3-34	災害時における被災乳児等の緊急受入れに関する協定書	資-181	3-149
資料 3-35	災害時における高齢者の支援に関する協定書	資-183	3-149
資料 3-36	災害時における米穀供給に関する協定書(国分寺市米穀小売商組合)	資-192	3-158
資料 3-37	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定書(東京むさし農業協同組合)	資-194	3-158
資料 3-38	災害時における物資の供給協力に関する協定書(株式会社イトーヨーカ堂)	資-197	3-158
資料 3-39	災害時における物資の供給協力に関する協定書(生活	資-199	3-158

	協同組合コープ東京)		
資料 3-40	災害救助物資の緊急調達に関する協定書(株式会社サ ンドラッグ)	資-201	3-158
資料 3-41	災害時における物資供給に関する協定(株式会社マツ モトキヨシ)	資-203	3-159
資料 3-42	災害時における物資供給に関する協定書(株式会社コ コカラファインヘルスケア)	資-205	3-159
資料 3-43	地震災害時における帰宅困難者対応等 緊急連絡体 体制	資-208	3-166
資料 3-44	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書(J R 国分寺駅・西国分寺駅)	資-209	3-166
資料 3-45	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入 れに関する覚書(東京都下水道局流域下水道本部)	資-213	3-183
資料 3-46	災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に 関する協定書(国分寺市管工事組合)	資-214	3-185
資料 3-47	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援 に関する協定(東京都下水道局, 公益財団法人東京都 都市づくり公社, 下水道メンテナンス協同組合)	資-217	3-185
資料 3-48	災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する 協定書(高杉商事株式会社)	資-223	3-183
資料 3-49	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支 援協力に関する協定(東京都下水道局, 公益財団法人 東京都都市づくり公社, 公益社団法人全国上下水道コ ンサルタント協会関東支部)	資-225	3-185
資料 3-50	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関す る協定書(株式会社サン・エクスプレス)	資-231	3-181
資料 3-51	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関す る協定書(環衛サービス株式会社国分寺支店)	資-233	3-181
資料 3-52	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関す る協定書(松浦商事株式会社)	資-235	3-181
資料 3-53	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関す る協定書(株式会社大東建興国分寺支店)	資-237	3-181
資料 3-54	国分寺市防犯まちづくり委員設置要綱	資-239	3-198
資料 3-55	国分寺市防犯まちづくり委員会会則	資-241	3-198
資料 3-56	国分寺市防犯まちづくり委員会ブロック連絡会開催 規程	資-243	3-198
資料 3-57	国分寺市り災証明書等交付要綱	資-245	3-207

資料 3 - 58	国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例	資-248	3-208
資料 3 - 59	国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資-253	3-208
資料 3 - 60	国分寺市災害見舞金等支給に関する規則	資-258	3-209
資料 3 - 61	災害被害者等に対する市税に対する減免措置要綱	資-260	3-212
資料 3 - 62	国分寺市災害被災者等援護条例	資-263	3-216
資料 3 - 63	国分寺市災害被災者等援護条例施行規則	資-267	3-216
資料 3 - 64	国分寺市住宅改修等の融資に関する条例	資-270	3-216
資料 3 - 65	がけの崩壊による災害防止に関する融資条例	資-273	3-216
資料 3 - 66	がけの崩壊による災害防止に関する融資条例施行規則	資-276	3-216
資料 3 - 67	災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都，市区町村）	資-278	3-225
資料 6 - 1	超大型台風接近に伴う避難勧告等の発令に着目したタイムライン	資-280	6-2

資料 1 - 1 国分寺市防災会議条例

昭和38年10月 8 日

条例第20号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条(市町村防災会議)第 6 項の規定に基づき国分寺市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(平成 9 年条例第 5 号・平成11年条例第72号・平成24年条例第37号・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国分寺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平成 9 年条例第 5 号・平成24年条例第37号・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 市の消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の総数は、33人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平成9年条例第5号・平成20年条例第53号・平成24年条例第37号・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(会議の公開)

第6条 防災会議及び部会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(平成11年条例第72号・追加)

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平成9年条例第5号・一部改正、平成11年条例第72号・旧第6条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第72号)

この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第53号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後、最初にこの条例による改正後の国分寺市防災会議条例第3条第5項第9号に該当する者として委嘱する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年6月30日までとする。

資料 1 - 2 国分寺市消防団条例

平成21年12月24日

条例第38号

国分寺市消防団条例(昭和30年条例第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第18条(消防団)第1項、第19条(消防団員)第2項及び第23条(消防団員の身分取扱い等)第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 国分寺市に法第18条第1項に規定するところにより、消防団を設置し、名称及び区域は次のとおりとする。

名称	国分寺市消防団(以下「消防団」という。)
区域	国分寺市全域

(定員)

第3条 消防団員の定員は、94人以内とする。

(任命等)

第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が任命する。

2 消防副団長(以下「副団長」という。)その他の団長以外の消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。

(1) 市内に住所を有する満18歳以上の者であること。

(2) 心身ともに健康であること。

3 消防団員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)第3項第5号に規定する非常勤の特別職とする。

(欠格事項)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることできない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人である者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 第8条又は第9条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(任期)

第6条 消防団員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 消防団員が欠けた場合における新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(退職)

第7条 消防団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書により任命権者に届け出て、その承認を受けなければならない。

(分限)

第8条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

(懲戒)

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があった場合

2 懲戒の効果は、次の懲戒の処分の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 戒告 戒告書を交付し、将来を戒めること。
- (2) 停職 1日以上6月以下職務に従事させず、その期間中、第11条に規定する報酬を支給しないこと。
- (3) 免職 その職を失わせること。

(服務)

第10条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に就くものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ定めるところに従い、直ちに出動し、職務に就かななければならない。

2 消防団員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務のためであってもみだりに建造物その他の物件をき損しないこと。
- (2) 消防団又は消防団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加入し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与しないこと。
- (3) 消防団又は消防団員の名義をもって寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしないこと。

(4) 職務上知り得た秘密を漏さないこと。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 消防団員には、国分寺市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年条例第48号)の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(災害補償費等)

第12条 消防団員には、東京市町村総合事務組合の条例の定めるところにより、災害補償費、退職報償金及び賞じゅつ金を支給する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の国分寺市消防団条例第3条の規定により消防団員として任命されている者の任期は、この条例第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

資料 1 - 3 国分寺市消防団規則

平成21年12月24日

規則第93号

国分寺市消防団規則(昭和30年規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条(消防団)第2項及び第23条(消防団員の身分取扱い等)第2項並びに国分寺市消防団条例(平成21年条例第38号)の規定に基づき、消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制その他必要な事項について定めるものとする。

(本部)

第2条 国分寺市消防団(以下「消防団」という。)に本部を置き、次に掲げる事務を行う。

- (1) 消防団員の身分に関すること。
- (2) 報告、通報及び連絡に関すること。
- (3) 教養訓練に関すること。
- (4) 消防団の諸計画に関すること。
- (5) 会計及び経理に関すること。
- (6) 設備、資材及び物品の管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、消防団長(以下「団長」という。)が必要と認める事項

2 本部は、東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1国分寺市役所内に置く。

(分団)

第3条 消防団に分団を置き、次に掲げる事務を行う。

- (1) 団長及び副団長以外の消防団員の身分に関すること。
- (2) 報告、通報及び連絡に関すること。
- (3) 設備、資材及び物品の管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、分団長が必要と認める事項

2 分団の名称は、数字を冠称する。

3 分団は、団長の命令により、水火災その他の災害現場に出動するとともに、平常時においては、火災予防その他の警戒を行うものとする。

4 分団の出動区域及び管轄区域は、別に定める。

(階級等)

第4条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長(以下これらを「役員」という。)及び団員とする。

2 役員の定数は、次のとおりとする。

団長 1人

副団長 3人以内

分団長 6人以内

副分団長 6人以内

部長 18人以内

3 分団長、副分団長及び部長は、団長が分団の推薦に基づき市長の承認を得て、任命する。

4 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 役員が欠けた場合における新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第5条 団長は、団務を掌理し、消防団員を指揮監督する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき又は団長が欠けたときは、団長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。

3 分団長は、団長の命を受け、分団務を掌理し、分団員を指揮監督する。

4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部長は、分団長の命を受け、分担事務を処理する。

6 団長及び副団長がともに事故があるとき又は団長及び副団長がともに欠けたときは、団長があらかじめ定めた順序により、分団長が団長の職務を代理する。

(宣誓書)

第6条 消防団員は、その任命後、別記様式による宣誓書に署名しなければならない。

(水火災その他の災害現場への出動)

第7条 消防団は、消防車により水火災その他の災害現場に出動するときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他法令の定める交通規則に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの際は、警鐘を用いるものとする。

(消防車の責任者の遵守事項)

第8条 前条の場合において、原則、消防車に役員が乗車し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運転責任者の隣席に乗車すること。

(2) 消防団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させないこと。

(3) 消防車は、一列縦隊で安全を保って走行すること。

(4) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは走行中の追越しはしないこと。

(消火，水防等の活動)

第9条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は，設備，機械器具及び資材を最高度に活用して生命，身体及び財産の救護に当たり，損害を最小限にとどめるとともに，水火災その他の災害の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(遵守事項)

第10条 消防団が水火災その他の災害現場に出動したときは，次に掲げる事項を遵守し，又は留意しなければならない。

- (1) 消防作業を真しに行うこと。
- (2) 放水口数を最大限に使用し，消火作業の効果を高めるとともに，火災の損害を最小限にとどめること。
- (3) 分団は，相互に連絡協調すること。

(簿冊)

第11条 消防団には，次の簿冊を備え，常に整理しておかななければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 諸令達つづり
- (3) 設備資材台帳
- (4) 消防水利台帳
- (5) 金銭出納簿
- (6) 手当受払簿
- (7) 給貸与品台帳
- (8) 出動記録簿
- (9) 消防法規例規集

(表彰)

第12条 市長は，消防団員又は分団が消防任務遂行に当たって功労拔群であると認める場合は，これを表彰することができる。

2 市長は，消防団員として功労があると認められる者に対して賞詞を，消防職務遂行上著しい事績があると認められる分団に対して賞状を授与するものとする。

(感謝状の授与)

第13条 市長は，次に掲げる事項について功労があると認める者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災その他の災害の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設の強化拡充についての協力
- (3) 水火災その他の災害現場における人命救助
- (4) 水火災その他の災害時における警戒，防御，救助等に関し，消防団に対して行った協力

(被服の貸与)

第14条 市長は、消防団員に制服、制帽その他の被服を貸与するものとする。

(訓練、礼式及び服制)

第15条 団長は、消防団員の資質の向上及び技能の練磨に努め、定期的に教養訓練を行わなければならない。

2 消防団員の訓練、礼式及び服制に関しては、総務省消防庁の定める基準に準じるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第6条関係)

宣誓書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを誓います。

年 月 日

国分寺市消防団

氏名

印

資料 1 - 4 消防事務の委託に関する規約

昭和35年 4 月 1 日

(委託事務の範囲)

第 1 条 国分寺町(以下「甲」という。) は、消防に関する事務 (法令により消防本部および消防署を置く市町村の長その他の職員の権限に属するものを含み、消防団にかかるものならびに水利施設の設置、維持および管理に関するものを除く。以下「委託事務」という。) を特別区の消防を管理する都知事をして管理させるため東京都 (以下「乙」という。) に委託するものとする。

(経費の負担の方法)

第 2 条 委託事務の管理に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認められた場合は、その一部を負担することがある。

2 前項の規定により、甲の負担すべき経費については、甲は、毎年度甲および乙の長が協議して定めた額を乙に納付するものとする。

(収入の帰属)

第 3 条 委託事務の管理に伴う使用料、手数料その他の収入は、乙の収入とする。

(経理)

第 4 条 乙の長は、委託事務の管理にかかる収入および支出についてその経理を明確にしておくものとする。

第 5 条 乙の長は、各年度終了後すみやかに委託事務の管理にかかる収入および支出の明細を甲の長に通知するものとする。

2 各年度において委託事務の管理に要した経費のうち、甲の負担すべきものに対し、甲が乙に納付した額に過不足があるときは、翌年度甲の負担すべき額において調整するものとする。

(条例等の制定改廃)

第 6 条 乙の長は、委託事務の管理について適用される条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。) を制定または改廃した場合においては、直ちに甲の長に通知するものとする。

(水利施設の設置、維持および管理)

第 7 条 甲は、消火の活動に常に有効に使用しうよう水利施設を設置し、維持しおよび管理するものとする。

(委託事務の管理の細目)

第8条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、委託事務の管理に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和35年4月1日から施行する。

(事務引継)

2 甲の長は、委託事務にかかる書類、帳簿その他の物件で引継ぎを必要とするものをすみやかに乙の長に引継ぐものとする。

(財産の譲与)

3 甲は、この規約施行の際、現に委託事務の管理の用に供する財産で、乙が委託事務の管理の用に供するため必要とするものを無償で乙に譲与するものとする。

消防事務の委託に関する付属協定書

国分寺町(以下「甲」という。)と東京都(以下「乙」という。)とは、消防事務の委託に関する規約(昭和35年4月1日。以下「規約」という。)第8条の規定に基づいて、この協定を締結する。

第1条 甲の長が、消防事務委託の際における消防団の現有勢力に変更を加えようとするときは、あらかじめ乙の長に協議するものとする。

第2条 甲の消防団は、災害時における現場活動を行なう場合においては、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

2 前項の場合においては、消防組織法第15条の4の規定による損害の補償は、甲が行なうものとする。

第3条 甲の長が、甲の消防団に関し、消防組織法第21条の規定による消防相互応援協定を締結しようとするときは、あらかじめ乙の長と協議するものとする。

第4条 消防法第29条第3項の規定による損失の補償は、乙が行なうものとする。

2 消防法第36条の2の規定による損害の補償は、甲が行なうものとする。

第5条 委託事務に要する経費(以下「委託費」という。)の額は、乙が作成する見積書(事業計画案および財政計画案その他参考となる資料)に基き、毎会計年度開始前3月前までに甲および乙の長が協議のうえ、決定するものとする。

2 甲は、前項の委託費を、4月、7月、10月および翌年1月に、それぞれ4分の1あて乙に納入するものとする。

第6条 規約付則第2項の規定により、引継を要する書類等の範囲および引継の方法は、甲および乙の長が協議して定めるものとする。

第7条 規約付則第3項に規定する財産は、その所有権移転手続を行なうまでの間、甲は、乙に無償で使用させるものとする。

2 前項の場合、無償で使用する財産の維持管理は、乙が行なうものとする。

3 規約付則第3項の財産に付帯する債務は、甲が負担する。

第8条 規約施行の際、現に甲の消防職員(以下「甲の職員」という。)である者は、選考により乙の条例、規則その他の規程の定めるところに従い乙の消防職員(以下「乙の職員」という。)として採用するものとする。

第9条 乙は条例により、乙の職員となった者の給料額等の調整その他必要な措置をとるものとする。

第10条 乙の職員となった者の退職年金および退職一時金の基礎となる在職期間の計算については、甲の職員としての在職期間を通算するものとする。

2 甲は、前項の職員(東京都市町村職員恩給組合および東京都市町村職員共済組合に加入す

る者を除く。) にかかる退職年金および一時金の事務に要する資金を東京都市町村職員恩給組合の例により計算して、昭和35年6月末日までに乙に納入するものとする。

第11条 乙の職員となった者の退職手当の基礎となる在職期間の計算については、次の各号に定める期間を通算するものとする。

- (1) 旧警視庁在職消防職員については、旧警視庁および甲の職員としての在職期間
- (2) 甲が採用した消防職員については、甲の職員としての在職期間(その在職期間に通算されることとなっている在職期間を含む。)

2 前項第2号にかかる者については、甲は、甲の退職手当に関する条例により計算した退職手当相当額を、昭和35年12月末日までに乙に納入するものとする。

第12条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項は、甲および乙の長が協議して定める。

付 則

この協定は、規約施行の日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し各々1通を保管するものとする。

昭和35年4月1日

東京都知事 東 龍太郎 印
国分寺町長 星 野 亮 勝 印

資料 1 - 5 国分寺市民防災推進委員設置規程

昭和55年8月27日

規程第113号

(推進委員の設置)

第1条 市長は、市民主体の防災まちづくり活動（以下「市民防災」という。）を総合的に進めるため、国分寺市民防災推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

(平成20年訓令第4号・全改)

(推進委員の役割)

第2条 推進委員は、市と協力して主体的に地域における市民防災を推進していくものとする。

(平成20年訓令第4号・追加)

(推進委員の認定)

第3条 推進委員は、次に掲げるものの中から、本人の申出又は地域の団体及び市の推せんにより、市長がこれを認定する。

- (1) 市が開設する市民防災まちづくり学校（以下「防災学校」という。）を修了した者
- (2) 前号に規定する者と同程度以上の防災問題への理解と積極性をもった者
- (3) 地域の団体において、現に市民防災を推進していく立場にある者

2 市長が認定する推進委員については、国分寺市民防災推進委員認定書の発行、国分寺市民防災推進委員表示板及びこれを象徴する腕章を交付する。

(平成9年3月4日・一部改正，平成20年訓令第4号・旧第2条繰下・一部改正)

(推進委員の公表)

第4条 推進委員の氏名は、市報等により公表し、市民への周知を図る。

(平成20年訓令第4号・旧第3条繰下)

(推進委員の活動)

第5条 推進委員の活動は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域における市民防災の活性化及び市民主体による自主防災組織の形成とその指導に関すること。
- (2) 市民防災の発展に寄与する創意工夫ある自発的地域活動に関すること。
- (3) 第8条に定める全市組織の活動に関すること。

(平成9年3月4日・一部改正，平成20年訓令第4号・旧第4条繰下・一部改正)

(市の役割)

第6条 市の役割は、次に掲げる事項とする。

(1) 市は、推進委員が第5条に定める活動を遂行する上で必要となる情報、資料等について、積極的に援助するものとする。

(2) 市は、推進委員が第5条に定める活動を遂行し、これを通じて行われる防災行政上の諸問題に関する質問、提案に対して、速やかに、回答を行うものとする。

(平成20年訓令第4号・旧第5条繰下・一部改正)

(推進委員の認定の取消し)

第7条 推進委員の認定は、次に掲げる事情が発生した場合は、取り消すものとする。

(1) 推進委員が市外に転出した場合

(2) 第3条第3号に定める者がその立場を離れた場合。ただし、当人が防災学校を修了する見込みのあるときは、この限りでない。

(3) その他本人の申出によるやむを得ない理由のある場合

(平成20年訓令第4号・旧第6条繰下・一部改正)

(全市組織の設置)

第8条 推進委員は、相互の意見、情報、経験等の交流又は市民防災の全市的拡がりと発展を目的として、自主的な組織（以下「全市組織」という。）をつくることができる。

2 市は、全市組織の活動に対して、必要と認める援助を行う。

(平成9年3月4日・一部改正，平成20年訓令第4号・旧第7条繰下)

(研修)

第9条 推進委員は、常に防災に対する知識の修得と防災への理解を深め、市民の範となるよう努めるものとする。

2 前項の研修に対して市は、積極的に援助するものとする。

(平成20年訓令第4号・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(平成20年訓令第4号・旧第9条繰下)

付 則

この規程は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月4日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第4号）

この訓令は、公表の日から施行する。

資料 1 - 6 国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱

平成22年 3月25日

要綱第 4号

国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱（昭和55年要綱第 3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、国分寺市（以下「市」という。）が目指す防災まちづくり（自治会、町内会等の地域的つながりにより構成された団体が当該地域を災害に強い地区として活動を行うことをいう。以下同じ。）を行う地区の指定及び当該地区と市が協力して行う防災まちづくりに関し、必要な事項を定めるものとする。

（市が指定する地区の名称）

第 2 条 この要綱の規定により市が指定する地区は、国分寺市防災まちづくり推進地区（以下「推進地区」という。）と称する。

（防災まちづくりの目的及び事業）

第 3 条 推進地区は、防災まちづくりを通じて、地域社会の安全及び防災力の向上、市民主体の防災環境づくり及び地域コミュニティづくり並びに災害に強いまちづくり及び人づくりを行うことを目的とする。

2 前項の目的を実現するため、推進地区は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 災害危険地区の作成
- (2) 防災計画の策定
- (3) 防災計画に基づく体制づくり

（対象地区）

第 4 条 推進地区の指定の対象となる地区は、次の各号のいずれにも該当する地区とする。

- (1) 自治会、町内会その他団体（以下「自治会等」という。）として会則を有していること。
- (2) 自治会等として組織が確立されていること。
- (3) 自治会等として設立されてから概ね 5 年以上を経過していること。
- (4) 自治会等として概ね 3 年以上防災活動を行っていること。
- (5) 自治会等への加入世帯数が概ね 100 世帯以上であること。
- (6) 自治会等として現に防災上の措置が必要であると認められること。

（推進地区の指定）

第 5 条 推進地区の指定を受けようとする自治会等は、国分寺市防災まちづくり推進地区申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合は、その内容を審査し、当該自治会等以外の推進地区の指定に係る状況、当該自治会等に係る推進地区の指定の必要性その他の事情を総合的に勘案して適当と認めるときは、当該自治会等を推進地区として指定するものとする。

(協定の締結)

第6条 市長は、前条の規定により推進地区の指定をしたときは、当該推進地区と協議の上、協定を締結するものとする。

(市民防災推進委員会への加盟)

第7条 推進地区は、前条の規定により協定を締結したときは、国分寺市民防災推進委員設置規程(昭和55年規程第113号)第8条(全市組織の設置)の規定により設置された全市組織に加盟し、防災まちづくりの推進と発展に努めなければならない。

(協定締結後の支援)

第8条 市長は、第6条の規定により協定を締結した推進地区へ3年間防災まちづくりに係るコンサルタントを派遣し、助言その他市長が必要と認める支援を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による期間を経過した後、当該推進地区へ国分寺市防災資機材等助成要綱(平成22年要綱第5号)に基づく防災資機材等の助成その他市長が必要と認める支援を行うものとする。

(様式)

第9条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

資料 1 - 7 国分寺市防災まちづくり推進地区協定書

国分寺市長を甲とし、〇〇〇地区防災まちづくり推進会代表を乙とし、両当事者は当該地区における防災まちづくりを推進していくことを目的とし、国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱第 8 項に基づき、次の通り協定を締結する。

(協定の目的)

第 1 条 国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱第 3 項による。

(適用地区)

第 2 条 この協定は、次に示す地区内に適用する。

国分寺市〇〇〇町〇〇〇丁目〇〇番〇〇 (番 号)

～

国分寺市〇〇〇町〇〇〇丁目〇〇番〇〇 (番 号)

(推進会議)

第 3 条 市と地区との通常の連絡、情報の交換、あるいはまちづくりに関する話し合いは、地区防災まちづくり推進会議又は、会の代表者を通じて行う。

(その他)

第 4 条 両当事者は、国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱に基づき、協同協力して当該地区のまちづくりに専念すると共に、その成果については広く全市民に還元すべく努める。

平成 年 月 日

住 所 国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

甲

氏 名 国分寺市長 印

住 所 国分寺市

乙

氏 名 〇〇〇地区防災まちづくり推進会代表

印

資料2-1 国分寺市防災資機材貸出要綱

平成22年6月29日

要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国分寺市内で活動する自治会、町内会、市民活動団体その他市長が認める団体（以下「自治会等」という。）に対して防災資機材を貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象事業)

第2条 防災資機材の貸出しは、自治会等が主催する防災訓練、研修会その他の事業を対象とする。

(貸出資機材)

第3条 貸し出す防災資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 炊出釜
- (2) 災害対策用テント
- (3) 折りたたみ式担架
- (4) 投光機
- (5) コードリール
- (6) 拡声器
- (7) 誘導灯

(貸出しの申請)

第4条 防災資機材の貸出しを受けようとする自治会等は、国分寺市防災資機材貸出申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの承認)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、国分寺市防災資機材貸出承認通知書により、当該申請をした自治会等に通知するものとする。

(管理)

第6条 防災資機材の貸出しを受けた自治会等（以下「貸出団体」という。）は、当該防災資機材を適正に管理しなければならない。

(貸出しの中止)

第7条 市長は、貸出団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、防災資機材の貸出しを中止し、当該防災資機材を返却させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、防災資機材の貸出しを受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか市長の指示に従わないとき。

(資機材の返却)

第8条 貸出団体は、防災資機材の貸出期間が満了したときは、防災資機材使用報告書を添えて市長に当該防災資機材を返却しなければならない。

(損害の賠償)

第9条 貸出団体は、故意又は過失により、貸出しされた防災資機材を破損し、又は紛失したときは、現品又は市長が相当と認める金額をもって損害を賠償しなければならない。

(様式)

第10条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

資料 2 - 2

国分寺市木造住宅耐震診断士派遣及び耐震改修助成金交付事業実施規則

平成20年6月12日

規則第65号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 耐震診断士派遣(第3条―第14条)
- 第3章 耐震改修助成金(第15条―第23条)
- 第4章 雑則(第24条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国分寺市耐震改修促進計画(平成20年3月28日策定)に基づき、耐震診断士を派遣し、木造住宅の耐震性の判定を行うとともに、木造住宅に係る耐震改修に要する経費の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条(定義)第1項に規定する建築士であって、市と契約する建築士事務所又は耐震診断事務所に所属する耐震診断を行うことができるものをいう。
- (2) 木造住宅 建築物の主要構造部の過半が木造で、かつ、延べ床面積の過半が住宅の用に供されている建築物をいう。
- (3) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法による一般診断法に基づき、既存の木造住宅の構造等の調査を行い、地震に対する住宅の安全性を評価することをいう。
- (4) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的とした建築物の改築、修繕等をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震診断を行い、上部構造評点(以下「評点」という。)が1.0未満と診断された建築物を、耐震改修により評点が1.0以上の建築物にする工事をいう。
- (6) 簡易耐震改修工事 耐震診断を行い、評点が0.7未満と診断された建築物を、耐震改修により評点が0.7以上の建築物にする工事をいう。
- (7) 施工業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条(建設業の許可)に規定する建設業の建築工事業許可を得た者で、市長が別に定める耐震補強に関する講習会等を受講したものをいう。
- (8) 工事監理者 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条(定義)第11号に規定する者で、第1号に規定する耐震診断士又は当該耐震診断士の経験を有するものをいう。

(平成23年規則第37号・一部改正)

第2章 耐震診断士派遣

(派遣の対象となる住宅)

第3条 派遣の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えた建築物とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された市内に存する木造住宅
- (2) 2階建て以下のもの(地階があるものを除く。)

(派遣対象となる者)

第4条 派遣を受けることができる者は、前条に規定する派遣対象となる住宅の所有者(当該建築物が区分所有又は共有に係るものであるときは、その全員の合意を受けた代表者)とする。

(派遣の申請)

第5条 耐震診断士の派遣を受けようとする者は、耐震診断士派遣申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 耐震診断を受けようとする建築物の建築年、用途、構造及び面積を確認できる書類
- (2) 耐震診断を受けようとする建築物の現況を示す平面図等
- (3) 当該建築物の所有者であることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、派遣の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により派遣を行うことを決定したときは耐震診断士派遣決定通知書(様式第2号)により、派遣を行わないことを決定したときは耐震診断士派遣不承認決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知する。

(派遣の辞退)

第7条 前条の規定による派遣の決定を受けた申請者(以下「派遣決定者」という。)が、派遣決定を受けた後において耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに耐震診断士派遣辞退届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(派遣の取消し)

第8条 市長は、派遣決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条の規定による派遣の決定を受けたとき。
- (2) 第4条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他市長が耐震診断士の派遣が適当でないと認めたとき。

(費用の返還)

第9条 市長は、前条の規定により派遣の決定を取り消した場合において、耐震診断士を既に派遣しているときは、当該派遣決定者に対し期限を定めて、派遣に要した費用の返還を請求することができる。

(派遣の回数)

第10条 耐震診断士の派遣回数は、派遣の対象となる住宅1棟に対して1回を限度とする。

(助言及び指導)

第11条 市長は、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、当該派遣決定者又は派遣される当該耐震診断士に対して必要な助言及び指導をすることができる。

(実績報告)

第12条 派遣された耐震診断士は、派遣が終了したときは、派遣決定者に耐震診断結果報告書(以下「結果報告書」という。)を提出し、当該結果報告書に基づく説明及び耐震改修の助言を行うとともに、耐震診断士派遣実施報告書(様式第5号。以下「実施報告書」という。)により、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(費用負担)

第13条 派遣決定者は、耐震診断士の派遣を受けたときは、当該耐震診断士の派遣に要する費用の1割に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。)を負担するものとする。

(平成22年規則第36号・一部改正)

(耐震診断士の責務)

第14条 この規則に基づき派遣された耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断に関し職務上知り得た個人情報等を漏らすこと。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な改修を勧めること。
- (3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

2 派遣された耐震診断士は、当該耐震診断を実施する際には、国分寺市木造住宅耐震診断士登録証(様式第6号)を常に携帯し、派遣対象者に提示しなければならない。

第3章 耐震改修助成金

(助成の対象となる住宅)

第15条 市長は、前章の規定に基づき耐震診断を受けた住宅について、当該住宅の耐震改修に要する経費の一部を市の助成金及び地域住宅交付金を充てて助成するものとする。この場合において、当該助成の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えた建築物とする。

(1) 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された建築物

(2) 建築基準法に明らかに違反していない建築物

2 前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める木造住宅とする。

(耐震改修の助成金の交付対象者)

第16条 耐震改修の助成金は、前条に規定する助成の対象となる住宅の所有者（当該建築物が区分所有又は共有に係るものであるときは、その全員の合意を受けた代表者。以下同じ。）であって、国分寺市に対して市税を滞納していないものが、助成対象となる住宅の耐震改修工事又は簡易耐震改修工事を行った場合に交付する。ただし、当該住宅の所有者が借地権者の場合は、土地所有者の承諾が得られている場合に限るものとする。

(助成対象経費)

第17条 助成の対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、耐震改修に要した経費とし、当該耐震改修に伴う設計、工事監理及び耐震改修の確認に要した経費を含むものとする。

(助成の回数)

第18条 助成の回数は、同一の助成の対象となる住宅に対して、耐震改修工事及び簡易耐震改修工事につき、それぞれ1回を限度とする。

(助成金の額等)

第19条 耐震改修工事に対する助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、その額が500,000円を超える場合は500,000円

(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 耐震改修工事に対する助成金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

3 簡易耐震改修工事に対する助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。）とし、その額が300,000円を超える場合は300,000円とする。

4 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(助成対象確認)

第20条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金申請者」という。）は、耐震改修の契約を締結する前に、耐震改修助成金交付申請書(様式第7号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容の審査及び現地調査を行い、適当と認め

たときは耐震改修助成金交付決定通知書(様式第8号)により、不相当と認めたときは耐震改修助成金不交付決定通知書(様式第9号)により、当該助成金申請者に通知しなければならない。

(変更又は中止)

第21条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた助成金申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該耐震改修の内容を変更しようとするときは、耐震改修内容変更承認申請書(様式第10号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは耐震改修内容変更承認通知書(様式第11号)により、不相当と認めたときは耐震改修内容変更不承認通知書(様式第12号)により、当該交付決定者に通知しなければならない。

3 交付決定者は、耐震改修を中止しようとするときは、速やかに耐震改修助成金交付申請取下願い書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第22条 交付決定者は、耐震改修終了後、速やかに耐震改修完了報告書(様式第14号。以下「完了報告書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出をしなければならない。

2 市長は、前項の完了報告書の提出を受けたときは、当該完了報告書に係る書類等の内容の審査及び現地調査を行い、当該耐震改修が交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、耐震改修助成金交付確定通知書(様式第15号)により、交付決定者に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた交付決定者(以下「交付確定者」という。)は、速やかに耐震改修助成金請求書(様式第16号)を市長に提出するものとする。

4 交付確定者は、租税特別措置法第41条の19の2第2項の規定に基づく住宅耐震改修証明書の発行を受けることができる。

(助成金の交付決定の取消し等)

第23条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、耐震改修助成金交付決定取消通知書(様式第17号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(準備措置)

- 2 市長は、この規則の施行日前においても、第2条第2号に規定する登録その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成22年規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の国分寺市木造住宅耐震診断士派遣及び耐震改修助成金交付事業実施規則第13条の規定は、施行日以後に耐震診断士の派遣の申請があったものから適用し、施行日前に耐震診断士の派遣の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に用紙が残存しているものについては、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

附 則(平成23年規則第37号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

資料 2 - 3 国分寺市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成20年1月31日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この細則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号。以下「令」という。)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この細則における用語は、法、令及び規則において使用する用語の例による。

(特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関する報告)

第3条 令第6条(報告及び立入検査)第1項に規定する特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに耐震診断及び耐震改修の状況に関する報告は、特定建築物の地震に対する安全性等に関する報告書(様式第1号)に必要な書類及び図面を添えて、市長に行うものとする。

(計画の変更)

第4条 法第9条(計画の変更)第1項に規定する計画の変更の認定(以下「計画の変更認定」という。)を受けようとする者は、変更認定申請書(様式第2号)の正本及び副本に認定通知書並びに当該計画変更に係る書類及び図面を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請について認定したときは、変更認定通知書(様式第3号)に同項の変更認定申請書の副本を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(事業者の変更)

第5条 法第8条(計画の認定)第3項に規定する計画の認定(以下「計画の認定」という。)を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、計画の認定を受けた計画(計画の変更認定があったときは、その変更後のもの)に係る建築物(以下「認定建築物」という。)の耐震改修の事業が完了する前に認定事業者を変更しようとするときは、新たに認定事業者になろうとする者と連署して、事業者の変更届(様式第4号)の正本及び副本に認定通知書(計画の変更認定を受けた場合にあつては、認定通知書及び変更認定通知書。以下同じ。)を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の事業者の変更届の副本及び認定通知書を変更後の認定事業者に返還するものとする。

(認定建築物の耐震改修に関する報告)

第6条 法第10条(報告の徴収)の規定による認定建築物の耐震改修の状況についての報告は、認定建築物の耐震改修に関する報告書(様式第5号)に必要な書類及び図面を添えて、市長に行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 計画の認定又は計画の変更認定を申請した者は、市長が当該計画の認定又は計画の変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第6号)の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の取下げ届の副本を届出を受け付けた日から7日以内に申請をした者に返還するものとする。

(認定建築物の耐震改修事業の取りやめ)

第8条 認定事業者は、認定建築物の耐震改修の事業を取りやめようとするときは、取りやめ届(様式第7号)の正本及び副本に認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の取りやめ届の副本及び認定通知書を届出を受け付けた日から7日以内に認定事業者に返還するものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

資料 2 - 4 国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成規則

平成23年10月14日

規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震診断に係る費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 耐震化指針 耐震化推進条例第6条（沿道建築物の耐震化指針）第1項に規定する耐震化指針をいう。
- (2) 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第7条（特定緊急輸送道路の指定）第1項に規定する特定緊急輸送道路であって別表第1に掲げるものをいう。
- (3) 沿道建築物 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物（昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除く。）であって、当該建築物の高さが、当該建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、次に掲げる当該特定緊急輸送道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものに相当する高さであるものをいう。この場合において、当該建築物の高さは、地盤面（当該地盤面が、当該建築物の敷地に接する特定緊急輸送道路の路面の中心より低い場合は、当該路面の中心）からの高さにより算定するものとし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入する。
 - ア 12メートル以下の場合 6メートル
 - イ 12メートルを超える場合 特定緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離
- (4) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条（定義）第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

(耐震診断の助成)

第3条 市長は、沿道建築物（国又は地方公共団体の所有するものを除く。以下同じ。）の所

有者が、当該沿道建築物の耐震診断を行うときは、予算の範囲内において、当該耐震診断の費用の全部又は一部を助成するものとする。

(助成対象)

第4条 助成の対象となる耐震診断は、次の各号に掲げる要件にいずれも適合するものでなければならない。

- (1) 沿道建築物の耐震診断であること。
- (2) 耐震化指針に適合するものであること。
- (3) 助成対象となる耐震診断の費用について他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 耐震化推進条例第10条(特定沿道建築物の耐震化)第1項第1号から第4号までに掲げる者のいずれかが行うものであること。
- (5) 耐震診断の診断結果について、市長が別に定めるものの確認等を受けたものであること。ただし、沿道建築物が木造であるときは、この限りでない。

(平成24年規則第20号・一部改正)

(助成対象者)

第5条 耐震診断の助成を受けることができる者は、沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる沿道建築物については、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者
- (2) 共同で所有する沿道建築物 共有者全員の合意によって決定された代表者

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表第2に定める額を限度とする。

- 2 前項で算定した助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 耐震診断の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額(助成対象費用に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 市長は、前2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金を交付することと決定したときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金交付決定通知書(様

式第2号)により、交付しないことと決定したときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知しなければならない。

(耐震診断の中止)

第8条 前条第3項の規定により助成金の交付決定を受けた申請者(以下「助成決定者」という。)は、耐震診断を中止しようとするときは、速やかに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金取下げ届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(完了届等)

第9条 助成決定者は、耐震診断を完了したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金完了届(様式第5号。以下「完了届」という。)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の完了届の提出を受けたときは、その内容を調査し、その内容が助成金の交付決定の内容に適合すると認められるときは、助成金の額を確定し、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金確定通知書(様式第6号)により、助成決定者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた助成決定者は、速やかに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金交付請求書(様式第7号。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

4 代理人が前項の請求をし、及び当該助成金の交付を受けるときは、当該代理人は請求書に加え、委任状を提出することとする。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

(平成24年規則第20号・一部改正)

(決定の取消し)

第10条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金交付決定取消通知書(様式第8号)により、当該助成決定者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。

(2) この規則、耐震化推進条例及び法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第11条 助成決定者は、耐震診断の完了後に消費税仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入税額控除報告書(様式第9号)により、市長に報告しなければならない。この場合に

において、当該助成決定者は、当該消費税仕入控除税額を含め既に助成金の交付を受けているときは、速やかに、当該消費税仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年11月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成26年3月31日（以下「失効日」という。）に、その効力を失う。ただし、助成金の交付及び返還に関する規定は、失効日以後も、なおその効力を有する。

附 則（平成24年規則第20号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

資料 2 - 5 国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則

平成24年 3 月30日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、耐震化指針に基づき行った沿道建築物の耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性がある、又はその可能性が高いと判断されたものに対し、その耐震改修等に係る費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年 3 月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 耐震改修等 補強工事の設計（以下「補強設計」という）並びに耐震改修、除却及び建替えの工事をいう。
- (2) 耐震化指針 耐震化推進条例第6条（沿道建築物の耐震化指針）第1項に規定する耐震化指針をいう。
- (3) 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第7条（特定緊急輸送道路の指定）第1項に規定する特定緊急輸送道路であって、別表第1に掲げるものをいう。
- (4) 沿道建築物 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物（昭和56年 6 月1日以後に新築の工事に着手したものを除く。）であって、当該建築物の高さが、当該建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、次に掲げる当該特定緊急輸送道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものに相当する高さを超えるものをいう。この場合において、当該建築物の高さは、地盤面（当該地盤面が、当該建築物の敷地に接する特定緊急輸送道路の路面の中心より低い場合は、当該路面の中心）からの高さにより算定するものとし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入する。
ア 12メートル以下の場合 6メートル
イ 12メートルを超える場合 特定緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離
- (5) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条（定義）第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

(耐震改修等の助成)

第3条 市長は、沿道建築物（国又は地方公共団体の所有するものを除く。以下同じ。）の所有者が、耐震化指針に基づく耐震診断の結果により、当該沿道建築物の耐震改修等を行うときは、予算の範囲内において、当該耐震改修等の費用の一部を助成するものとする。

(耐震改修等)

第4条 助成の対象となる耐震改修等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 沿道建築物の耐震改修等であること。
- (2) 耐震化指針に基づく耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある、又はその可能性が高いと判断されたものであること。
- (3) 補強設計にあっては、耐震化指針の基準に適合するか否かについて、市長が別に定めるものの評定を取得したものであること。ただし、木造住宅等についてはこの限りではない。
- (4) 助成対象となる耐震改修等の費用について他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 補強設計にあっては、耐震化推進条例第10条(特定沿道建築物の耐震化)第1項第1号から第4号までに掲げる者のいずれかが行うものであること。
- (6) 補強設計にあっては平成27年3月31日までに、耐震改修、除却及び建替えにあっては平成23年3月31日までに完了するものであること。
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正を同時に行うものであること。ただし、当該不適合が当該建築物の高さに関するものであった場合であって、それを是正した結果当該沿道建築物の要件を満たさなくなるときは、当該建築物の耐震改修等は、助成対象外とする。
- (8) 除却及び建替えにあっては、補強設計及び耐震改修の助成金の交付を受けていないこと。
- (9) 建替えにあっては、除却の助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象者)

第5条 耐震改修等の助成を受けることができる者は、沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる沿道建築物については、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者
- (2) 共同で所有する沿道建築物 共有者全員の合意によって決定された代表者

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表第2に定める額を限度とする。

2 前項で算定した助成金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金交付申請)

第7条 耐震改修等の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修等の契約を締結する前に、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合にはこれを減額して申請するものとし、ない場合は消費税仕入税額控除確認書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 市長は、前2項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知しなければならない。

(全体設計の承認)

第8条 複数年度にわたるものに係る耐震改修等の助成を受けようとする者は、前条に定める助成金交付申請時に、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る全体設計承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る全体設計承認・不承認通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 第7条第3項の規定により助成決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(耐震改修等の実施)

第10条 助成決定者は、当該助成金交付決定通知後速やかに、耐震改修等の請負契約を行い、耐震改修等に着手するとともに、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成事業着手届（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(助成対象事業内容の変更)

第11条 助成決定者は、第7条第3項により助成の決定を受けた事業（以下「助成対象事業」という。）の変更を行う場合であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該変更が助成金の額に変更が生じない範囲であるときは、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修に係る助成事業内容変更届出書（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に届け出なければ

ならない。

- (1) 助成の対象となる部分の面積，配置，構造，形状及び仕上げの変更
- (2) 事業工程の変更
- (3) その他の申請内容の変更

2 助成決定者は，助成対象事業の内容の変更を行う場合であって，当該変更が助成金の額に変更が生じるものであるときは，特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金変更申請書（様式第8号）に係る関係図書を添えて，市長に申請し，その承認を受けなければならない。

3 市長は，前項の規定による申請があったときは，その内容を審査し，その結果を，特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金変更承認・不承認通知書（様式第9号）により当該申請者に通知しなければならない。

（耐震改修等の取り止め）

第12条 助成決定者は，耐震改修等を取り止めるときは，速やかに特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る取り止め届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（完了届）

第13条 助成決定者は，耐震改修等を完了したときは，特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成事業完了届（様式第11号。以下「完了届」という。）に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は，前項の完了届の提出を受けたときは，その内容を調査し，その内容が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは，助成金の額を確定し，特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成額の確定通知書（様式第12号）により，助成決定者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた助成決定者は，速やかに耐震改修等助成金請求書（様式第13号）を，市長に提出するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は，助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは，助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) この規則，耐震化推進条例及び法令の規定に違反したとき。

2 市長は，前項の規定に基づき助成金交付の決定の全部又は一部を取り消したときは，特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金交付決定取消通知書（様式第14号）により，当該助成決定者に通知するものとする。

3 市長は，第1項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において，当該取り消しに係る部分に関し，既に助成金が交付されているときは，期限を定めてその返還を命じることができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第15条 助成決定者は、耐震改修等の完了後に消費税仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入税額控除報告書(様式第15号)により、市長に報告しなければならない。この場合において、当該助成決定者は、当該消費税仕入控除税額を含め既に助成金の交付を受けているときは、速やかに、当該消費税仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成28年3月31日(以下「失効日」という。)に、その効力を失う。ただし、助成金の交付及び返還に関する規定は、失効日以後も、なおその効力を有する。

資料 2 - 6 土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設

サービス区分	名称	所在地
地域密着型通所介護	らくだデイサービスセンター	南町2丁目6番12号

資料 2 - 7 国分寺市緊急輸送道路指定状況

番号	路線名	起点	終点	延長
561	市道幹 1 号線	東元町四丁目 1747 番 5	西元町三丁目 2202 番 4	884.10
562	市道幹 2 号線	東元町一丁目 95 番 9	西元町二丁目 2536 番 3	1981.60
563	市道幹 3 号線	東元町一丁目 157 番 34	南町二丁目 282 番 66	709.50
564	市道幹 4 号線	本町二丁目 329 番 1	本町二丁目 335 番 6	261.80
565	市道幹 5 号線	本町四丁目 2815 番 2	本多四丁目 307 番 1	1435.70
566	市道幹 6 号線	南町三丁目 2754 番 25	東恋ヶ窪一丁目 1092 番 1	809.30
567	市道幹 7 号線	本多四丁目 423 番 1	日吉町三丁目 26 番 32	2173.20
568	市道幹 8 号線	内藤一丁目 8 番 18	内藤二丁目 5 番 17	624.80
569	市道幹 9 号線	内藤一丁目 32 番 8	富士本三丁目 22 番 64	2190.80
570	市道幹 10 号線	東戸倉二丁目 1 番 1	東戸倉二丁目 37 番 7	567.70
571	市道幹 11 号線	東戸倉二丁目 36 番 1	西町一丁目 24 番 13	3547.50
572	市道幹 12 号線	北町一丁目 14 番 4	北町五丁目 1 番 6	468.90
573	市道幹 13 号線	新町二丁目 11 番 7	北町四丁目 5 番 2	1391.20
574	市道幹 14 号線	並木町三丁目 1 番 1	西町三丁目 32 番 12	1399.20
575	市道幹 16 号線	光町三丁目 16 番 31	高木町二丁目 15 番 37	801.20
576	市道幹 17 号線	光町一丁目 4 番 17	光町二丁目 11 番 11	776.80
577	市道幹 18 号線	西町一丁目 1 番 1	西町五丁目 33 番 5	1786.50
578	市道東 5 号線	東恋ヶ窪二丁目 1 番 9	東恋ヶ窪四丁目 24 番 5	1160.90
579	市道東 6 号線	東恋ヶ窪四丁目 25 番 6	東恋ヶ窪四丁目 19 番 33	300.00
580	市道東 8 号線	東恋ヶ窪三丁目 20 番 18	東恋ヶ窪四丁目 12 番 63	638.70
581	市道東 40 号線	本多一丁目 434 番 1	本多一丁目 438 番 7	29.30
582	市道東 236 号線	東恋ヶ窪二丁目 4 番 18	東恋ヶ窪二丁目 13 番 6	318.80
583	市道西 4 号線	高木一丁目 15 番 2	高木町一丁目 9 番 13	309.40
584	市道西 5 号線	高木二丁目 6 番 4	西町二丁目 27 番 10	490.70
585	市道西 6 号線	光町三丁目 23 番 1	西町二丁目 10 番 12	439.60
586	市道西 7 号線	西町二丁目 27 番 3	西町三丁目 20 番 3	521.50
587	市道西 8 号線	西町四丁目 9 番 4	西町五丁目 7 番 3	589.30
588	市道西 96 号線	高木二丁目 8 番 21	高木町二丁目 11 番 8	158.20
589	市道西 117 号線	西町三丁目 16 番 1	西町二丁目 28 番 2	42.40
590	市道西 125 号線	高木町三丁目 9 番	西町四丁目 1 番	449.00

番号	路線名	起点	終点	延長
591	市道西 128 号線	西町五丁目 1 番 12	西町四丁目 15 番 5	176.90
592	市道南 2 号線	西元町二丁目 1608 番 2	西元町二丁目 1610 番 3	142.50
593	市道南 3 号線	西元町三丁目 2095 番 3	西元町三丁目 2114 番 2	230.80
594	市道南 80 号線	東元町二丁目 754 番 18	東元町二丁目 742 番 11	190.50
595	市道南 81 号線	東元町二丁目 754 番 17	東元町二丁目 752 番 1	120.30
596	市道南 82 号線	東元町二丁目 742 番 40	東元町二丁目 835 番 1	107.90
597	市道南 101 号線	南町二丁目 1608 番 2	南町二丁目 1608 番 3	140.60
598	市道南 103 号線	南町二丁目 365 番 64	南町二丁目 365 番 51	139.30
599	市道南 106 号線	南町三丁目 2700 番 26	南町三丁目 2700 番 5	41.00
600	市道南 263 号線	泉町三丁目 2605 番 39	泉町三丁目 2647 番 6	498.70
601	市道南 290 号線	泉町三丁目 2647 番 6	泉町三丁目 690 番 10	144.90
602	市道北 1 号線	戸倉一丁目 25 番 3	戸倉四丁目 14 番 7	503.40
603	市道北 2 号線	戸倉三丁目 42 番 3	戸倉三丁目 33 番 5	410.80
604	市道北 3 号線	戸倉三丁目 2 番 2	戸倉三丁目 2 番 7	206.20
605	市道北 4 号線	新町二丁目 19 番 19	並木町二丁目 5 番 1	188.80
606	市道北 6 号線	北町五丁目 1 番 1	北町二丁目 32 番 9	521.70
607	市道北 67 号線	戸倉一丁目 8 番 21	戸倉四丁目 1 番 9	297.10
608	市道北 91 号線	戸倉二丁目 16 番 49	戸倉四丁目 14 番 13	356.90
609	市道北 100 号線	戸倉一丁目 25 番 66	戸倉四丁目 43 番 8	383.90
610	市道北 119 号線	戸倉三丁目 5 番 7	戸倉三丁目 7 番 4	123.00
611	市道北 152 号線	並木町一丁目 30 番 1	並木町二丁目 1 番 6	258.80
612	市道北 153 号線	新町一丁目 8 番 4	並木町二丁目 1 番 7	84.90
613	市道北 190 号線	新町三丁目 16 番 29	新町三丁目 15 番 3	152.90
614	市道中 7 号線	西恋ヶ窪三丁目 28 番 6	西恋ヶ窪 4 丁目 12 番 8 号	442.00
615	市道中 8 号線	西恋ヶ窪 1 丁目 46 番 28	西恋ヶ窪 1 丁目 46 番 7 号	104.20
616	市道中 9 号線	西恋ヶ窪 4 丁目 1 番 1	西恋ヶ窪 3 丁目 36 番 13	384.70
617	市道中 175 号線	西恋ヶ窪 4 丁目 21 番 2	日吉町 4 丁目 1 番 10	235.50
618	市道中 194 号線	日吉町 4 丁目 6 番 1	日吉町 4 丁目 7 番 2	268.30
合計				34114.10

資料 2 - 8 国分寺市庁用車一覧

主管課	車輛番号	用途	号車	備考	車両種別 (H18.10.1 現在)	車両用途
議会事務局	多摩 3 0 2 や 9 9 6 2	普通乗用		ヴェルファイ ヤー ハイブリッド	桃色	災害応急 対策
秘書課	多摩 3 3 1 す 5 0 1 5	普通乗用		クラウン ハイブリッ ド	桃色	災害応急 対策
契約管財課	多摩 5 0 2 め 2 9 7	小型乗用	契約管財 ワゴン	セレナ		
契約管財課	多摩 5 0 1 ら 9 5 3 6	小型乗用	7号車	セレナ	桃色	災害応急 対策
契約管財課	多摩 5 0 1 ら 9 5 3 8	小型乗用	8号車	セレナ	桃色	災害応急 対策
契約管財課	多摩 4 0 0 と 3 8 9 5	小型貨物	10号車	ハイエース		
契約管財課	多摩 4 0 0 ち 2 4 5 3	小型貨物	12号車	アトラス	桃色	災害応急 対策
契約管財課	多摩 4 1 さ 1 6 3 7	軽貨物	13号車	アクティ	桃色	災害応急 対策
契約管財課	多摩 4 8 0 た 3 9 9 4	軽貨物	01号車	ハイゼット カーゴ	桃色	災害応急 対策
契約管財課	多摩 4 8 0 た 3 9 9 5	軽貨物	02号車	ハイゼット カーゴ	桃色	災害応急 対策
契約管財課	多摩 4 8 0 え 6 5 9 8	軽貨物	37号車	エブリィ	桃色	災害応急 対策
契約管財課	多摩 4 8 0 か 9 7 7 0	軽貨物	38号車	エブリィ		
契約管財課	多摩 4 8 0 ち 6 7 7 2	軽貨物 (電気)	EV-1	アイミーブ		
契約管財課	多摩 4 8 0 ち 6 7 7 3	軽貨物 (電気)	EV-2	ミーブバン		
契約管財課	多摩 4 0 0 そ 7 3 0 0	小型貨物	中型ダン プ	"アイミーブ		
契約管財課	多摩 4 8 0 い 6 8 0 6	軽貨物	営繕係	ミーブバン"		

主管課	車輛番号	用途	号車	備考	車両種別 (H18.10.1 現在)	車両用途
契約管財課	多摩 4 0 0 ち 8 1 3 2	小型貨物	営繕係	箱車		
契約管財課	多摩 4 8 0 あ 6 8 9 1	軽貨物				災害応急 対策
防災安全課	多摩 8 8 そ 1 8 5 4	消防 指揮車			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩 8 0 0 す 4 4 3 7	消防 第 1 分団			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩 8 8 せ 4 8 7 9	消防 第 2 分団			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩 8 0 0 せ 3 6 9 8	消防 第 3 分団			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩 8 0 0 す 9 0 0 1	消防 第 4 分団			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩 8 0 0 す 4 4 3 8	消防 第 5 分団			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩 8 0 0 す 9 0 0 2	消防 第 6 分団			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩 4 8 0 く 1 4 5 7	軽貨物	39 号車	スピーカー		
課税課	多摩 4 8 0 う 2 7 3	軽貨物			桃色	災害応急 対策
課税課	多摩 4 8 0 え 6 5 9 5	軽貨物				
納税課	多摩 5 0 1 ら 9 5 3 5	小型乗用			桃色	災害応急 対策
経済課	多摩 4 8 0 さ 9 3 5 3	軽貨物				
協働コミュ ニティ課	多摩 5 0 2 に 1 5 1 3	小型乗用		ウイングロ ード		

主管課	車輛番号	用途	号車	備考	車両種別 (H18.10.1 現在)	車両用途
人権平和課	多摩41 け 634 0	軽貨物	33号車		桃色	災害応急 対策
健康推進課	多摩480 そ5276	軽貨物				
健康推進課	多摩480 う275	軽貨物	35号車			
生活福祉課	多摩502 に 151 4	小型乗用				
障害福祉課	多摩800 そ 339 3	福祉車両				
高齢福祉課	多摩41 い 131 9	軽貨物				
高齢福祉課	多摩50 と 103 5	軽乗用				
高齢福祉課	多摩50 ぬ 736 9	軽乗用				
高齢福祉課	多摩50 な 358 6	軽乗用			桃色	災害応急 対策
保育幼稚園 課	多摩41 け 634 1	軽貨物	34号車	アクティ	桃色	災害応急 対策
保育幼稚園 課	多摩480 あ 801 7	軽貨物	児童館使 用者		桃色	災害応急 対策
子育て相談 室	多摩480 あ 568 0	軽貨物		子ども家庭支 援センター	桃色	災害応急 対策
子育て相談 室	多摩480 え 659 4	軽貨物		つくしんぼ		
環境対策課	多摩41 す 580 0	軽貨物	公害 軽ダンプ		桃色	災害応急 対策

主管課	車輛番号	用途	号車	備考	車両種別 (H18.10.1 現在)	車両用途
環境対策課	多摩480 う 277	軽貨物	公害		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩41 き 65 5	軽貨物	軽ダンプ		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩41 け 844 1	軽貨物	軽ダンプ		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩41 こ 408 4	軽貨物	指導車 軽バン		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩400 に9689	小型貨物	箱車		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩400 つ 171 0	小型貨物	指導車 日産バン		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩480 け 920 9	軽貨物	軽バン		桃色	
環境対策課	多摩480 う276	軽貨物	軽バン		桃色	
環境対策課	多摩400 に3224	小型貨物	箱車	エブリイ	桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩400 に5804	小型貨物	箱車		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩480 た3996	軽貨物	軽デッキ	ハイゼット カーゴ	桃色	災害応急 対策
環境対策課	83451	大型特殊	ショベル ローダー	多摩100 さ 547 6		
環境対策課	8FDL1 8 -3031 2	小型特殊	フォーク リフト			
環境対策課	FG15H T -18-6 4	小型特殊	フォーク リフト			

主管課	車輛番号	用途	号車	備考	車両種別 (H18.10.1 現在)	車両用途
環境対策課	FB15-7	小型特殊	電気ショベル ローダー			
環境対策課	SD25-2	大型特殊	ショベル ローダー			
環境対策課	SD23-3 83858	大型特殊	ショベル ローダー			
下水道課	多摩41 す621 9	軽貨物	下水道		桃色	ライフライン 応急復旧
下水道課	多摩480 ち4034	軽乗用	下水道		桃色	ライフライン 応急復旧
下水道課	多摩480 え651 5	軽貨物	下水道			
まちづくり 推進課	多摩480 え659 6	軽貨物				
建築指導課	多摩480 え659 7	軽貨物				
建設事業課	多摩50ま 1064	軽乗用	用地	ムーブ	桃色	災害応急 対策
建設事業課	多摩480 あ5679	軽乗用			白色	緊急物資 輸送
緑と建築課	多摩480 う27 4	軽貨物			桃色	災害応急 対策
緑と建築課	多摩480 う272	軽貨物			白色	緊急物資 輸送
道路管理課	多摩800 せ527 0	小型乗用	特殊車 道路パトカ ー			
道路管理課	多摩480 く202 2	軽貨物	道路・防犯 パトロール			
道路管理課	多摩41 す672 9	軽貨物	補修係			

主管課	車輛番号	用途	号車	備考	車両種別 (H18.10.1 現在)	車両用途
道路管理課	多摩100 す519	普通貨物	ダンプ			
道路管理課	多摩00 も 134 0	大型特殊				
道路管理課	PC10U U5151 30	小型特殊	油圧シャ ベル			
道路管理課	多摩41け 6339	軽貨物	境界確定			
道路管理課	多摩480 え6514	軽貨物	境界確定			
道路管理課	多摩400 に6938	小型貨物	ダンプ			
教育総務課	多摩41 け 633 6	軽貨物	30号車		桃色	災害応急 対策
教育総務課	多摩41 け 633 7	軽貨物	31号車	アクティ	桃色	災害応急 対策
教育総務課	多摩400 さ 903 5	小型貨物	営繕係	キャラバン	桃色	災害応急 対策
教育総務課	多摩500 も 502 1	小型乗用		セレナ	桃色	災害応急 対策
学務課	多摩480 け 920 7	軽貨物				
学校指導課	多摩50 ね 207 0	軽乗用			桃色	災害応急 対策
社会教育課	多摩480 く 132 9	軽貨物				
ふるさと文 化財課	多摩480 か 976 9	軽貨物				

主管課	車輛番号	用途	号車	備考	車両種別 (H18.10.1 現在)	車両用途
本多公民館	多摩480 か 976 6	軽貨物				
光公民館	多摩480 か 976 7	軽貨物				
もとまち公 民館	多摩480 か 976 8	軽貨物				
並木公民館	多摩480 け 920 8	軽貨物				
組合車	多摩480 こ 162 2	軽乗用				
組合車	多摩50 そ 376 9	軽貨物				

資料 2 - 9 国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則

平成11年12月27日

規則第65号

(目的)

第1条 この規則は、寝たきり高齢者及び高齢者のみの世帯等の高齢者（以下「寝たきり高齢者」という。）に対し、家庭内での火災による緊急事態における不安を解消し、その生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 火災安全システム 火災による緊急事態が発生した際に、当該事態について東京消防庁に自動的に通報するため、寝たきり高齢者に貸与又は給付する通信機器を用いた通信網をいう。
- (2) 火災安全システム事業 前号に規定する火災安全システムを用いて寝たきり高齢者の緊急事態について自動的に東京消防庁に通報し、火災に対する迅速な消火活動及び救助活動を行う事業をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、国分寺市内に住所を有するおおむね65歳以上高齢者のうち、居住環境等により防火等の配慮が必要なもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表第1に定める機器の種目の区分ごとに定められた対象者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(利用の申請等)

第4条 火災安全システムを利用しようとする者は、高齢者火災安全システム利用申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受けたときは、その内容を審査し、火災安全システムの利用を承認するときは高齢者火災安全システム利用承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは高齢者火災安全システム利用不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(機器の貸与・給付等)

第5条 市長は、前条第2項の規定により火災安全システム事業の利用を承認した者（以下「利用者」という。）に対し、別表第1に定める火災安全システム事業に用いる機器（以下「機器」という。）のうち必要なものを貸与し、又は給付するものとする。

2 市長は、前項の機器を貸与し、又は給付するときは、利用者から、高齢者火災安全システム利用確認書（様式第4号）を提出させるものとする。

（登録）

第6条 市長は、前条第2項に規定する高齢者火災安全システム利用確認書の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項を高齢者火災安全システム登録台帳（様式第5号）に登録するものとする。

- (1) 利用者の氏名及び住所
- (2) 緊急連絡先の氏名及び住所
- (3) その他市長が必要と認める事項

（費用の負担）

第7条 利用者は、火災警報器、自動消火装置、ガス安全システム及び電磁調理器にあつては別表第2の左欄に掲げる種目に応じた同表右欄に定める単価に、専用通報機にあつては別表第3の左欄に掲げる種目に応じた同表右欄に定める単価に別表第4左欄に定める区分に応じて同表右欄に定める利用者負担割合を乗じて得た金額を負担するものとする。

（平成14年規則第61号・全改，平成18年規則第80号・一部改正）

（管理）

第8条 機器の給付等を受けた利用者は、当該機器を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、この事業の目的に反して使用し、原状を変更し、転貸し、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（変更の届出）

第9条 利用者は、当該機器を利用することが必要でなくなったとき又は第6条に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、高齢者火災安全システム利用者登録変更届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（機器の更新）

第10条 市長は、現に貸与している火災安全システムの機器に係る専用通報機の耐用年数の全部が経過したときは、速やかに機器の更新をするものとする。ただし、利用者が更新しない旨を書面で申し出たときは、この限りでない。

（平成14年規則第61号・追加）

（機器の返還）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ高齢者火災安全システム機器返還通知書（様式第7号）により当該利用者に通知し、当該機器を返還させることができる。

- (1) 当該機器の利用を必要としなくなったとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しないと認めるとき。
- (3) 前条ただし書の規定により更新しない旨を申し出たとき。
- (4) この規則に違反したとき。

(平成14年規則第61号・旧第10条繰下・一部改正)

(協力者の設置及び活動内容)

第12条 市長は、火災安全システムの利用者の居宅における火災の発生時に消防隊に協力するため、利用者に居住管理協力者（以下「協力者」という。）を設置する。

2 協力者は、火災の自動通報により消防隊が出動し現場を確認した場合において、利用者が不在で施錠されている等緊急性はないが協力者の協力が必要であると判断したときは、消防署等の要請により利用者の居宅に迅速に到達し消防隊の引揚げ後の管理、利用者等への引継ぎ等を行う。

(平成14年規則第61号・追加，平成16年規則第30号・一部改正)

(東京消防庁への連絡)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、国分寺消防署を経由して、東京消防庁に連絡しなければならない。

- (1) 第4条により利用者を決定したとき。
- (2) 第9条により利用者から変更の届出があったとき。
- (3) 利用者が第11条に該当するに至ったとき。
- (4) 前条に規定する協力者に異動があったとき。

(平成14年規則第61号・旧第11条繰下・一部改正)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平成14年規則第61号・旧第12条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第39号）

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。） から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則別表第2の規定は、施行日以後に設置された機器の設置に係る費用の負担から適用する。

附 則（平成12年規則第101号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。） から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の規定は、施行日後になされた利用の申請に係る費用の負担から適用し、施行日前になされた利用の申請にかかる費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成14年規則第61号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。） から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の規定は、施行日後になされた利用の申請又は更新に係る費用負担から適用し、施行日前になされた利用の申請又は更新に係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則（平成15年規則第47号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。） から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の規定は、施行日後になされた利用の申請又は更新に係る費用負担から適用し、施行日前になされた利用の申請又は更新に係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則（平成16年規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。） から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の規定は、施行日以後になされた利用の申請又は更新に係る費用負担から適用し、施行日前になされた利用の申請又は更新に係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。） から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の規定は、施行日以後になされた利用の申請又は更新に係る費用負担から適用し、施行日前になされた利用の申請又は更新に係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第52号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。） から施行する。

附 則（平成18年規則第80号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日（以下「施行日」という。） から施行する。
(国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の一部改正の経過措置)
- 3 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の規定は、施行日以後の申請に係る費用負担から適用し、施行日前の申請に係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第100号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

資料 2-10 国分寺市避難行動要支援者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者でその円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）について、避難支援、安否確認等の措置（以下「避難支援等」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

2 この要綱において「支援者」とは、次に掲げる組織に属し、避難支援等を行う者とする。

- (1) 国分寺市消防団
- (2) 国分寺消防署
- (3) 小金井警察署
- (4) 国分寺市民生委員・児童委員協議会
- (5) 国分寺市社会福祉協議会
- (6) 自治会・町内会

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 市長は、国分寺市地域防災計画（平成27年7月7日改定）の定めるところにより、避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成しておかなければならない。

(登録情報)

第4条 名簿に登録される避難行動要支援者の情報は、次のとおりとする。

- (1) 登録者番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(名簿登録)

第5条 市長は、名簿を作成するに当たっては、避難行動要支援者に該当するものとして、次に掲げる者（社会福祉施設等の長期入所施設に入所している者を除く。）を名簿に登録するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条（市町村の認定）第1項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条（要介護認定の審査判定基準等）第1項に規定する要介護4又は要介護5のいずれかである者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条（身体障害者手帳）の規定による

身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者（心臓若しくは腎臓の機能の障害又は身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第36条（政令で定める障害）に規定する機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている者を除く。）

(3) 東京都知事の定める愛の手帳1度又は2度の交付を受けている者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条（精神障害者保健福祉手帳）の規定による精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、自ら名簿に登録をしようとする者は、避難行動要支援者名簿登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を確認し、名簿に登録したときは、避難行動要支援者名簿登録済通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（要配慮者に関する情報の利用等）

第6条 市長は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（登録申請の勸奨等）

第7条 市長は、避難行動要支援者に該当する者の把握に努めるとともに、申請による登録を勸奨するものとする。

（名簿情報の利用）

第8条 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

（名簿の提供同意）

第9条 市長は、災害の発生に備え、国分寺市地域防災計画の定めるところにより、避難支援等の実施に必要な限度で、支援者が属する組織の代表者（以下「組織の代表者」という。）に対し名簿を提供するものとする。ただし、名簿を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意（以下「情報提供同意」という。）が得られない場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、国分寺市民生委員・児童委員協議会に所属する支援者については、その担当区域に居住する全ての登録者の情報が記載された名簿を、当該担当区域に係る民生委員・児童委員に対して提供するものとする。ただし、主任児童委員については、市長が指定する区域を支援者としての担当区域とする。

3 市長は、情報提供同意について、第5条第1項の規定により名簿に登録された者にあつては情報提供同意書（様式第3号。以下「同意書」という。）、同条第2項の規定により名簿に登録された者にあつては同項に規定する登録申請書の提出時に同意する旨の記載をした登録申請書又は同意書を提出させることにより得るものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、情報提供同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、組織の代表者及び支援者（以下「代表者等」という。）に対し名簿を提供することができる。

5 自治会・町内会の代表者は、避難行動要支援者名簿の取扱いに関する誓約書（様式第4号。以下「誓約書」という。）を市長に提出した場合においてのみ名簿の提供を受けることができる。

6 前項に規定する誓約書を提出した自治会・町内会の代表者に変更があった場合は、新たな代表者は、速やかに誓約書を市長に提出しなければならない。

（支援者の役割等）

第10条 支援者は、災害時において、名簿に登録された避難行動要支援者（以下「名簿登録者」という。）に対し、避難支援等を行うものとする。

2 支援者は、平素から避難行動要支援者の状況の把握や情報の収集など避難支援等に必要な環境の整備に努めるものとする。

3 自治会・町内会に属する支援者は、避難支援等に関して生じた事故等に対応するため、市長が指定するボランティア保険に加入するものとする。この場合において、市長は、当該保険の加入費用の全部又は一部を負担するものとする。

（受領書の提出）

第11条 第9条の規定により名簿の提供を受けた代表者等は、避難行動要支援者名簿受領書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（名簿の管理）

第12条 代表者等は、名簿情報の漏えいの防止その他の名簿情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 名簿の提供を受けた組織の代表者は、名簿情報を適正に管理し、個人情報の保護に関し、支援者を指揮監督するものとする。

（名簿情報の保護）

第13条 代表者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 名簿情報及び避難支援等を行う上で知り得た個人の秘密を他に漏らさないこと。代表者等でなくなった後も同様とする。

(2) 名簿を紛失しないよう厳重に保管し、名簿情報が避難支援等以外に使用されないよう適切に管理すること。

(3) 名簿を紛失したときは直ちに市長に報告すること。

2 市長は、代表者等が名簿情報を適切に管理できないと判断した場合は、当該代表者等に名簿を返還させることができる。

（名簿の更新）

第14条 市長は、毎年1回、名簿の更新を行うものとする。ただし、登録されている情報の変更が著しいときは、状況に応じて名簿を更新するものとする。

2 市長は、前項の規定により名簿を更新したときは、代表者等に対し更新後の名簿を提供

するものとする。この場合において、代表者等は、更新後の名簿を受領する際に更新前の名簿を返還しなければならない。

3 第9条第1項及び第2項の規定は、前項の提供について準用する。

(登録内容の変更)

第15条 名簿登録者は、名簿情報の内容に変更が生じたときは、当該変更の内容を記載した避難行動要支援者名簿登録変更申請書(様式第6号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書が提出されたときは、速やかに名簿の記載内容を変更するものとする。

(名簿情報提供の停止)

第16条 名簿登録者は、第9条第4項に規定する代表者等への自己の名簿情報の提供を希望しないときは、避難行動要支援者名簿情報提供停止希望申請書(様式第7号。以下「停止申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による停止申請書が提出されたときは、支援者に対し、名簿登録者の名簿情報の提供を行わないものとする。

3 前項の規定により支援者に対する名簿情報の提供を停止されている名簿登録者がその停止を解除しようとするときは、避難行動要支援者名簿情報提供停止解除申請書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第17条 市長は、名簿登録者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該名簿登録者の登録を取り消すものとする。

(1) 名簿登録者が死亡したとき。

(2) 名簿登録者が市外に転出したとき。

(3) 名簿登録者が社会福祉施設等の長期入所施設に入所したとき。

(4) 妊娠を理由として登録した名簿登録者について、その名簿に登録された日から起算して1年が経過したとき。

(5) その他市長が名簿登録者の登録について不相当と認めるとき。

2 前項第2号から第5号までの規定にかかわらず、市長は、名簿登録者が登録の取消しを希望しない場合については、その登録を取り消さないことができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

(国分寺市災害時要援護者登録制度実施要綱の廃止)

2 国分寺市災害時要援護者登録制度実施要綱(平成21年要綱第13号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項による廃止前の国分寺市災害時要援護者登録制度実施要綱の規定に基づき作成され

た災害時要援護者登録名簿は，この要綱の規定に基づき作成された名簿とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は，決裁の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第5条第1項第2号の規定は，施行日以後に行う名簿の登録について適用し，施行日前に行った名簿の登録については，なお従前の例による。

附 則

この要綱は，令和元年7月1日から施行する。

資料2-11 防災備蓄品保管場所一覧（資機材）

品目 防災倉庫名		体育館用シート	災害用簡易トイレ	災害用簡易トイレ汚物処理袋	毛布	ろうそく	食器100人用	プライベートテント	テント	発電機	投光器	レスキューキットリュック型	レスキューキットBOX型
		枚	基	枚	枚	本	セット	張	張	台	基	個	個
地区防災センター	第1小学校	15	20	1,000	150	10	0	2	1	3	4	1	1
	第2小学校	15	20	1,000	180	10	0	2	1	3	4	1	1
	第3小学校	0	0	0	0	10	0	2	0	1	3	1	1
	第4小学校	30	22	2,000	370	64	2,800	37	4	4	4	1	2
	第5小学校	17	20	1,000	70	10	0	2	0	3	4	1	1
	第6小学校	15	20	1,000	150	10	0	2	1	1	3	1	1
	第7小学校	10	20	400	30	10	0	2	0	1	2	1	1
	第8小学校	17	20	2,000	180	10	0	3	1	2	4	1	1
	第9小学校	15	20	1,000	170	10	0	2	1	1	3	1	1
	第10小学校	5	20	100	200	10	0	2	0	1	3	2	1
	第1中学校	15	20	1,000	130	10	0	2	1	2	3	1	0
	第2中学校	15	20	1,000	10	10	0	3	0	3	3	1	1
	第3中学校	15	20	1,000	130	10	0	2	1	2	2	1	1
	第4中学校	35	25	3,300	650	31	0	2	12	2	10	1	3
	第5中学校	17	75	3,300	560	84	2,000	5	0	8	6	1	3
	国分寺高校	0	0	300	50	48	500	2	0	1	3	1	1
	東京経済大学	0	0	2,000	0	0	0	0	1	2	2	0	0
二次避難所	北町地域センター	0	0	200	180	0	300	0	0	1	1	1	1
	内藤地域センター	0	0	200	310	0	300	0	0	1	1	1	1
	西町地域プラザ	0	0	200	197	0	300	0	0	1	1	2	1
	北の原地域センター	0	0	100	50	12	300	0	0	1	1	2	1
	もとまち地域センター	0	6	120	140	10	200	0	0	1	0	2	1
	さわやかプラザもとまち(もとまち児童館)	0	0	0	0	0	300	0	0	0	0	0	0
	障害者センター	0	0	0	200	0	100	0	0	0	0	0	0

リヤカー	炊飯器	無菌浄水器	車いす対応仮設トイレ	仮設トイレ	ブルーシート	担架	JM-1・エルダー	JM-3	救急箱	おむつ(S・M・L)	生理用品	ベビーローション	カイロ	マスク	
台	台	台	基	基	枚	台	台	台	箱	箱	箱	箱	箱	箱	単位
0	1	2	1	0	32	2	0	0	4	各1	2	1	2	2	第1小学校
0	1	2	1	0	32	2	0	0	4	各1	2	1	2	2	第2小学校
0	1	2	0	0	32	2	0	0	4	各1	2	0	2	2	第3小学校
4	2	2	4	0	240	4	0	0	11	各1	2	1	2	2	第4小学校
0	1	2	1	0	32	2	0	0	4	各1	2	1	2	2	第5小学校
0	1	2	1	0	30	2	0	0	4	各1	2	1	2	2	第6小学校
0	1	2	0	0	32	2	0	0	4	各1	2	1	2	2	第7小学校
0	1	2	1	0	32	2	0	0	4	各1	2	1	2	2	第8小学校
0	1	2	1	0	31	2	0	0	4	各1	2	1	2	2	第9小学校
0	3	2	0	0	4	2	0	1	3	各1	2	1	2	2	第10小学校
0	2	2	1	0	20	2	0	0	5	各1	2	1	2	2	第1中学校
0	1	2	0	0	32	2	0	0	4	各1	2	1	2	2	第2中学校
0	2	2	0	0	32	2	0	0	4	各1	2	1	2	2	第3中学校
4	3	2	0	6	30	2	0	0	13	各1	2	1	2	2	第4中学校
2	4	2	1	0	310	6	0	1	5	各1	2	1	2	2	第5中学校
0	1	2	0	0	50	2	0	0	4	各1	2	0	2	2	国分寺高校
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	各1	0	1	2	2	東京経済大学
0	0	0	0	0	60	0	0	0	2	0	0	0	0	0	北町地域センター
0	0	1	0	0	50	0	0	0	2	0	0	0	0	0	内藤地域センター
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	西町地域プラザ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	北の原地域センター
0	0	0	0	0	32	1	0	0	4	0	0	0	0	0	もとまち地域センター
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	さわやかプラザもとまち(もとまち児童館)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	障害者センター

品目 防災倉庫名		体育館用シート	災害用簡易トイレ	災害用簡易トイレ汚物処理袋	毛布	ろうそく	食器100人用	プライベートテント	テント	発電機	投光器	レスキューキットリユック型	レスキューキットBOX型
		枚	基	枚	枚	本	セット	張	張	台	基	個	個
その他	スポーツセンター1階	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0
	スポーツセンター3階	0	62	1,000	350	0	1,000	0	0	0	0	0	2
	いずみプラザ2階	0	50	1,000	10	0	1,300	0	0	1	0	0	0
	市役所	0	0	500	10	10	0	3	2	10	18	0	0
	窪東公園	5	0	500	500	420	500	2	0	2	1	0	1
	殿ヶ谷戸児童遊園	0	0	0	0	0	0	2	0	2	3	2	1
	南町野川公園	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	1	0
	西国分寺駅駐輪場	0	0	0	20	10	0	0	0	0	0	1	0
	民俗資料室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6分団詰所	0	2	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医師会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		241	462	25,320	5,117	809	9,900	79	26	64	92	29	29

リヤカー	炊飯器	無菌浄水器	車いす対応仮設トイレ	仮設トイレ	ブルーシート	担架	JM1・エルダー	JM3	救急箱	おむつ(S・M・L)	生理用品	ベビーローション	カイロ	マスク	
台	台	台	基	基	枚	台	台	台	箱	箱	箱	箱	箱	箱	単位
7	6	0	0	10	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	スポーツセンター1階
0	0	2	0	0	300	0	0	1	0	0	0	0	0	0	スポーツセンター3階
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	いずみプラザ2階
0	0	1	0	0	15	4	0	0	3	0	0	0	0	0	市役所
1	1	1	1	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	窪東公園
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	殿ヶ谷戸児童遊園
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	南町野川公園
0	0	0	0	0	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	西国分寺駅駐輪場
0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	0	民俗資料室
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6分団詰所
0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	医師会
18	33	37	14	16	1,430	46	5	5	122	各サイズ 17	32	15	34	34	

資料2-12 防災備蓄品保管場所一覧（食料品）

品目 防災倉庫名	アルファ米(50食入)	おかゆ(50食入)	餅(50食入)	3日間食料(27食入)	サバイバルフーズ(60食入)	ビスケット(80食入)	けんちん・とん汁(30食入)	数量	保存水(1.5リットル)	保存水(2.0リットル)	数量	
	保存年数	5年	5年	5年	10年	10年	5年	5年		5年 (※)	5年	
単位	箱	箱	箱	箱	箱	缶	箱	食	箱	箱	リットル	
地区防災センター	第1小学校	55	5	2	0	0	32	7	6,920	160	0	1,920
	第2小学校	55	5	2	0	0	14	7	5,480	90	0	1,080
	第3小学校	30	5	0	0	0	14	3	3,410	80	0	960
	第4小学校	65	71	11	95	0	28	7	13,415	832	228	12,720
	第5小学校	45	5	2	0	0	14	7	4,980	190	0	2,280
	第6小学校	35	5	5	0	5	14	5	4,570	20	120	1,680
	第7小学校	30	5	3	0	5	0	3	2,740	90	0	1,080
	第8小学校	30	5	3	0	5	14	3	3,860	230	0	2,760
	第9小学校	35	5	6	0	5	12	5	4,460	130	0	1,560
	第10小学校	20	0	0	0	0	12	3	2,500	100	30	1,560
	第1中学校	45	10	5	0	0	14	3	4,660	110	60	2,040
	第2中学校	50	20	8	0	0	10	7	5,960	70	0	840
	第3中学校	50	10	3	0	0	16	3	4,970	125	0	1,500
	第4中学校	60	20	0	0	0	24	7	7,180	450	400	10,200
	第5中学校	80	76	10	330	0	50	5	22,110	1,740	300	24,480
	国分寺高校	20	10	4	0	5	4	5	3,220	50	0	600
東京経済大学	50	16	0	0	0	20	6	5,980	200	0	2,400	
二次避難所	北町地域センター	15	18	0	0	0	20	0	3,250	0	90	1,080
	内藤地域センター	5	18	0	0	0	10	0	1,950	50	40	1,080
	西町地域プラザ	0	18	5	0	0	10	0	1,950	90	0	1,080
	北の原地域センター	10	18	5	0	0	0	0	1,650	90	0	1,080
	もとまち地域センター	10	16	5	0	0	0	0	1,550	90	0	1,080
	さわやかプラザもとまち(もとまち児童館)	0	8	0	0	0	14	0	1,520	0	100	1,200
	障害者センター	50	21	0	45	23	14	0	7,265	400	0	4,800

※ 保存水 1.5 リットルのうち 1,700 箱は保存年数が 10 年

品目 防災倉庫名	アルファ米(50食入)	おかゆ(50食入)	餅(50食入)	3日間食料(27食入)	サバイバルフーズ(60食入)	ビスケット(80食入)	けんちん・とん汁(30食入)	数量	保存水(1.5リットル)	保存水(2.0リットル)	数量	
	保存年数	5年	5年	5年	10年	10年	5年	5年		5年 (※)	5年	
単位	箱	箱	箱	箱	箱	缶	箱	食	箱	箱	リットル	
その他	スポーツセンター1階	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	スポーツセンター3階	27	0	5	50	0	10	0	3,750	1,260	232	17,904
	いずみプラザ2階	0	16	0	70	0	10	0	3,490	150	100	3,000
	市役所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窪東公園	0	0	0	0	0	24	0	1,920	300	0	3,600
	殿ヶ谷戸児童遊園	0	0	0	65	0	22	0	3,515	110	0	1,320
	南町野川公園	0	0	0	50	0	22	0	3,110	100	0	1,200
	西国分寺駅駐輪場	0	0	0	0	0	10	0	800	110	0	1,320
	民俗資料室	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	1,200
	6分団詰所	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	360
計	872	406	84	705	48	458	86	142,135	7,547	1,700	110,964	

資料 2-13 飲用水・生活水の確保

【浄水所】

施設名	所在地	確保水量		応急給水 栓（基）	ホース本数		エンジンポ ンプ（台）
		(m ³)	(リットル)		5 m	20m	
東恋ヶ窪 配水所	東恋ヶ窪 2-5-8	1,220	1,220,000	13	12	7	2
国分寺北町 給水所	北町 4-1-5	5,800	5,800,000	9	9	7	4

【避難所応急給水栓】

施設名
各地区防災センター

【消火栓 ※応急給水可能として都水道局から指定を受けた消火栓】

施設名		
各地区防災センター	市役所	内藤地域センター
窪東公園	さわやかプラザもとまち	西国分寺駅南口自転車駐車場

【むかしの井戸】

	名称	所在地	深さ	設置年月	備考
1	なかよし井戸	日吉町3-10-3	20m	平成2年3月	市管理
2	もみじ井戸	光町1-15-4	20m	平成2年3月	市管理
3	つつじ井戸	西町2-22-40	20m	平成3年2月	市管理
4	カメ井戸	西町4-25-1	13m	平成3年2月	市管理
5	90度井戸	富士本3-19-11	17m	平成3年2月	市管理
6	ぐるぐる井戸	新町2-2-69	16m	平成3年2月	市管理
7	室内プール前井戸	東恋ヶ窪3-33-3	16m	平成3年2月	市管理
8	たきくぼ井戸	泉町3-5-18	19m	平成3年2月	市管理
9	ポプラ井戸	日吉町4-2-41	50m	平成5年2月	市管理
10	内藤橋井戸	内藤1-28-20	26m	平成5年2月	市管理
11	かしの木井戸	東恋ヶ窪6-17-48	43m	平成10年3月	市管理
12	けやき井戸	小平市上水本町6-22-2	39m	平成10年3月	市管理
13	わかば井戸	本多5-20-9	43m	平成10年3月	市管理
14	武蔵国分寺井戸	西元町1-10	17m	平成13年3月	市管理
15	高木井戸	高木町3-25-60	41m	平成15年3月	市管理
16	北町公園井戸	北町5-24	40m	平成20年3月	市管理
17	戸倉井戸（戸倉神社内）	戸倉4-34	16m	昭和25年頃	
18	ふれあい井戸 （国立団地協議会共有地内）	西町2-21-5	21m	昭和36年	
19	戸倉公園井戸	戸倉4-8-4	18m	平成22年1月	市管理

	南町ひだまり井戸	南町1-14-6	32m	平成28年12月	市管理
	東元町一丁目井戸	東元町1-28-3	20m	平成30年3月	市管理
	東恋ヶ窪でんしゃ公園井戸	東恋ヶ窪1-280-5	50m	平成30年3月	市管理
	さつき井戸	内藤1-20-19	48m	令和元年7月	市管理

【市立小中学校の受水槽・高架水槽状況】

学校名	受水層			高架水層			合計容量 (%)	
	基数	容量(m ³)	容量(%)	基数	容量(m ³)	容量(%)		
1小	2	10	10,000	1	8	8,000	28,000	
		10	10,000					
2小	2	11.25	11,250	1	4.5	4,500	27,000	
		11.25	11,250					
3小	1	24	24,000	1	10	10,000	34,000	
4小	2	20	20,000	-	-	-	40,000	
		20	20,000					
5小	1	15	15,000	1	7.5	7,500	22,500	
6小	1	24	24,000	1	9	9,000	33,000	
7小	1	28	28,000	1	8	8,000	36,000	
8小	-	-	-	1	10	10,000	10,000	
9小	2	6.25	6,250	1	4	4,000	16,500	
		6.25	6,250					
10小	2	15	15,000	-	-	-	30,000	
		15	15,000					
1中	1	20	20,000	1	7.5	7,500	27,500	
2中	1	27	27,000	1	7.5	7,500	34,500	
3中	2	9	9,000	2	4.5	4,500	28,500	
		12	12,000		3	3,000		
4中	1	16.5	16,500	1	5.5	5,500	22,000	
5中	2	18	18,000	1	16	16,000	52,000	
		18	18,000					
合計			336,500	合計			105,000	441,500

備考

4小・5中は受水槽に蛇口がついているので、取り出し可能。

その他の学校は、蛇口がついていないため、フタを明けてバケツで汲むことで取り出し可能。

【飲用水供給用資機材】

名称	仕様	備蓄量
給水タンク	1トン PVCターポリン無毒加工	4基 (H25に30基追加予定)
給水袋	6%対応	10,500袋
給水設備	スタンドパイプ	5セット

	取水口（蛇口 5 個） ホース 消火栓開栓器具 落下防止版	
--	--	--

資料 2-14 東京都帰宅困難者対策条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第七条—第九条）
- 第三章 安否確認及び情報提供（第十条・第十一条）
- 第四章 一時滞在施設の確保（第十二条）
- 第五章 帰宅支援（第十三条）
- 第六章 雑則（第十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができる場合と認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業員へ周知するよう努めなければならない。

3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力を努めなければならない。

4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業員へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

(帰宅困難者対策実施状況の報告)

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求められることができる。

(事業者等に対する支援)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業員の一斉帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業員の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内で

の待機に係る案内，安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 百貨店，展示場，遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は，設置し，又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は，設置し，又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上，都，区市町村，他の事業者その他関係機関と連携し，当該施設内での待機に係る案内，安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は，前二項の規定に準じて，施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。），専修学校（法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第一百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は，大規模災害の発生時に，設置し，又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上，幼児，児童，生徒等に対し，当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は，大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため，区市町村，事業者その他関係機関との連携及び協力の下に，情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は，大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

- 2 事業者等は，大規模災害の発生時において従業者，利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は，都が所有し，又は管理する施設の中から，大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し，都民及び事業者等に周知しなければならない。

- 2 知事は，一時滞在施設の確保に向け，都が所有し，又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し，国，区市町村及び事業者に協力を求め，帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

資料 3 - 1 国分寺市災害対策本部条例

昭和38年10月 8 日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2(市町村災害対策本部)第8項の規定に基づき、国分寺市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成9年条例第5号・平成23年条例第23号・平成24年条例第38号・一部改正)

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成9年条例第5号・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料3-2 国分寺市災害対策本部条例施行規則

昭和51年9月13日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、国分寺市災害対策本部条例（昭和38年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(平成9年規則第3号・一部改正)

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について、国分寺市災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢及び解除に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難の勧告又は指示に関する事。
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する事。
- (5) 近接市との相互応援に関する事。
- (6) 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。
- (7) 都及び関係防災機関に対する応援の要請に関する事。
- (8) 公用令書による公用負担に関する事。
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- (10) 部班長会議の招集に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

(平成2年規則第13号・平成9年規則第3号・一部改正)

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第3条（職務）第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、国分寺市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成20年規則第108号。以下「順序規則」という。）に規定する第1順位副市長、順序規則に規定する第2順位副市長、教育長の順序によりこれを行うものとする。

(昭和61年規則第10号・平成2年規則第13号・平成9年規則第3号・平成18年規則第125号・平成20年規則第110号・平成23年規則第64号・一部改正)

(本部員)

第5条 本部員は、次の職にあるものをもって充てる。

- (1) 消防団長
- (2) 国分寺市組織規則(昭和48年規則第21号)第5条(職の設置)第1項に規定する部長
- (3) 国分寺市組織規則第5条第2項第1号に規定する担当部長
- (4) 国分寺市教育委員会教育次長の設置に関する規則(平成19年教委規則第3号)第1条(設置)に規定する教育次長
- (5) 国分寺市議会事務局設置条例(昭和33年条例第15号)第2条(職の設置及び職務)第1項に規定する事務局長
- (6) 会計管理者

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

(昭和53年規則第24号・昭和61年規則第10号・平成元年規則第26号・平成2年規則第13号・平成9年規則第3号・平成9年規則第38号・平成12年規則第35号・平成14年規則第38号・平成15年規則第17号・平成16年規則第39号・平成19年規則第33号・平成20年規則第110号・一部改正)

(意見の聴取等)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部長室の会議に出席させ、その意見を聴き、又は本部員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(平成23年規則第64号・追加)

(部及び班)

第7条 部、班の編成及び分掌事務は、別に定める。

(昭和61年規則第10号・全改、平成2年規則第13号・平成9年規則第3号・平成19年規則第38号・一部改正、平成23年規則第64号・旧第6条繰下)

(部班長会議)

第8条 本部長は、災害対策の推進を図るため必要があると認めるときは、部班長会議を招集することができる。

(平成9年規則第3号・一部改正、平成23年規則第64号・旧第7条繰下)

(職務権限)

第9条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき、本部の事務を処理する。

(平成2年規則第13号・一部改正、平成23年規則第64号・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

(昭和61年規則第10号・全改、平成23年規則第64号・旧第9条繰下)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和53年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和61年規則第10号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成2年規則第13号)

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年規則第3号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第38号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年規則第14号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、平成12年3月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第35号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第34号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第38号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第17号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第39号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第12号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第125号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第33号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第38号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第110号）
この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第64号）
この規則は、公布の日から施行する。

資料 3-3 国分寺市災害初動要員設置規程

平成19年12月28日

訓令第36号

改正 平成23年3月31日訓令第7号

平成26年3月31日訓令第16号

令和2年3月31日訓令第5号

(題名改称)

国分寺市地震災害初動要員設置規程(平成17年訓令第9号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地域防災計画に基づき、国分寺市(以下「市」という。)内で震度5弱以上の地震災害が発生した場合その他風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、初動期の応急対策活動を迅速かつ円滑に遂行するため、国分寺市災害初動要員(以下「初動要員」という。)を設置する。

(令和2年訓令第5号・一部改正)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域防災計画 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第42条(市町村地域防災計画)第1項の規定に基づき、国分寺市防災会議条例(昭和38年条例第20号)により設置する国分寺市防災会議が作成した国分寺市地域防災計画をいう。

(2) 災害対策本部 法第23条(災害対策本部)の規定に基づき、国分寺市災害対策本部条例(昭和38年条例第19号)により設置する国分寺市災害対策本部をいう。

(3) 地区防災センター 地域防災計画に基づき、避難所として指定されている各市立小中学校、東京都立国分寺高等学校及び東京経済大学をいう。

(平成23年訓令第7号・一部改正)

(任命等)

第3条 市長は、次条第1項第1号の本部班に配置する初動要員にあつては職員(管理職員(職員の給与に関する条例(昭和32年条例第11号)第2条(給料)に規定する管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。)を除く。以下この項において同じ。)から、同項第2号の地区防災センター運営班に配置する初動要員にあつては市内又は市に隣接した区域に居住する職員から初動要員を任命し、又は委嘱する。

2 初動要員の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、初動要員が欠けた場合における補欠初動要員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、疾病、転居等の理由により初動要員として活動することが困難となったとき又は初動要員が管理職員になったときは、当該初動要員を解任し、又は解嘱することができる。

(令和2年訓令第5号・一部改正)

(班及び定員)

第4条 初動要員は、地域防災計画で定める次の班に配置する。

(1) 本部班

(2) 地区防災センター運営班

2 本部班の定員は20人とし、地区防災センター運営班の定員は地区防災センター1箇所に

つき5人とする。

(令和2年訓令第5号・一部改正)

(職務)

第5条 前条第1項各号に掲げる班の職務は、別表のとおりとする。

(勤務時間中の地震災害発生時の対応)

第6条 初動要員は、勤務時間中に市内で震度5弱以上の地震災害が発生したときは、地域防災計画に定めるところにより、本部班にあつては国分寺市役所、地区防災センター運営班にあつてはあらかじめ指定された地区防災センター（以下「参集場所」という。）に出動しなければならない。

2 前項の場合において、自己に重大な事故等が発生し、参集場所に出動できないときは、速やかに災害対策本部に連絡しなければならない。ただし、地震災害により連絡手段が絶たれているときは、この限りでない。

(令和2年訓令第5号・一部改正)

(勤務時間外の地震災害発生時の対応)

第7条 初動要員は、勤務時間外に市内で震度5弱以上の地震災害が発生したときは、直ちに参集場所に出動しなければならない。

2 前項の場合において、自己に重大な事故等が発生し、参集場所に出動できないときは、速やかに災害対策本部に連絡しなければならない。ただし、地震災害により連絡手段が絶たれているときは、この限りでない。

(地震発災時以外の対応)

第8条 初動要員は、前2条に定めるもののほか、災害発生（発生のおそれのある場合を含む。）の初動期に、地域防災計画に定めるところにより必要な活動を行う。

(令和2年訓令第5号・追加)

(訓練等)

第9条 初動要員は、災害時に備え、市長が実施する防災訓練、地区防災センター運営協議会を構成する団体との話し合い等に積極的に参加し、平常時から自己の職務を修得するとともに、地域住民との連携に努めなければならない。

2 初動要員として市長が任命し、又は委嘱した職員の所属長は、当該職員の前項に規定する訓練等への参加について十分配慮しなければならない。

(令和2年訓令第5号・旧第8条繰下・一部改正)

(庶務)

第10条 初動要員の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(平成26年訓令第16号・一部改正、令和2年訓令第5号・旧第9条繰下)

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(令和2年訓令第5号・旧第10条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の国分寺市地震災害初動要員設置規程第5条（任命等）第1項の規定により任命され、又は委嘱された初動要員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、

平成20年1月31日までとする。

附 則（平成23年訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第16号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（令和2年訓令第5号・一部改正）

班名称	職務
本部班	災害対策本部の設置
	地域防災計画により設置された各班の活動指示及び応援
	職員及び資機材の配備
	庁舎の点検
	災害情報の収集及び整理
	東京都及び防災関係機関との情報交換
地区防災センター運営班	地区防災センターの開設及び運営
	避難誘導
	災害情報の収集及び災害対策本部への報告
	医療救護所の開設及び運営の協力
	防災備蓄品及び救援物資の管理及び配布
	地区防災センター運営協議会の設置
地域自治会，町内会その他団体等との協力体制の確立	

資料 3-4 避難所施設利用に関する協定書

国分寺市長を「甲」とし、東京都立国分寺高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において次のとおり一時避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を国分寺市地域防災計画に基づき一時避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の範囲)

第2条 甲が一時避難所として利用できる施設の範囲は、乙の管理する施設のうち、別添「避難所指定に伴う施設利用計画」及び図面に示す範囲とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、前条の利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずる。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所を一時避難所として開設することができる。

(開設の通知)

第5条 甲は、第4条に基づき避難所を開設する場合には、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知する。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力する。

(費用負担)

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担する。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長

の申請をする。

(避難所閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努める。

(避難所の閉鎖)

第10条 甲は、避難所を閉鎖する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及び疑義・変更が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

甲と乙は、この協定書を称するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成10年2月20日

(甲) 国分寺市長

山崎眞秀

(乙) 東京都立国分寺高等学校長

梅村和伸

資料3-5 地区防災センターの管理運営に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と学校法人東京経済大学（以下「乙」という。）は、国分寺市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める地区防災センターの管理運営における相互の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に市民、在勤者及び在学者（以下「市民等」という。）の安全の確保を図るため乙の敷地内に開設する地区防災センターについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（平常時の協力内容）

第2条 甲と乙の平常時における協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害時において、乙の敷地内に地区防災センターを開設するため、国分寺市地震災害初動要員（以下「初動要員」という。）5名をあらかじめ任命する。
- (2) 甲は、災害時における乙との連絡手段を確保するため、IP無線機をあらかじめ乙の敷地内に配備する。
- (3) 甲は、乙の敷地内にあらかじめ防災備蓄倉庫を設置し、災害時に市民等に配布する必要な備蓄物資等を整備する。
- (4) 甲は、災害時に乙の敷地内に地区防災センターが開設されることを日頃から市民等に周知するため、乙の敷地内に案内標識をあらかじめ設置する。
- (5) 乙は、管理する施設のうち地区防災センターとして市民等に開放する施設の範囲をあらかじめ別図のとおり定めるものとする。

（地区防災センターの開設）

第3条 甲は、災害時に乙の敷地内に地区防災センターを開設する必要が生じた場合、前条第5号により乙の定めた施設を地区防災センターとして開設することができるものとする。

（災害時の協力内容）

第4条 甲と乙の災害時における協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、市内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ配置した初動要員を乙の施設に参集させ、地域防災計画に定められた災害対策活動を実施する。
- (2) 乙は、被災した市民等を支援するため、大学構成員等をもって、甲が配置した初動要員に協力する。

（地区防災センターの管理）

第5条 地区防災センターの管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、地区防災センターの管理運営について、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、地区防災センターの管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 地区防災センターの開設期間中に甲又は市民等の責めにより乙の施設に損害を生じた場合、甲は当該施設を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 地区防災センターの開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とし、被災者が自宅に帰宅又は乙が指定する施設に移動するまでの期間とする。

(地区防災センターの廃止)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、地区防災センターの早期解消に努めるものとする。

2 甲は、乙の敷地内に開設した地区防災センターを廃止するときは、その施設を原状に復し乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第9条 乙は、甲が行う防災訓練に協力するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとして、以後もこの例による。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通保有する。

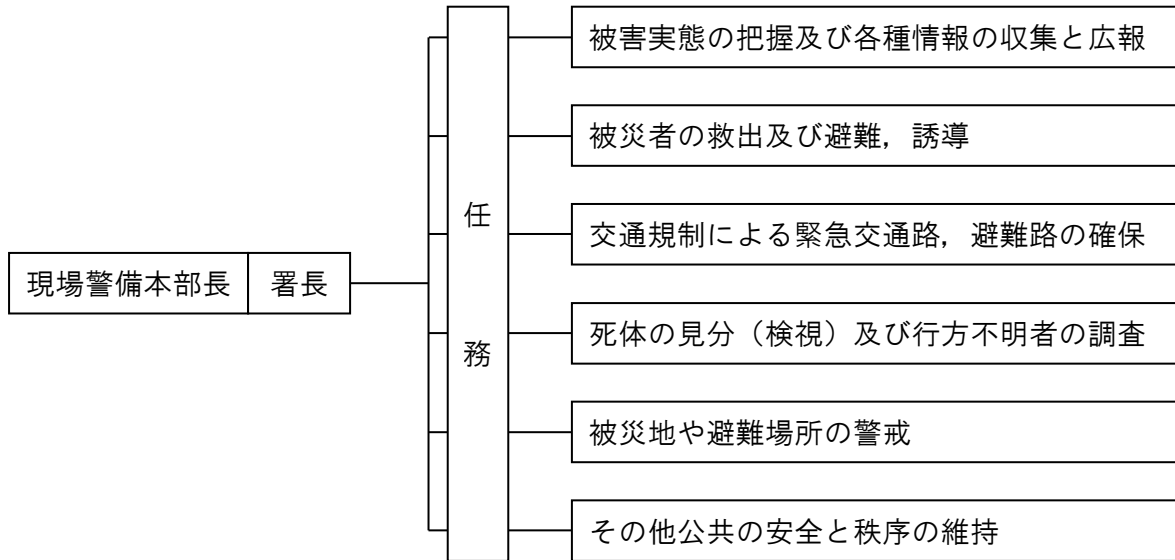
平成23年 4月 1日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星野信夫

乙 東京都国分寺市南町一丁目7番34号
学校法人 東京経済大学
理事長 村上勝彦

資料 3 - 6 関係機関の活動体制

1 小金井警察署



「阪神・淡路大震災」は、各方位面に「初動態勢」を含めた震災対策の在り方について、多くの教訓を与えた。

この検討の上に乗って、大震災発生時のパニック的状况の中で自動的に行動できる手順や限られた警察力でとるべき応急対策の優先順位を明確にし、「被災者の救出・救護」「避難路、緊急交通路の確保」等人命の保護を第一とした警察活動を迅速的確に実施する事である。

大地震発生時における警察の活動範囲は、概ね次のとおりである。

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 任務 | (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集と広報
(2) 被災者の救出及び避難, 誘導
(3) 交通規制による緊急交通路, 避難路の確保
(4) 死体の見分(検視)及び行方不明者の調査
(5) 被災地や避難場所の警戒
(6) その他公共の安全と秩序の維持 |
| 2 | 警戒態勢 | 警視庁に最高警備本部設置, 第八方面本部及び小金井警察署に警備本部を設置する。 |
| 3 | 部隊編成 | 一般事務を除く全員をもって警備にあたり, 状況に応じ長期警備本部を設置する場合は, 別途運用により所要の部隊を編成 |
| 4 | 警備活動要領 | 警視庁大震災警備実施計画準拠 |

2 多摩立川保健所

多摩立川保健所災害対策本部及び分掌事務

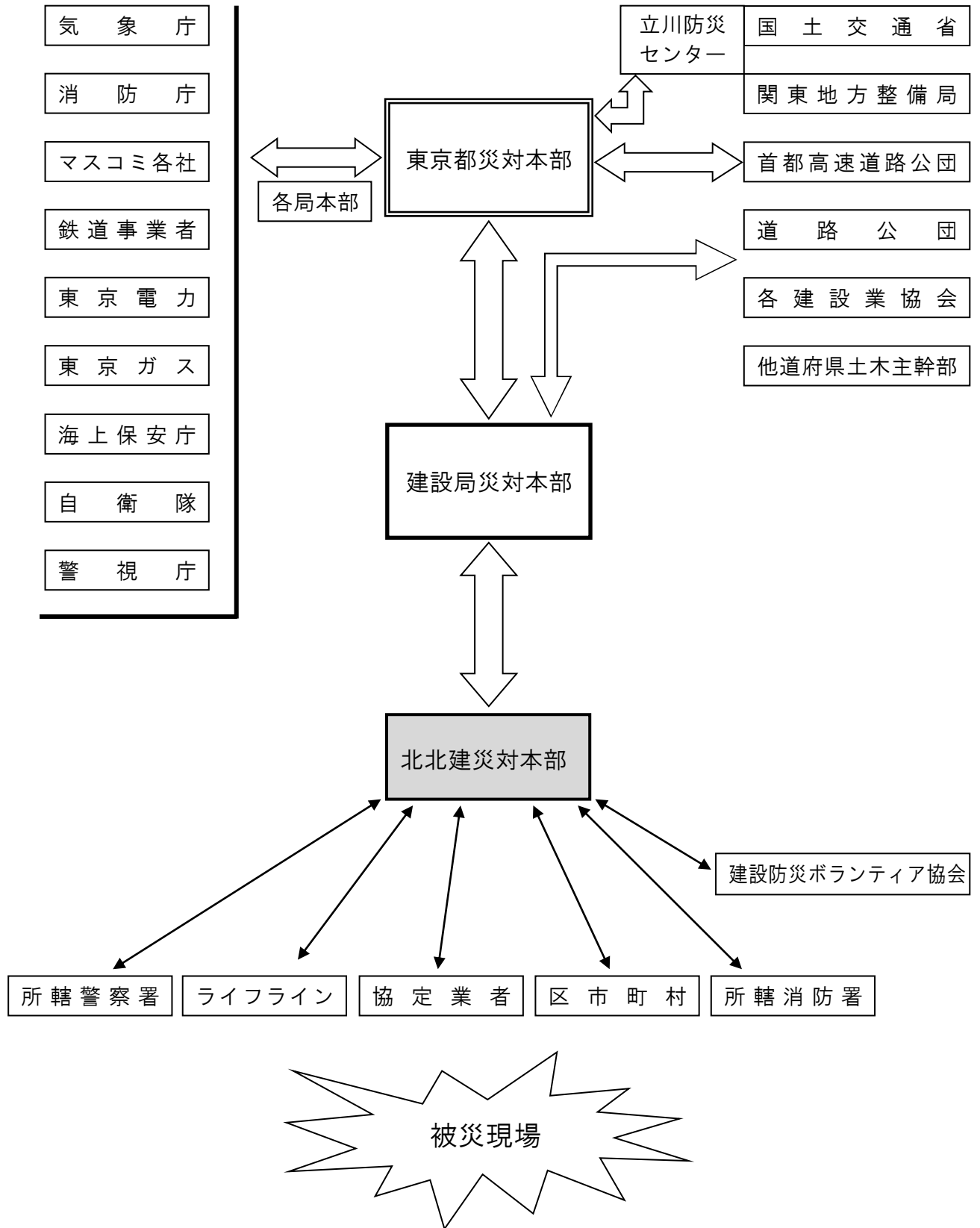
本部長 (保健所長)	総合対策本部 (地域保険推進室長)	行動計画総括（職員配置・応援要請），医薬品・衛星資器材の要請・供給に関すること，その他他部に属さないこと（救援物資，応援者（職員・ボランティア）受入れ等）
	情報管理担当 (責任者・代行) 内部管理担当 (責任者・代行)	管内被害状況の把握，連絡調整（内部，都・区市町村対策本部，その他関係機関），広報・渉外対策（住民，マスコミ等），情報管理全般に関すること 庁舎内外の管理，職員や応援者の健康管理に関すること
	保健部 (保健サービス課長)	保健，栄養，歯科，健（検）診，防疫，R I 対策に関すること，その他保健・医療・福祉関連情報収集
	生活衛生部 (生活衛生課長)	食品衛生，環境衛生，医務・薬事に関すること（医薬品の要請・供給に関することを除く。），検査，廃棄物に関すること，その他生活衛生関連情報収集

3 北多摩北部建設事務所

(1) 災害対策本部の開設

態 勢	開 設 フ ロ ー										
非常配備態勢 a (震度 5 強以下) b (震度 6 弱以上勤務時間内)	a 局本部長が必要と認めた場合、所本部長の指示により参集[2. 4)の態勢による]，開設 b 概ね 30 分以内に開設										
特別非常配備態勢 (震度 6 弱以上勤務時間外)	職員の自主参集 (事務所 4 km 圏内の局指定職員含む) 第 1 段階 <table border="1" data-bbox="791 920 1043 1072"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">作戦班</td> <td>作戦</td> </tr> <tr> <td>応急対策</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・参集者 3 名以上で本部開設 ・職位上位者が本部長代行 <p style="text-align: center;">↓ 参集による人員確保</p> 第 2 段階 <table border="1" data-bbox="791 1361 1043 1473"> <tr> <td style="text-align: center;">作 戦 班</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・本部運営 ・対策案検討 ・通信 <p style="text-align: center;">分 離</p> <table border="1" data-bbox="791 1666 1200 1912"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl;">応急対策班</td> <td>応急対策総括</td> </tr> <tr> <td>小平工区エリア担当</td> </tr> <tr> <td>立川工区エリア担当</td> </tr> <tr> <td>東村山工区エリア担当</td> </tr> <tr> <td>建設防災ボランティア班</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・現場点検 ・応急処置 ・情報処理 	作戦班	作戦	応急対策	作 戦 班	応急対策班	応急対策総括	小平工区エリア担当	立川工区エリア担当	東村山工区エリア担当	建設防災ボランティア班
作戦班	作戦										
	応急対策										
作 戦 班											
応急対策班	応急対策総括										
	小平工区エリア担当										
	立川工区エリア担当										
	東村山工区エリア担当										
	建設防災ボランティア班										

(2) 情報連絡の体系



4 NTT東日本—東京

【災害時の体制】

- 震度5弱以上の地震が発生した場合は警戒態勢、震度6弱以上の地震が発生した場合は非常態勢とする。
- 警戒態勢はNTT東日本・東京事業部及び東京武蔵野支店に情報連絡室を設置する。
- 非常態勢はNTT東日本-東京武蔵野支店長を本部長とする現地災害対策本部を武蔵府中ビルに設置に設置，情報統括班，設備復旧班，企画総務班，ビジネスユーザ班を構成する。
- 国分寺市災害対策本部との連携，連絡は，現地災害対策本部の情報統括班が行う。

■体制図と役割

体制名	主な役割	班長駆付けビル
本部長	各班への指揮統括	NTT武蔵府中ビル
副本部長	本部長補佐	NTT武蔵府中ビル
情報統括班	情報統括，各班の調整，行政との連携	NTT武蔵府中ビル
設備復旧班	被災の調査，復旧計画策定	NTT武蔵府中ビル
企画総務班	故障受付対応と内容把握	NTT武蔵府中ビル
ビジネスユーザ対応班	オフィスユーザ対応	NTT武蔵府中ビル

5 東京電力立川支社

【災害時の態勢】

非常態勢の区分	非常態勢の情勢
待機態勢	○ 夜間，休日等非常対策要員の出勤が長時間を要するために非常態勢への移行が困難な場合
第1非常態勢	○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合
第2非常態勢	○ 大規模な災害の発生が予想される場合 ○ 大規模な災害が発生した場合 ○ 電気事故による突発的な広範囲停電が発生した場合 ○ 東海地震注意情報が発せられた場合
第3非常態勢	○ 大規模な災害が発生し，復旧に長期化が予想される場合 ○ サービス区域あるいは所属店所のある都，県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合

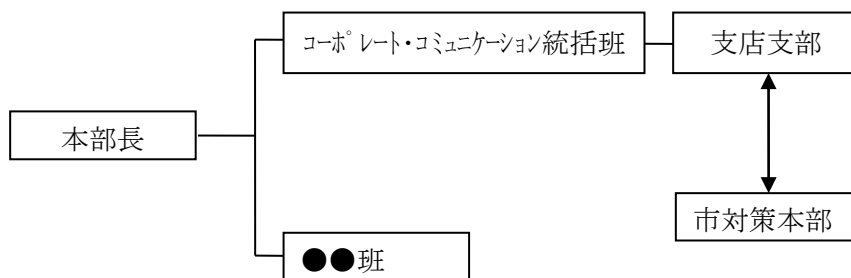
【構成と役割】

構成	業務分掌
支部長	○ 統括
副支部長	○ 支部長補佐
情報班	○ 支部長指令の伝達ならびに受理 ○ 各班の情報総括，整理 ○ 停電軒数，地域の把握 ○ 一般被害情報等の収集，連絡 ○ お客さま設備の安全確認，お客さまへの広報等の現地対応 ○ 地方自治体の災害対策本部等への派遣者との連絡 ○ 行政，警察，消防への情報提供 ○ マスコミ対応（多摩支店本部と連携の上）
復旧班	○ 電力系統運用状況の把握 ○ 電力系統の応急対策，復旧方法の検討 ○ 設備の災害予防措置の実施 ○ 当社被害，復旧情報の収集，連絡 ○ 復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ○ 所要応援要員の把握，要請 ○ 所要復旧資機材の把握，要請
総務班	○ 省略

6 東京ガス

【災害時の体制】

- 震度5弱・5強の地震が発生した場合，地震以外の災害により供給停止するまたは予想される期間が約24時間以内の場合は第1次非常体制をとる。
- 多摩支店支部の活動拠点：東京ガス（株）立川ビル（立川市曙町3-6-13）
活動内容：地域行政・地域社会等との連絡窓口，取材対応
- 市対策本部との連携・連絡は，「支店支部」が担当し，東京ガス（株）から市（行政）へFAX・Emailにて情報連絡を行う。



非常事態の情勢	非常体制の区分
1. 震度5弱・5強の地震が発生した場合 2. 地震以外の災害により供給停止するまたは予想される期間が約24時間以内の場合	第1次非常体制
1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強以上の地震が発生し，（中圧または低圧）ブロックを供給停止した場合 3. 地震以外の災害により供給停止するまたは予想される期間がおおむね2日以上の場合	第2次非常体制
1. 警戒宣言が発令された場合 2. 東海地震予知情報が発表された場合	警戒体制
地震による供給停止した件数が概ね10万件以上で，大規模な導管修繕作業が必要と想定される場合	復旧体制

7 国分寺郵便局

【災害時の体制】

- 地震，台風，洪水，噴火その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発，あるいは放射性物質の放出等大規模な災害等が発生し，又は発生するおそれのある場合において，郵便局長が必要と認める場合は，国分寺郵便局に国分寺郵便局非常災害対策本部（対策本部）を設置する。
- 国分寺市災害対策本部との連絡は。総務班が行う。

体制	事務
本部長（局長）	○ 対策本部事務を統括
副本部長（総務課長）	○ 本部長を補佐
本部員	○ 郵便課長，第一・第二集配営業課長，貯金保険課長，貯金保険副課長，総務課労務担当課長で構成し，本部長の指示を受け本部事務を処理
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部会議及び幹事会の運営並びに情報収集，周知連絡，広報対策 ○ 要員措置，被災見舞金等の早期給付及び医務 ○ 応急用事業物品の輸送，災害応急対策及び復旧のための予算措置 ○ 被災局舎その他の修理及び保全
郵便業務班：郵便課長	○ 内務郵便業務運行の確保
集配業務班：第一・第二集配営業課長	○ 外務郵便業務運行の確保
貯金業務班：貯金保険課長	○ 貯金業務の運行の確保
保険業務班：貯金保険副課長	○ 保険業務の運行の確保

8 陸上自衛隊

【災害派遣基本計画の方針】

連隊は、平素から被支援部隊を密接に支援して師団の即応態勢維持に寄与すると共に関係機関等と密接に連携しつつ自らの即応態勢を維持する。災害発生に際しては、迅速に支援態勢を確立し、災害派遣部隊の行動を継続的に支援する。

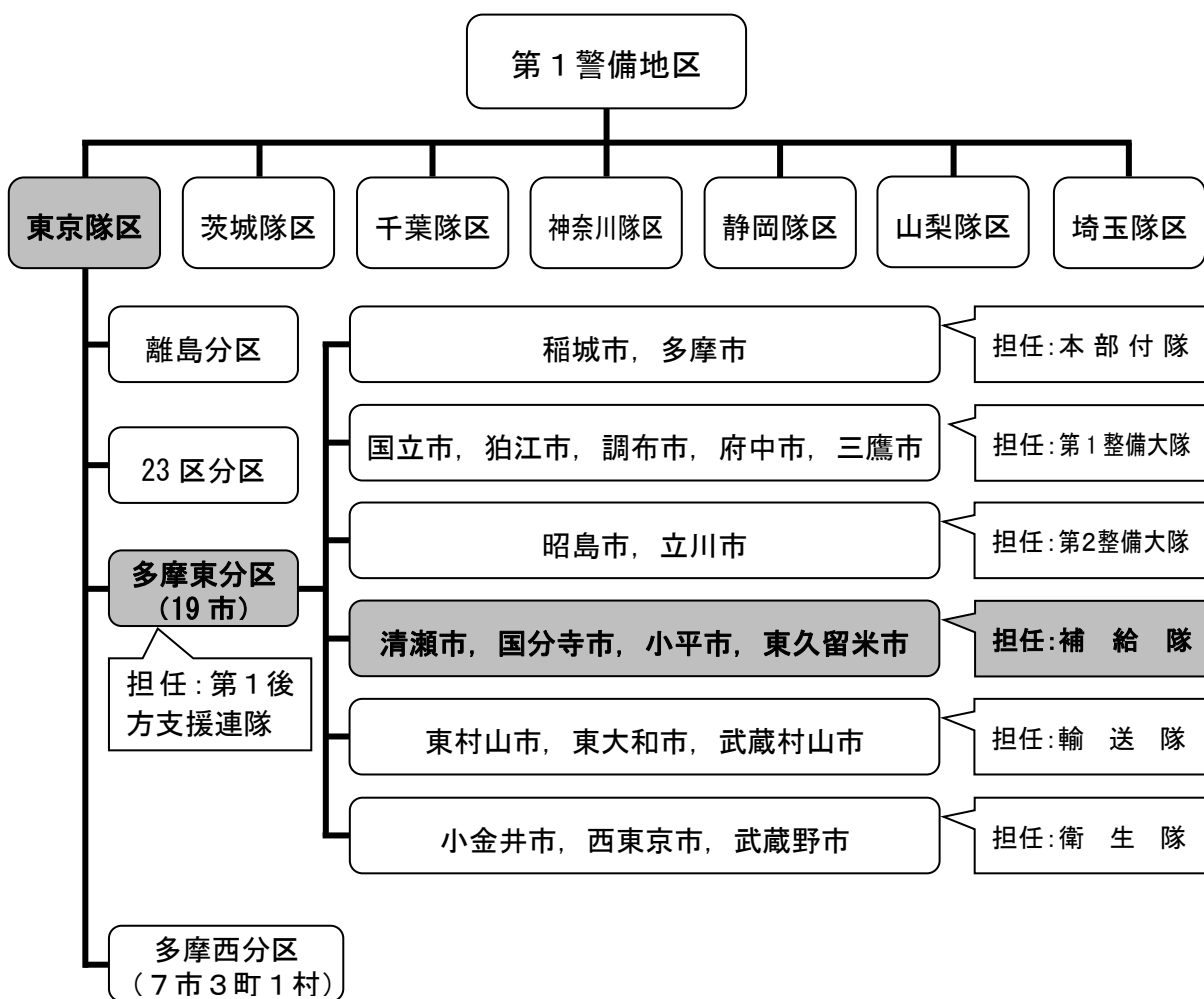
また、多摩東分区の災害発生に際しては、迅速に初動対処部隊を派遣して積極的に救援活動を実施する。この際、人命救助を重視する。

大規模震災が発生した場合は、発災直後から連絡班の派遣、初動対処部隊による即時救援活動を実施し、増援部隊到着後は、増援部隊が活動を引き継ぎ救援活動を実施する。

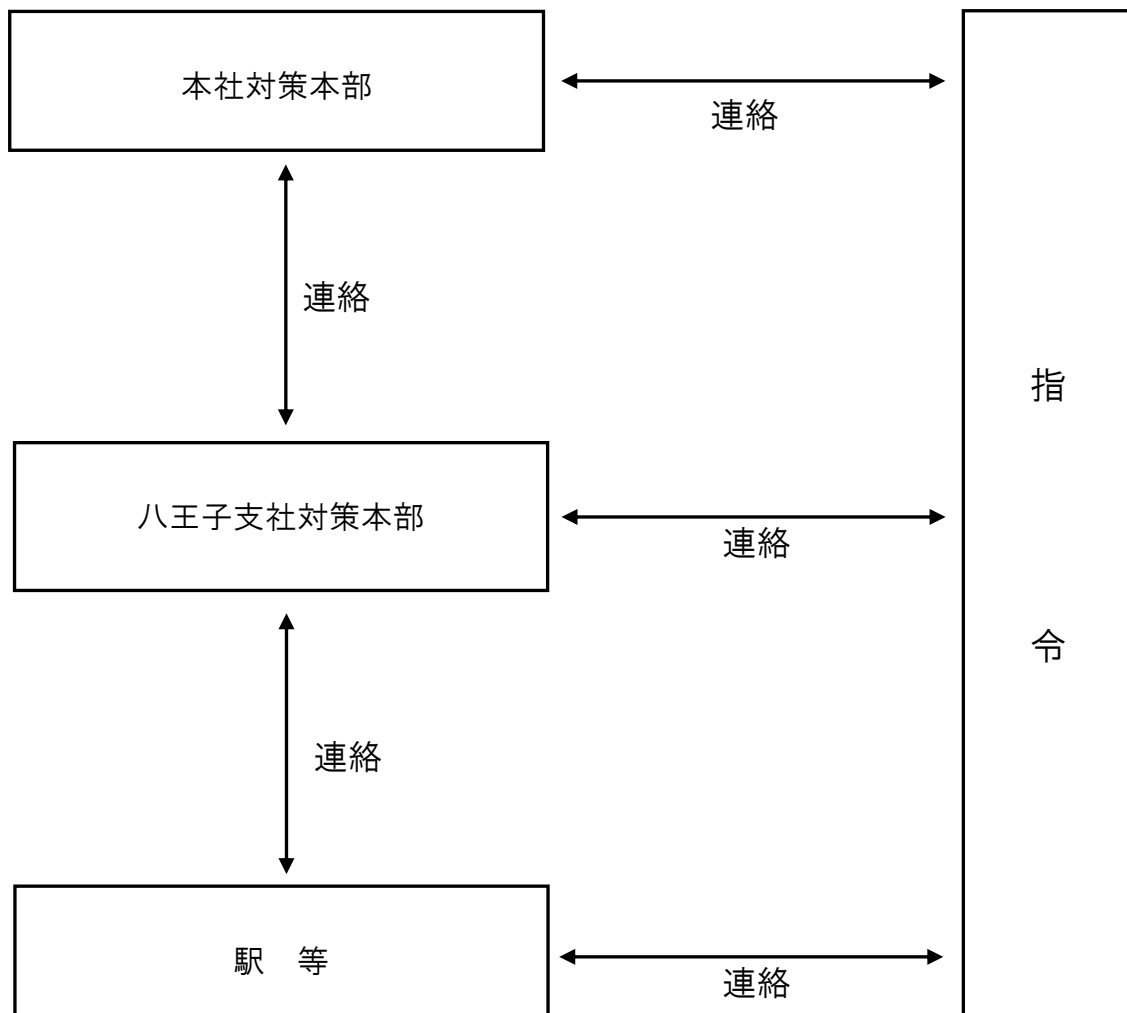
【分区の設定】

陸上自衛隊では、防衛警備を担当する警備地区を設定、それらを各都道府県の区分で警備隊区とし、更に数個の市区町村等に細分し、それを分区としてそれぞれに所在する部隊に担任させている。

国分寺市は、多摩東分区に属し、第1後方支援連隊の補給隊が担任となっている。

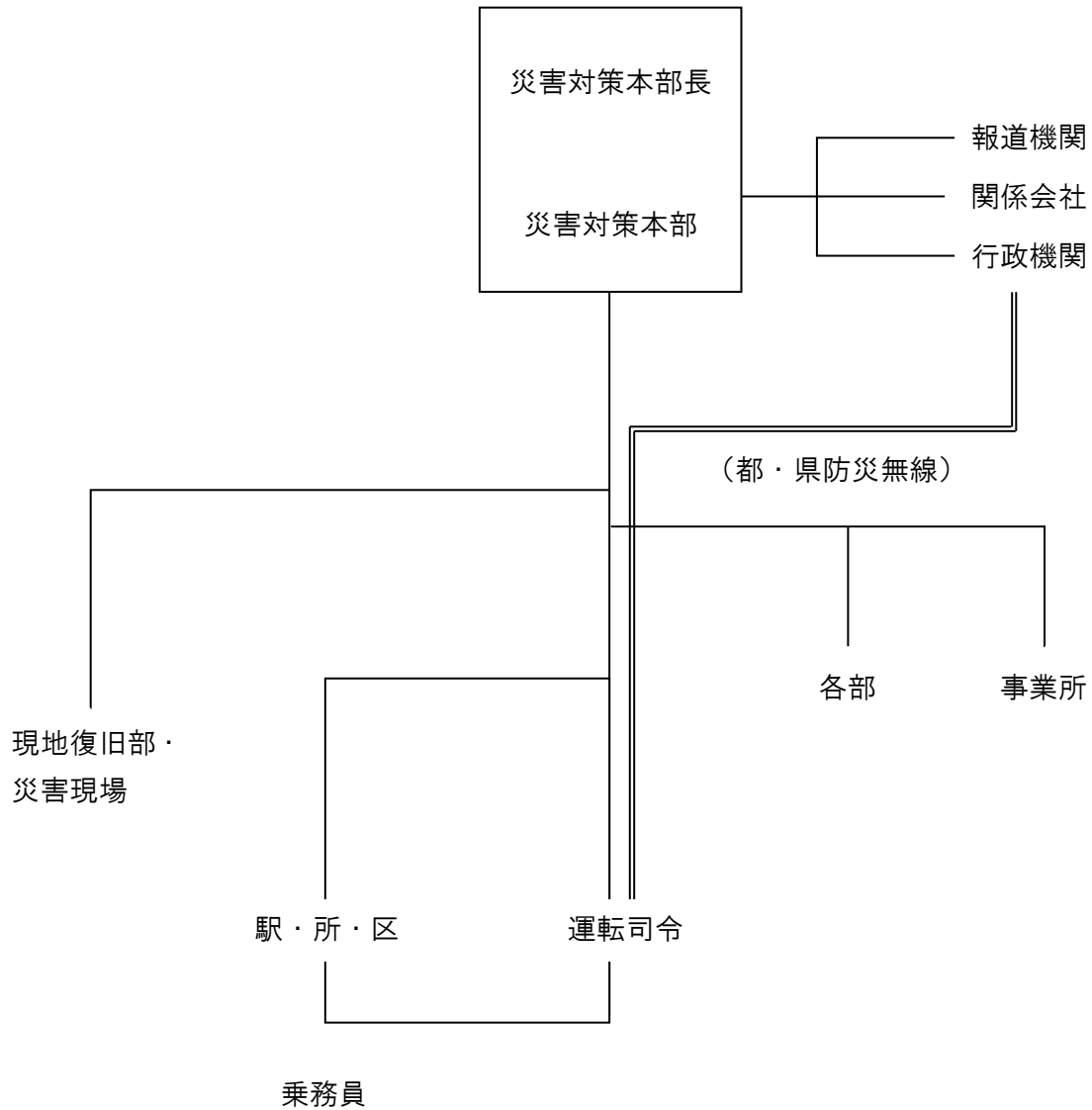


9 東日本旅客鉄道



10 西武鉄道

災害対策本部設置後の情報連絡体制



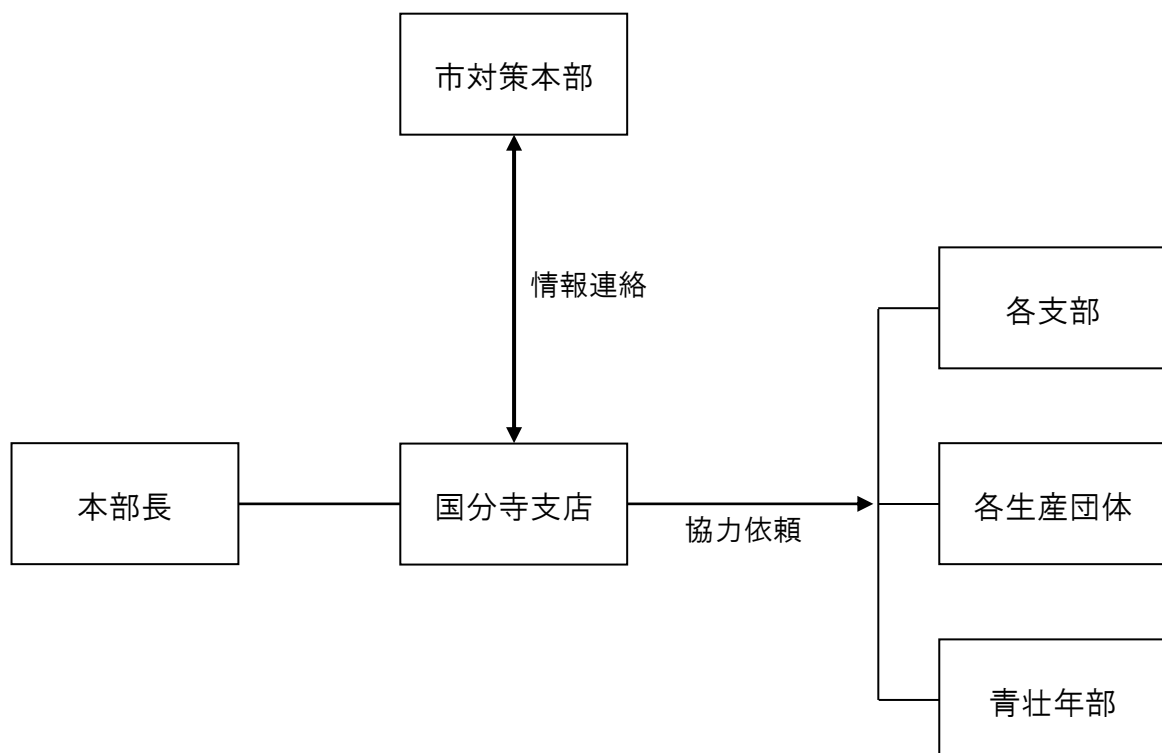
※ 運転司令は、行政機関（都・県）から防災無線（上図の＝の部分）によって災害に関する情報を受理した場合には、速やかに災害対策本部に報告する。

11 JA東京むさし

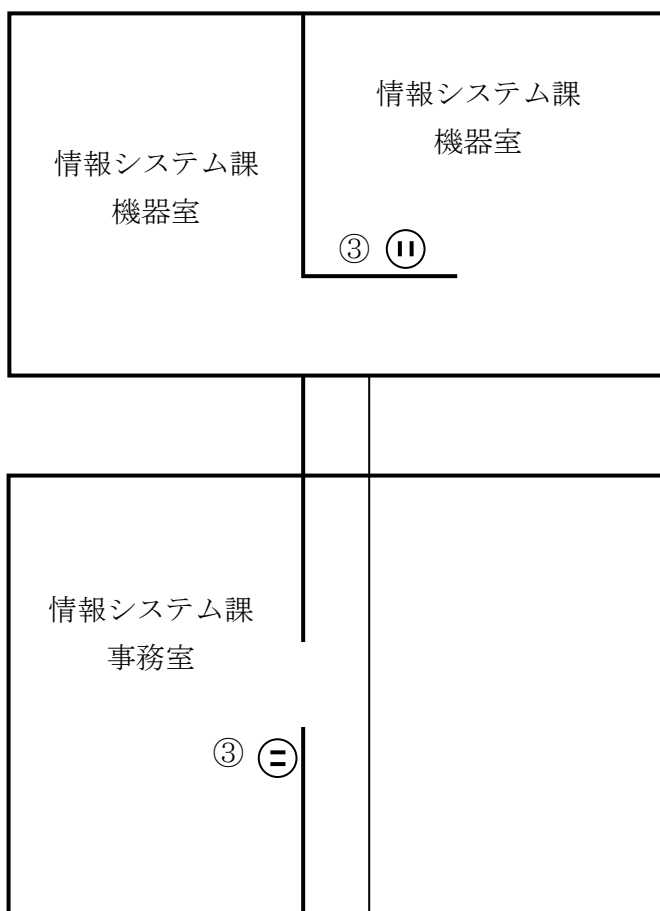
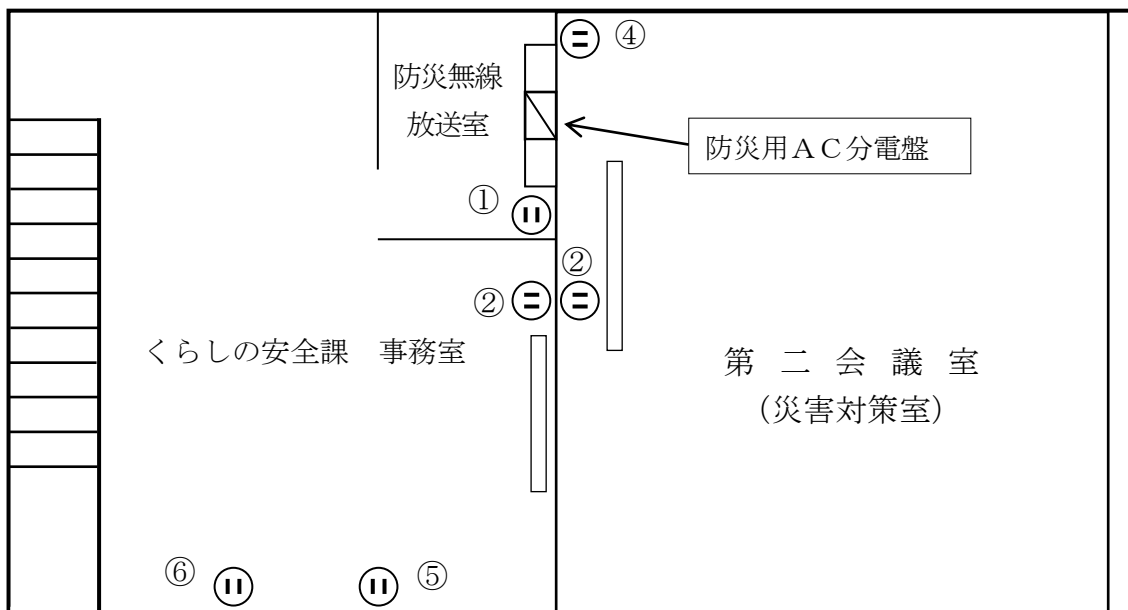
【災害時の体制】

- 地震等の災害発生あるいはその恐れがある時には、必要に応じて、本部長の指示により本店に「災害対策本部」を設置する。
- 本部長には組合長，副本部長には副組合長・専務・常務をあてる。
- 市対策本部との連携は，連絡は，統括支店長，指導経済課長が担当する。

■情報連絡体制図



資料 3-7 非常用発電機対応コンセント配置図



- ①防災用AC分電盤(2)の
No.1MCCB
- ②防災用 AC 分電盤(2)の
No.2MCCB
- ③防災用 AC 分電盤(2)の
No.3MCCB
- ④防災用 AC 分電盤(2)の
No.4MCCB
- ⑤防災用 AC 分電盤(2)の
No.5MCCB
- ⑥防災用 AC 分電盤(2)の
No.6MCCB

資料 3-8 非常通信の運用に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）及び東京消防庁国分寺消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第 52 条第 4 号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（情報の共有）

第 5 条 甲は非常通信の内容について必要に応じ、乙との情報共有を図るものとする。

（非常通信の受付）

第 6 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第 7 条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

(費用負担)

第8条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

(訓練)

第9条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

(疑義の決定方法)

第10条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。
なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年4月1日

東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

甲 東京都国分寺市

代表者 国分寺市長 星野 信夫

東京都国分寺市本多一丁目7番15号

乙 東京消防庁国分寺消防署

代表者 国分寺消防署長 相田 紀夫

資料3-9 IP無線の配備状況

通番	トークグループ											無線機登録名	
	統制	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
	全体	全体(本部)	災害対策本部G	部長・課長・係長G	地区防災センターG	二次避難所G	関係機関G	医師会G	市長車G	水防班G	イベントG		
1	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 01
2	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 02
3	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 03
4	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 04
5	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 05
6	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 06
7	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 07
8	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 08
9	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 09
10	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 10
11	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 11
12	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 12
13	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 13
14	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	災害対策本部 14
15								●				●	本部医療救護所
16								●				●	医師会 01
17								●				●	医師会 02
18								●				●	医師会 03
19								●				●	医師会 04
20								●				●	医師会 05
21							●					●	ココブンジプラザ
22							●					●	国立駅前市民 SC
23	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	総務部長
24	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	防災安全課長
25	★	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	防災対策係長
26						●						●	西町プラザ
27						●						●	内藤地域センター
28						●						●	北町地域センター
29						●						●	北の原地域センター

30						●					●	本町南町地域センター
31						●					●	もとまち地域センター
32						●					●	カワカブラザモトマチ
33						●					●	恋ヶ窪公民館
34						●					●	光公民館
35						●					●	もとまち公民館
36						●					●	本多公民館
37						●					●	並木公民館
38						●					●	いずみホール
39					●						●	第一小学校
40					●						●	第二小学校
41					●						●	第三小学校
42					●						●	第四小学校
43					●						●	第五小学校
44					●						●	第六小学校
45					●						●	第七小学校
46					●						●	第八小学校
47					●						●	第九小学校
48					●						●	第十小学校
49					●						●	第一中学校
50					●						●	第二中学校
51					●						●	第三中学校
52					●						●	第四中学校
53					●						●	第五中学校
54					●						●	国分寺高校
55					●						●	東京経済大学
56							●			●		消防署
57							●			●		小金井警察
58							●			●	●	道路管理課
59							●			●	●	下水道課
60							●			●	●	駅周辺整備課
61							●			●	●	清掃センター
62							●				●	けやきスポーツセンター
63							●				●	ひかりプラザ
64							●					社会福祉協議会
65							●			●	●	消防団指揮車

66							●			●	●	清掃指揮車
67							●			●	●	道路パトロールカー
68							●			●	●	下水道工事監督車
69									●		●	市長車
70								●			●	医師会本部

★ 統制呼出し可能無線機（強制割り込み通信が可能）

- トークグループを選択し、選択したグループ内の無線機に通信が可能。

※操作方法は災害用 IP 無線機機操作マニュアルを参照

資料 3-10

携帯電話等の電子メール機能を利用する生活安全情報配信取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市民等の生活の安全に関する情報を携帯電話等の電子メール機能を利用して配信することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「生活安全情報」とは、市民等の生活の安全に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するもの、その他市民等の安全・安心に資する情報をいう。

- (1) 防犯情報 小金井警察署その他近隣の警察署（以下「警察署」という。）から市に提供された犯罪等に係る情報又は国分寺市教育委員会等から提供された市立小中学校等の周辺における安全や生活を脅かす事件情報
- (2) 気象・災害情報 市内で生じた気象・災害に関する情報であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 震度4以上の地震が発生した場合の被害情報及び被災生活等に関する情報
 - イ 気象に関する特別警報、警報が発令または解除された場合の情報。台風、大雨等ともなう土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等が発令された場合の避難等に関する情報
 - ウ その他市民の生命、財産を脅かす緊急事態が発生した場合の避難等に関する情報

(対象者)

第3条 市長は、市内に在住、在勤及び在学する者並びにこれらの者の家族のうち生活安全情報の提供を希望するものに対し、次の各号のいずれかの機能を利用し、配信するものとする。

- (1) 携帯電話の電子メール機能
 - (2) パソコンの電子メール機能
- 2 前項の規定にかかわらず、近隣市に居住している等の理由により生活安全情報の提供を希望する者には配信できるものとする。

(事前の登録等)

第4条 前条の規定に基づき、電子メール機能による生活安全情報の配信を希望する者は、市長が別に定めるところにより、携帯電話又はパソコンの電子メールアドレスを事前に登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により登録を行った者（以下「登録者」という。）の携帯電話又はパソコンの電子メールアドレスに対し、随時生活安全情報の提供するものとする。
- 3 登録者は、電子メールアドレスに変更があったとき又は生活安全情報の提供を受ける必要がなくなったときは、市長が別に定めるところにより、自ら当該登録内容を変更し、又は登録を削除することができる。
- 4 市長は、電子メールアドレスの変更等により生活安全情報の送信を3回以上完了することができなかつたときは、当該登録者の登録を削除することができる。

(生活安全情報の提供の手続)

第5条 生活安全情報の提供に関する事務は、総務部防災安全課（以下「防災安全課」という。）が行うものとする。

2 防災安全課は、生活安全情報を提供する事務を行う際は、あらかじめ課内で決裁し、課内職員の携帯電話にテスト送信を行った後当該事務を行うものとする。

3 防犯情報を市民等に提供する時間は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 災害情報を市民等に提供する時間は、原則として終日とする。

(生活安全情報の提供に伴う経費)

第6条 市は、生活安全情報の提供に伴うシステムや通信に関する経費を負担するものとする。

2 登録者は、事前登録（登録内容の変更及び削除を含む。）及び提供された生活安全情報の受信をするために発生する経費を負担するものとする。

(市民等のメール配信登録に伴う個人情報)

第7条 市は、生活安全情報の配信に際しては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国分寺市個人情報保護条例（平成11年条例第34号）及び同条例施行規則（平成12年規則第4号）、国分寺市情報システムの管理運営に関する条例（平成17年条例第7号）及び同条例施行規則（平成17年規則第28号）、国分寺市情報セキュリティ対策基準並びに国分寺市個人情報保護審議会等関係機関の決定事項を遵守し、実施するものとする。

附 則

この基準は、決裁日から施行する。

資料3-11 国分寺市緊急速報メール配信事業実施基準

(目的)

第1条 この基準は、携帯電話事業者による緊急速報メール配信サービス（緊急性の高い災害情報を一定の範囲内にあるメール受信機能を有する携帯電話に一斉に配信するサービスをいう。以下同じ。）を活用し、国分寺市（以下「市」という。）の区域内において緊急性の高い災害情報を提供する事業（以下「緊急速報メール配信事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(緊急速報メール配信事業の対象者)

第2条 緊急速報メール配信事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、緊急速報メール配信サービスに係わる携帯基地局エリアの範囲内である市の区域内に滞在する者であつて、緊急速報メール配信サービスにより配信される災害情報を受信する機能を有する携帯電話を携帯しているものとする。

(配信情報)

第3条 緊急速報メール配信事業により配信する情報（以下「配信情報」という。）は、関係行政機関等から提供された情報等のうち、次に掲げる市民の身体、生命及び財産を守るために緊急に配信することが必要であると認められる情報とする。

- (1) 避難準備情報
- (2) 避難勧告
- (3) 避難指示
- (4) 警戒区域情報
- (5) 土砂災害警戒情報
- (6) 東海地震予知情報
- (7) 弾道ミサイル情報
- (8) 航空攻撃情報
- (9) ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- (10) 大規模テロ情報
- (11) その他緊急性が高い情報

(配信の手続)

第4条 総務部くらしの安全課長は、配信情報があると認めるときは、速やかに当該配信情報を緊急速報メール配信サービスにより配信するものとする。

2 総務部くらしの安全課の職員は、総務部くらしの安全課長が不在の場合において、やむを得ない事情があるときは、前項の規定による配信を行うことができる。この場合において、事後にその旨を総務部くらしの安全課長に報告しなければならない。

(配信時間)

第5条 配信情報を配信する時間は、原則として終日とする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年11月1日から施行する。

資料3-12 国分寺市防災無線ダイヤルイン運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、防災行政無線（固定系）による無線放送（以下「無線」という。）の内容が聞こえづらい地域への対策として導入した音声自動応答装置（以下「防災無線ダイヤルイン」という。）の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この基準において、防災無線ダイヤルインとは、市が指定した電話番号へダイヤルすることにより、あらかじめ機器に録音してある音声を自動的に再生し、無線放送の内容が確認できるサービスをいう。

2 この基準において、機器とは、音声を録音することができ、電話回線に接続され、利用者からのダイヤルにより、音声を再生するものをいう。

3 この基準において、利用者とは、このサービスにより放送内容を確認するために市が指定した電話番号へダイヤルする全ての者をいう。

(再生の種類)

第3条 再生の種類は、国分寺市防災行政無線局（固定系）運用要綱（平成3年要綱第1-2号）（以下「運用要綱」という。）に定めるもののうち緊急放送及び一般放送とする。

(運用方法)

第4条 運用要綱第6条（放送の依頼）に定める無線放送依頼書により承認を受けた放送内容を機器に録音し、放送終了後、再生するものとする。

(機器の管理及び操作)

第5条 機器の管理責任者は総務部くらしの安全課長とする。

2 機器の操作及び録音は、くらしの安全課の職員が行うものとする。

(再生時間)

第6条 再生時間は、次の表の左欄に掲げる放送内容に応じ、内容右欄に定めるとおりとする。ただし、管理責任者が特に認める場合は、この限りでない。

再生内容	再生時間（目安）
災害等に関する緊急情報 事業・イベントの開催及び中止情報 振り込め詐欺に関する情報	24時間（適宜最新情報に切り替える。）
選挙投票に関する情報	告示日から投票終了まで
計画停電に関する情報	次回実施予定日まで
上記以外の情報	24時間

附 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

資料3-13 災害時における災害情報の放送等に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京（以下「乙」という。）とは、災害情報の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、国分寺市内で地震、風水害その他の災害が発生、若しくは発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、災害時の情報（以下「災害情報」という。）を市民に迅速かつ正確に伝えるため、乙が放送等をもって協力することを目的とする。

（要請及び協力）

第2条 甲は災害時に、災害情報の放送等を、乙に要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として放送要請書（別記様式）により、FAXまたは電子メールで行う。

3 乙は、甲から要請を受けた場合は、通常番組の放送及び他の業務に優先して、協力するものとする。

（放送内容）

第3条 乙が放送する災害情報は、甲から受けた放送要請書に添って放送するものとし、主な放送内容は次のとおりとする。

(1) 地震に関する事項

(2) 風水害に関する事項

(3) 大規模火災に関する事項の、予知（防止）、発生、復旧等に係る内容

（連絡調整）

第4条 本協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては、国分寺市秘書担当部長兼秘書広報課長、乙においては株式会社ジェイコム東京西エリア局管理部長とする。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期限は、平成18年5月1日から平成19年4月30日までとする。ただし、期間終了の3箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記、この協定締結の証として、本協定書を2通作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年5月1日

甲 東京都国分寺市
代表者 市長 星野 信夫

乙 株式会社ジェイコム東京
代表者 代表取締役社長 高橋 進

資料3-14 災害時における災害情報の放送業務に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）とエフエムラジオ立川株式会社（以下「乙」という。）とは、国分寺市内で地震、風水害その他の災害が発生、若しくは発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における放送業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が国分寺市地域防災計画に基づき実施する広報活動に対し、乙によるエフエムラジオを活用した放送協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務）

第2条 乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、甲が提供する別表に定める災害に関連する情報（以下「災害情報」という。）について、乙の判断のもとで通常番組に優先して臨時放送を実施することとする。

（要請）

第3条 甲は、災害時に必要があると認めるときには、乙に対して災害情報を提供し、乙の番組編成権を侵害しない範囲で協力業務の実施を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として放送要請書（別記様式）により、FAXまたは電子メールで行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請し、後日放送要請書を提出できるものとする。

（協力業務の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な事情がない限り、要請に基づき協力業務を実施するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が協力業務の実施に要した経費は、乙の負担とする。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間終了の3箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記、この協定締結の証として、本協定書を2通作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成22年 7月22日

甲 国分寺市
代表者 市長 星野 信夫

乙 エフエムラジオ立川株式会社
代表者 代表取締役社長 梶 範明

資料 3-15 ガスメーター復帰方法（東京ガスからのお願い）

資料 3-16 市と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力

災害時の避難場所相互利用に関する協定書（立川市）

（趣旨）

第1条 この協定は、立川市（以下「甲」という。）と国分寺市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救援等）

第4条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることができる。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成12年 3月 1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年 3月 1日

立川市錦町三丁目2番26号
甲 立川市
代表者 立川市長 青木 久

国分寺市戸倉一丁目6番地1

乙 国分寺市

代表者 国分寺市長 山崎 眞秀

災害時の避難場所相互利用に関する協定書（国立市）

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市（以下「甲」という。）と国立市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時において甲及び乙が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救援等）

第4条 避難場所に避難している甲及び乙の市民に対して、当該避難場所を有する市は、同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、その市民が住所を有する市に対し、負担を求めることができる。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（避難場所の記載承認）

第7条 甲及び乙は、相方の市境に近接する避難場所について、甲及び乙が発行する防災地図等に記載することを承認する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成15年11月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年10月31日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星野信夫

乙 国立市富士見台二丁目47番地の1
国立市
国立市長 上原公子

災害時の避難場所相互利用に関する協定書（小平市）

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市（以下「甲」という。）と小平市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することが出来る。

（被災者への救援等）

第4条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることが出来る。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（避難場所の記載承認）

第7条 甲及び乙は、互いの市境に近接する避難場所について、市が発行する防災地図等に記載することを承認する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成15年11月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年10月31日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
代表者 国分寺市長 星野信夫

乙 小平市小川町二丁目1333番地
小平市
代表者 小平市長 前田雅尚

災害時の避難場所相互利用に関する協定書（小金井市）

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することが出来る。

（被災者への救援等）

第4条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることが出来る。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（避難場所の記載承認）

第7条 甲及び乙は、互いの市境に近接する避難場所について、市が発行する防災地図等に記載することを承認する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成15年11月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年10月31日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市長 星野信夫

乙 小金井市本町六丁目6番3号
小金井市長 稲葉孝彦

府中市，国分寺市及び国立市に係る消防の相互応援に関する協定書

府中市，国分寺市および国立市（以下「三市」という。）は，消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条に基づき消防の相互応援に関して，次のとおり協定する。

第 1 条 三市は，それぞれ相手方の行政区域において，火災その他の災害が発生した場合は，三市の消防力を活用して，その被害を最小限度に食い止めるため，防ぎよ鎮圧にあたるものとする。

第 2 条 応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は，三市それぞれの消防団とする。

第 3 条 相互応援に関する出動の方法は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

それぞれ相手方の行政境付近で発生した火災，その他の非常災害を受信または確認した場合は，別の指令がなくても出動するものとする。

(2) 特別応援

三市管内に大災害が発生した場合は，前号の規定にかかわらず，三市それぞれの市長または消防団長の応援要請若しくは状況判断により応援出動するものとする。ただし，消防隊の出動数については，それぞれの応援する市において決定する。

第 4 条 消防隊は，すべての現場にある被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第 5 条 消防隊の長は，現場到着時の状況および応援作業中の防災行動について，引揚げ時に最高指揮者に報告するものとする。

第 6 条 応援のために要した経費ならびに事故（隊員，機械の損傷等）により生じた経費は，それぞれ応援した側の負担とする。

2 前項以外の費用は，被応援側の負担とする。

（協議）

第 7 条 三市は，応援出動業務が円滑に行われるよう毎年消防関係者による研修会を開催するものとする。

第 8 条 この協定に規定した事項以外に協定の必要を生じたときは，三市協議のうえ決定する者とする。

この協定を証するため，本書三通を作成し，記名押印のうえ，各一通を保存するものとする。

平成 19 年 11 月 21 日

府中市長 野口 忠直

国分寺市長 星野 信夫

国立市長 関口 博

消防相互応援に関する協定書（立川市）

立川市（以下「甲」という。）と国分寺市（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく消防の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、火災その他の非常災害が発生した際に、甲及び乙の消防力を活用して、その被害を最少限度に防止することを目的とする。

（出動）

第2条 この協定により応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、甲及び乙それぞれの消防団とする。

（出動方法）

第3条 消防の相互応援に関する出動の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）普通応援

甲及び乙の管内の行政境付近で発生した火災を受信又は確認した場合は、別令なく出動するものとする。ただし、その他火災の場合は出動しないものとする。

（2）特別応援

甲及び乙の管内に大災害が発生した場合は、前号の規定にかかわらず、甲及び乙の市長又は消防団長の応援要請又は状況判断により応援出動するものとする。ただし、消防隊の出動数については、応援する市において決定する。

（指揮）

第4条 消防隊は、すべて現場にある被応援側最高指揮者（以下「指揮者」という。）に従うものとする。

（報告）

第5条 消防隊の長は、現場到着時の状況及び応援作業中の防災行動について、引揚げ時に指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 応援のために要した費用並びに事故（隊員及び機器の損傷等）により生じた費用は、それぞれ応援した側の負担とする。

2 前項以外の費用は、被応援側の負担とする。

（情報等の交換）

第7条 甲及び乙は、応援出動業務が円滑に行われるよう関係資料を必要時に相互に交換するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及

び乙が協議して定めるものとする。

(効力発生日)

第9条 この協定は、平成14年8月1日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年8月1日

立川市錦町3丁目2番26号

甲 立川市

代表者 立川市長 青木 久

国分寺市戸倉1丁目6番地1

乙 国分寺市

代表者 国分寺市長 星野 信夫

小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定

小金井市、小平市及び国分寺市（以下「三市」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、消防の相互の応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、三市管内において火災その他の非常災害が発生した場合に、三市の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（出動）

第 2 条 この協定により応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、三市管内のそれぞれの消防団とする。

（出動方法）

第 3 条 相互の応援の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める管内で発生した火災を受報又は覚知した場合は、それぞれが応援する区域に応じ、応援側から 1 隊出動するものとする。

(2) 特別応援

前号の規定にかかわらず、三市管内において、大規模災害等の非常事態が発生し、応援を必要とする場合は、三市のそれぞれの市長もしくは消防団長の応援要請又は応援する市の状況判断により、応援出動するものとする。この場合において、消防隊の出動数については、それぞれの応援する市において決定する。

（指揮）

第 4 条 消防隊は、現場にある被応援側最高指揮者の指揮にすべて従うものとする。

（報告）

第 5 条 消防隊の長は、現場到着時の状況及び応援作業中の防災行動について、速やかに被応援側最高指揮者に報告するものとする。

（費用負担）

第 6 条 応援のために要した経費及び事故（隊員の負傷、機械器具の損傷等）により生じた経費は、それぞれ応援した市の負担とする。

2 前項以外の費用は、被応援市の負担とする。

（協議）

第 7 条 この協定による相互の応援の実施について疑義が生じたときは、三市で協議の上、決定するものとする。

（効力発生日）

第 8 条 この協定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、記名押印の上、各 1 通を保存するものとする。

平成 20 年 3 月 25 日

小金井市長	稲 葉 孝 彦
小平市長	小 林 正 則
国分寺市長	星 野 信 夫

震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

- 2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

姉妹都市災害相互応援協定

(主 旨)

第1条 国分寺市と真野町（以下「市町」という。）はいずれかの市町において大規模な災害が発生した場合、姉妹都市の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を結ぶ。

(連絡部局)

第2条 市町は、大規模災害に備えるため、あらかじめ連絡担当部局を定めて、災害が発生したときは、すみやかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請)

第3条 市町は、大規模災害が発生し、応援を求めようとするときは、前条の連絡担当部局を通じて、役務の提供、救援物資の調達その他必要な処置を要請するものとし、要請を受けた市町は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 前条による応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援市町の職員に要する経費は、応援市町が支弁し、受応援市町は、別に定める基準による額を負担する。

(2) 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達その他救援に要する経費は、受応援市町が負担する。

2 受応援市町が前項に規程する経費を負担するいとまがなく、かつ、受応援市町から要請があった場合には、応援市町は、当該経費を一時立替え支弁するものとする。

(実施細目の協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な細目事項は、別に定める。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、平成元年4月26日から1年間とする。

ただし、期間満了の日から3ヶ月前に双方から何らの申し出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、市町が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成元年4月26日

国分寺市長 本多 良雄

真野町長 松本 繁

姉妹都市盟約書

国分寺市と佐渡市は両市のもつ歴史をきづなとし相互に教育文化産業など広く交流をはかり友好と理解を深め相携えて発展することを念願しここに姉妹都市として提携することを盟約する

平成17年2月4日

国分寺市長 星野 信夫

佐渡市長 高野 宏一郎

災害時相互応援に関する協定書（多賀城市）

多賀城市と国分寺市は、災害時における相互の応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、相互の応援を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災を受けた市（以下「被災市」という。）による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項

（災害時における自主的活動）

第4条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がない場合においても、被災を受けていない協定市（以下「応援市」という。）は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援を実施することが望ましいと認めるときは、自主的に応援を実施するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 第2条第3号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。ただし、被災市と応援市の協議により、現況に応じた負担内容とすることができる。

- (1) 被災市が負担する経費の額は、応援市の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 派遣職員が援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に関する経費は、応援市の負担とする。

(情報の交換)

第6条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年8月24日

宮城県

多賀城市長 菊 地 健次郎

東京都

国分寺市長 星 野 信 夫

災害時相互応援に関する協定書（太宰府市）

太宰府市と国分寺市は、災害時における相互の応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、相互の応援を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料，飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災を受けた市（以下「被災市」という。）による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目，数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容，派遣人数，派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項

（災害時における自主的活動）

第4条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がない場合においても、被災を受けていない協定市（以下「応援市」という。）は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援を実施することが望ましいと認めるときは、自主的に応援を実施するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 第2条第3号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。た

だし、被災市と応援市の協議により、現況に応じた負担内容とすることができる。

- (1) 被災市が負担する経費の額は、応援市の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 派遣職員が援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に関する経費は、応援市の負担とする。

(情報の交換)

第6条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年10月22日

太宰府市

太宰府市長 井 上 保 廣

国分寺市

国分寺市長 星 野 信 夫

災害時相互応援に関する協定書（飯山市）

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市と飯山市（以下「両市」という。）のいずれかの市の区域において大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合又はできないと判断される場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び相互友愛精神に基づき両市間の応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供
- (5) その他被災市から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災市による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項

（災害時における自主的活動）

第4条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がない場合においても、被災を受けていない協定市（以下「応援市」という。）は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援を実施することが望ましいと認めるときは、自主的に応援を実施するものとする。この場合において、被災市から第3条の応援要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 第2条第3号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次の各号に掲げる経費に応じ、当該各号に定める市が負担するものとする。ただし、被災市と応援市の協議によ

り、現況に応じた負担内容とすることができる。

(1) 派遣職員の旅費及び諸手当 被災市。ただし、応援市の旅費に関する規定により算出した額の範囲内とする。

(2) 派遣職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償費 応援市

(情報の交換)

第6条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(市町村合併による取り扱い)

第7条 両市のいずれかが合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第9条 両市は、災害時においてこの協定を効果的に機能させるため、平時より積極的な交流を推進し、相互理解を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年11月14日

国分寺市

国分寺市長 星野 信夫

飯山市

飯山市長 足立 正則

災害時相互応援に関する協定（奈良市）

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市及び奈良市（以下「協定市」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定市において災害が発生した場合、古代からの両市の縁を礎とした友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応急要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及び応援集結場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時における自主的活動）

第6条 地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第4条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援しようとする市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより被災市又は応援市が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月25日

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元庸

国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 星野 信夫

中越大震災ネットワークおぢやに関する規約

(目的及び設置)

第1条 新潟県中越地震における災害対応を契機として、災害時における自治体等の災害対応の教訓の共有化を図るとともに、災害発生時における被災市区町村の災害対応業務支援のための情報の提供と経験職員等派遣の調整を行うことを目的に「中越大震災ネットワークおぢや」(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業等を行うものとする。

(1) 平常時

- ア 情報の共有化
- イ 災害対応能力を高めるための教育及び啓発事業
- ウ 災害時における広域支援活動に関する制度改正への提案
- エ 総会及びシンポジウムの開催(年1回)

(2) 災害発生時

- ア 発災時の災害情報の発信
- イ 支援情報の発信
- ウ 被災地への災害対応経験者派遣のための情報管理及びその調整

(組織)

第3条 協議会は、地方公共団体並びに大学等研究機関、医療機関、消防機関、福祉関係団体及び経済団体その他の公共的機関・団体をもって組織する。

2 前項以外のもので、協議会の趣旨に賛同し入会を希望するものは、会長の承認を経て賛助会員となることができる。

(会費)

第4条 協議会の年会費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会 員 1万円
- (2) 賛助会員 5千円

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 幹 事 若干人

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理するとともに会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、協議会の役員会を構成し、業務等の執行を決定する。

4 顧問は、協議会の要請に応じて必要な助言を行う。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、小千谷市役所及び富士常葉大学に置く。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 第4条に規定する会費は、平成18年度から徴収するものとする。

資料3-17 国分寺市被災者証明書交付要綱

平成23年10月27日

要綱第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条（定義）第1号に規定する災害をいう。次条において同じ。）により被災地（国分寺市（以下「市」という。）の区域を除く。以下同じ。）から避難するために市内に転入した被災者（当該被災地において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条（転出届）に規定する転出届を行わず、市内に一時的に避難した者を含む。）に対し、被災者証明書（以下「証明書」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(証明事項)

第2条 証明書で証明する事項は、災害による被害に関する事項とする。

(交付対象者)

第3条 証明書の交付を受けることができる者は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）から市内に転入した被災者とする。

(証明書の請求)

第4条 市長は、証明書の交付を受けたい旨の申出があったときは、当該申出をした者に、被災者証明書交付請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）を提出させるものとする。

(証明書の交付)

第5条 市長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、被災者証明書（様式第2号）を発行するものとする。

(手数料)

第6条 証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

(交付の特例)

第7条 証明書の様式がその提出先において特に定めたものがある場合には、当該証明書への証明をもって第6条の交付に代えることができるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に請求又は交付された被災者証明書は、この要綱の規定により請求又は交付されたものとみなす。

資料3-18 災害時におけるボランティア活動に関する協定書

東京都国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害応急対策活動（国分寺市地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）等に係るボランティア活動等に関する甲と乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（社会福祉協議会災害対策本部の設置）

第2条 乙は、災害時においてボランティア活動の推進を含む災害応急対策活動を円滑に進めるため、次のいずれかの場合に、社会福祉協議会災害対策本部（以下「社協災対本部」という。）を国分寺市役所内に設置するものとする。ただし、当該施設が被災し設置することが困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

- (1) 国分寺市内で震度5強以上の地震及び甚大な風水害による災害が発生したとき。
- (2) 甲乙が社協災対本部の設置を必要と認めたとき。

（災害ボランティアセンターの設置）

第3条 社協災対本部が設置されたときは、乙は、災害時の円滑なボランティア活動を推進するため、甲と協議し、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を国分寺市民スポーツセンター・けやき公園内に設置するものとする。ただし、当該施設が被災し設置することが困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

（連携及び協力）

第4条 センターを設置・運営するときは、甲と乙は連携・協力し、必要な業務を実施するものとする。

（センターの機能）

第5条 センターは、災害ボランティアコーディネーターの宿泊滞在できるボランティアの活動拠点とし、災害ボランティアの受け入れ及び派遣を行うものとする。

（災害ボランティアの活動）

第6条 甲が、災害発生時に乙に要請する災害ボランティアの活動内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難者の誘導及び避難所内における避難者の世話に関すること。
- (2) 避難者に対する炊き出し及び救援物資の配分等に関すること。
- (3) 高齢者や障害者等の生活支援に関すること。
- (4) 被災状況調査等に関すること。
- (5) その他、災害応急対策活動全般についての協力に関すること。

（平常時の協力）

第7条 乙は、平常時より、災害時に備えてセンターの運営に必要な物品等の準備を行うと

ともに、ボランティアの研修・講習会を行い、非常時に備えた態勢づくりを整備する。また甲は、乙に対して必要な範囲で支援を行うものとする。

2 乙は、甲とともに、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、消防署等関係団体との良好な関係の維持に努め、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(合同訓練)

第8条 乙は、甲の実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習等を実施するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの運営等に関して支出した費用は、センターの活動終了後、甲乙協議のうえ、乙の請求により甲が負担するものとする。

(損害補償)

第10条 第6条に規定されている活動に関し、災害ボランティアが被った損害の補償は、「ボランティア保険」で対応し、加入金については、原則甲が負担するものとする。

(報告)

第11条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間終了の3箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、この協定締結の証として、本協定書を2通作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 東京都国分寺市
代表者 市長 星野 信夫

乙 社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会
代表者 会長 内野 孝治

資料 3 - 19

災害時における応急対策活動に関する協定書（国分寺市建設業協会）

国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺建設業協会（以下「乙」という。）は、国分寺市内に地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合における応急対策活動の協力について次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、道路及び上下水道施設等における損壊箇所の応急措置、及び障害物の除去（以下「業務」という。）とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、状況により乙に対し、必要な建設資機材・労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に対し必要な建設資機材を提供するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、甲の要請により災害現場に出場したときは、甲の現場責任者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら要請事項に基づいて業務を実施するものとする。

2 業務の円滑な実施を図るため、乙はあらかじめ災害時に稼動可能な保有する建設資機材等を甲に報告するものとする。

3 前項の建設資機材等に著しい変化があった時、又は甲の要求があった場合は保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（業務の完了）

第4条 乙は、業務終了後速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の業務に要した費用は、原則として甲の負担とする。ただし、業務の内容によっては別途甲乙間において協議するものとする。

（費用の請求と支払）

第6条 乙は、前条の費用を甲に請求するときは、その費用の明細書を添付するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い、乙が第3者に損害等を与えたときの賠償の責は、乙又は当該業務に従事した者に故意又は重大な過失がある場合を除き甲の負担とする。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、乙に属する会員の業務従事者が、その業務において、負傷若しくは疾病、又は死亡したときは、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じこれを補償する。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成13年3月1日から1年間とし、期間満了の日から3か月前に、甲・乙いずれからも協定の解除、又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとし以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成13年3月1日

甲 国分寺市
国分寺市長 山崎 眞秀 印

乙 国分寺建設業協会
会 長 縄 康 雄 印

資料 3-20

災害時における応急対策活動に関する協定書（国分寺市建築組合）

国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺市建築組合（以下「乙」という。）は、国分寺市内に地震，風水害等大規模災害（以下「災害」という。）が発生した時の応急対策活動の協力について，次のとおり協定する。

（協力の要請）

第1条 甲は，災害が発生した場合において，乙に対し，応急対策活動に必要な建設資機材・労務等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めることができるものとする。

（応急対策活動）

第2条 乙は，甲の応急対策活動の要請に対し，可能な限り建設資機材等を提供するものとする。

2 乙に属する組合員及びその従業員（以下「組合員等」という。）が，甲の要請により災害現場に出場したときは，甲の現場責任者の指示に従い，応急対策活動に従事するものとする。

ただし，その指示を受けられないときは，自ら要請事項に基づいて，応急対策活動を実施するものとする。

3 応急対策活動の円滑な実施を図るため，乙はあらかじめ組合員等の参集場所を定めおくとともに，提供できる建設資機材を把握し，必要に応じ，甲に報告するものとする。

（報告）

第3条 乙は，応急対策活動が終了したときは，速やかにその活動状況を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 乙の応急対策活動に要した費用は，甲が負担する。

（費用の請求と支払）

第5条 乙は，前条の費用を甲に請求するときは，その費用の明細書を添付するものとする。

2 甲は，前項の請求があったときは，内容を精査し，速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第6条 応急対策活動に伴い，乙が第三者に損害等を与えたときの賠償の責は，乙又は当該応急活動に従事した組合員等に故意又は重大な過失がある場合を除き，甲の負担とする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、組合員等が応急対策活動において、負傷若しくは疾病、又は死亡したときは、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じ、これを補償する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成10年9月1日から1年間とし、期間満了の日から3か月前までに、甲・乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成10年9月1日

甲 国分寺市
国分寺市長 山崎真秀

乙 国分寺市建築組合
組合長 小林一伸

資料 3 - 21

災害時における応急対策活動に関する協定書（東京土建）

国分寺市（以下「甲」という。）と全建総連東京土建一般労働組合小金井国分寺支部（以下「乙」という。）は、国分寺市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の応急対策活動の協力について、次のとおり協定する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害が発生した場合において、乙に対し、応急対策活動に必要な建設資機材・労務等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めることができるものとする。

（応急対策活動）

第2条 乙は、甲の応急対策活動の要請に対し、可能な限り建設資機材等を提供するものとする。

2 乙に属する組合員が、甲の要請により災害現場に出場したときは、甲の現場責任者の指示に従い、応急対策活動に従事するものとする。

ただし、その指示を受けられないときは、自ら要請事項に基づいて、応急対策活動を実施するものとする。

3 応急対策活動の円滑な実施を図るため、乙はあらかじめ組合員の参集場所を定めるとともに、提供できる建設資機材を把握し、必要に応じ、甲に報告するものとする。

（報告）

第3条 乙は、応急対策活動が終了したときは、速やかにその活動状況を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 乙の応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

（費用の請求と支払）

第5条 乙は、前条の費用を甲に請求するときは、その費用の明細書を添付するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第6条 応急対策活動に伴い、乙が第三者に損害等を与えたときの賠償の責は、乙又は当該応急活動に従事した組合員に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲の負担とする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、組合員が応急対策活動において、負傷若しくは疾病、又は死亡したときは、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じ、これを補償する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成24年1月13日から1年間とし、期間満了の日から3か月前までに、甲・乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年1月13日

甲 国分寺市

国分寺市長 星 野 信 夫 印

乙 東京土建一般労働組合小金井国分寺支部

支部長 朝 倉 法 明 印

資料3-22 災害時における応急活動の協力に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都自動車整備振興会多摩中央支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項の規定により実施する応急措置としての障害物の除去、緊急自動車等の整備、オープンスペース提供等の応急活動（以下「応急活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により国分寺市内で大規模な災害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づく災害時における応急対策に関し、甲が乙に対して、応急活動に関する協力を依頼するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、国分寺市内に災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して、応急活動の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し応急活動の協力を依頼する場合は、文書により乙に対して、次の事項を明らかにして、協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

- (1) 応急活動の場所
- (2) 応急活動の内容
- (3) 撤去物等が発生した場合の搬送先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応急活動に関し必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの応急活動の協力依頼に対し、可能な限り、甲に協力するものとする。

（応急活動の実施）

第3条 乙は、甲の協力依頼により応急活動場所に出動したときは、甲の現場担当者の指示に従い協力するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら協力依頼事項に基づいて応急活動を実施するものとする。

2 乙は、応急活動が終了したときは、速やかにその活動状況について文書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙から提供を受けた資機材等に要した費用を負担するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、資機材等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定する応急活動に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、国分寺市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年4月17日

東京都国分寺市戸倉1-6-1

甲 国分寺市

代表者 国分寺市長

井 澤 邦 夫

東京都小平市大沼町四丁目 2 7 番 1 号
乙 一般社団法人東京都自動車整備振興会多摩中央支部
代表者 支部長 島 崎 康 正

資料3-23 危険物貯蔵所等一覧

1 危険物施設の状況（平成24年4月現在）

区 分			計	
製造所等の存する事業所数			34	
計			45	
製造所			0	
貯蔵所	小計		26	
	屋内貯蔵所		13	
	屋外タンク貯蔵所		0	
	屋内タンク貯蔵所		1	
	地下タンク貯蔵所		10	
	簡易タンク貯蔵所		0	
	移動タンク貯蔵所		1	
	屋外貯蔵所		1	
取扱所	小計		19	
	給油取扱所	営業用	屋外	12
			屋内	1
		自家用		2
	取扱販売所	第1種		0
		第2種		0
	移送取扱所			0
一般取扱所			4	

2 毒・劇物施設の状況（平成19年12月現在）

区 分	計
営業者	35
要届出業者・電気めっき業	2
非届出業者	25

3 高圧ガス施設の状況（平成20年3月現在） なし

4 液化石油ガス施設の状況

区 分	計
販売事業者	2

5 火薬類施設の状況 なし

6 放射線等使用施設

区 分	計
民間機関	1

資料3-24 災害時の医療救護活動についての協定書

国分寺市を「甲」とし、社団法人国分寺市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、国分寺市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 医師 ㊦
- (2) 看護師 十若干名
- (3) 事務員 ㊦

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

(医療救護班の輸送)

第6条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第7条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

- 2 救護所において必要とする給食及び給水は甲が行う。
- 3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第8条 救護所又は、避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(会議の開催)

第11条 甲並びに乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付則

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成 24 年 10 月 4 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

代表者 国分寺市長 星野 信夫 印

乙 東京都国分寺市

社団法人 国分寺市医師会

代表者 国分寺市医師会長 中島 米治郎 印

資料3-25 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

国分寺市を「甲」とし、社団法人国分寺市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、国分寺市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 歯 科 医 師 〇
- (2) 歯 科 衛 生 士 〇若干名
- (3) その他の補助事務 〇

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する歯科治療、衛生指導
- (4) 身元確認作業等に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する乙所属の者が行うものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を

使用するものとする。

- 2 救護所において必要とする給食及び給水は甲が行う。
- 3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付則

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成10年9月1日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

代表者 国分寺市長 山崎 眞 秀 印

乙 東京都国分寺市南町三丁目26番33号ホーセイビル3階

社団法人 国分寺市歯科医師会

代表者 国分寺市歯科医師会長

鹿島 弘 孝 印

資料3-26 災害時の医療救護活動についての協定書

国分寺市を「甲」とし、国分寺市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(薬剤師班等の派遣)

第2条 甲は、国分寺市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師班等の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織等に基づき薬剤師班等を編成し、派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班等の活動場所)

第4条 薬剤師班等は、救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班等の業務)

第5条 薬剤師班等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所等における医薬品の仕分け、管理

(指揮命令)

第6条 薬剤師班等に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する乙所属の者が行うものとする。

(薬剤師班等の輸送)

第7条 乙所属の薬剤師班等の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の薬剤師班等は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するほか、乙が備蓄する医薬品等を使用するものとする。

- 2 救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
- 3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班等の編成、派遣に伴うもの

ア 薬剤師班等の編成、派遣に要する経費

イ 薬剤師班等が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班等の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付則

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成10年12月1日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

代表者 国分寺市長 山崎 眞 秀 印

乙 東京都国分寺市本多一丁目13番14号

多摩中央地区管理センター内

国分寺市薬剤師会

代表者 国分寺市薬剤師会長

鮎澤 健 二 印

資料 3 - 27 災害時の応急救護活動等についての協定書 (東京都柔道整復師会多摩中央支部)

国分寺市(以下「甲」という。)と公益社団法人東京都柔道整復師会多摩中央支部(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は国分寺市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 甲は、市内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- 1 傷病者に対する応急救護〔柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲〕活動
- 2 傷病者に対する応急援護に関する衛生材料等の提供
- 3 その他甲からの要請に基づく活動

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して、この協定による協力を要請するときは要請の理由、事業内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

(連絡調整等)

第5条 乙の協力に係る連絡調整等については、甲が指定する者が行い、応急援護に係る必要な指示については、国分寺市医師会長の指定する者(医師)が行うものとする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

(1) 応急救護活動に伴うもの

- ア 乙所属の会員の派遣に要する経費
- イ 乙が提供した衛生材料等の実費弁償

(2) 合同訓練時における応急救護活動の前(1)に係る経費

- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙所属の会員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けた場合、甲は当該事故について、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する防災訓練に参加、協力するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年8月1日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都国分寺市日吉町二丁目33番14
公益社団法人東京都柔道整復師会
多摩中央支部
支部長 大庭 学

資料3-28 災害時における協力に関する協定書

国分寺市長（以下「甲」という。）と国分寺郵便局長（以下「乙」という。）は、国分寺市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協定要請）

第2条 甲及び乙は、国分寺市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を提供すること。
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を提供すること。
- (4) 被災市民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- (5) 避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (6) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱をすること。
- (7) その他前記各号に定めのない事項で、協力できること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除く外、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき金額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災担当主幹、乙においては国分寺郵便局総務課長とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、両者が協議し決定する。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成9年11月7日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヵ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。以後の場合も同様とする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年11月7日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 山崎真秀

乙 東京都国分寺市日吉町四丁目1番地10

国分寺郵便局長 三嶋明良

資料3-29 災害時の動物救護活動についての協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部（以下「乙」という。）は、多摩地域において大規模な地震，風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した時における協力に関し，次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は，国分寺市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し，必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は，市内被災地域の，人に飼育されている犬・猫等の愛護動物（以下「被災動物」という。）とする。

（用語）

第3条

- (1) 動物救護対策本部とは，乙が市内に設置する動物救護活動を行う拠点をいう。
- (2) 動物救護所とは，被災動物への救護及び応急処置を行う拠点をいう。
- (3) 応急救護計画とは，獣医師会が作成する，救護を行うに当たっての計画をいう。

（協力業務の内容）

第4条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 動物救護対策本部の設置及び運営管理に関すること。
- (2) 被災動物への救護及び応急処置に関すること。
- (3) その他必要な災害応急業務に関すること。

（甲の負担）

第5条 甲は乙に対し，応急業務の状況に応じ可能な限り次の事項に協力することとする。

- (1) 災害時の連絡手段の確保
- (2) 前条第2号に必要な物資の調達
- (3) 被災動物等の搬送

（協力要請の手続き）

第6条 甲は防災計画に基づき動物救護活動を実施する必要が生じた場合は，乙に対し動物救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項に定める甲の活動要請は次に掲げる事項を口頭その他の方法により連絡するものとし，甲は事後，速やかに動物救護活動要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容

(3) 実施の期日又は期間及び場所

(4) その他必要な事項

3 乙は前2項の規定により、甲から要請を受けた場合は、動物救護班を編成し、動物救護所に派遣するものとする。

(協力の履行)

第7条 乙は協力の要請があった場合、この要請に対して乙の診療等に支障のない範囲において可能な限り誠意をもって協力するものとする。

(災害時動物救護活動計画の策定及び提出)

第8条 乙は、前条の規定による動物救護活動を実施するため、応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の計画に変更があった場合も、また同様とする。

(動物救護班の活動場所)

第9条 乙の編成する動物救護班は、甲が避難所内等に設置する動物救護所において、動物救護活動を実施するものとする。

(動物救護班の業務)

第10条 動物救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 被災動物への応急処置

(2) 受入可能病院又は後方支援動物医療施設への転送の可否及び転送順位の決定

(3) 死亡の確認

(業務報告)

第11条 乙は前条に規定する協力業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭その他の方法をもって甲に連絡し、協力業務が完了したときは、動物救護活動終了報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(1) 実施業務内容

(2) 従事者の氏名

(3) その他必要な事項

(連絡調整)

第12条 動物救護活動に係る連絡調整は、乙所属の国分寺地区防災担当部の者が行うものとする。

(活動の停止)

第13条 乙は救護活動がきわめて困難又は不可能と認める場合及び災害が終息したと認められる場合に甲と協議して救護活動を停止することができる。

(医療費)

第14条 市が設置した動物救護所における被災動物に係る医療費は無料とする。

2 受入可能病院又は後方支援動物医療施設における医療費は、原則として飼い主負担とする。

(合同訓練)

第15条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第16条 甲の要請に基づき、乙が実施する動物救護活動に要する次の経費については甲が負担するものとする。

(1) 動物救護班の編成及び派遣等に伴うもの

ア 動物救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 乙が携行した医薬品及び処方食等を使用した場合の実費弁償

ウ 動物救護班の獣医師等が協力業務活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における前号に係る経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

3 前2項の規定による費用弁償等については、動物救護活動費用請求書(第3号様式)により、甲に請求するものとする。

(非常処置)

第17条 乙は被災動物が救護できない状態になったと認められる場合又は「東京都動物の保護及び管理に関する条例」に基づき人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害の恐れがあると認められた場合は、甲と協議して非常措置をとることができる。

2 前項の規定により非常措置をとる場合は、可能な限り被災動物の飼い主の了解を得るか、または後日飼い主に連絡するために必要な措置を講じておくよう努めなければならない。

(飼い主への啓発)

第18条 甲及び乙は、平常時から次の事項について飼い主への啓発に努めるものとする。

(1) 災害への備え

ア ペットフードの備蓄

イ 動物収容設備(ケージ等)の準備

ウ 飼育動物のしつけ

(2) 避難生活

ア 飼育動物を同行避難する際の管理方法

イ 感染症の予防

ウ 他の避難者への配慮

(細目)

第 19 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 20 条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第 21 条 この協定の期間は協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間満了の日の 3 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの申し出がないときは、更に 1 年間延長するものとし、以降この例による。

本協定の締結の証として、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 24 年 8 月 24 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

国分寺市

代表者 国分寺市長 星 野 信 夫 印

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目 12 番地 1 豊栄狛江マンション 1 F

公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部

代表者 支部長 川 島 治 印

東京都国分寺市東元町一丁目 38 番地 47

公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部 国分寺地区防災担当
部

国分寺市獣医師会

連絡調整役 木 村 譲 印

資料3-30 災害時における地区防災センター運営支援協力に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺市軟式野球連盟少年の部（以下「乙」という。）は、災害時における地区防災センターの開設及び運営に対する支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害時において、甲が開設した地区防災センターの円滑な運営体制の整備を図るため、乙が行う支援協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、災害時における被災者救助のため、次の各号いずれかに該当するときは、乙に対し、地区防災センターの開設及び運営に対する支援協力を要請できるものとする。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震が起きたとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、甲が地区防災センターの設置を必要と認めるとき。

2 前項の規定による甲からの支援協力要請は、口頭、電話等により乙に要請するものとする。ただし、乙は、被害が甚大で甲の要請を持ついとまがないと判断した場合は、自主的に支援協力をするものとする。

3 前項の規定により自主的に支援協力をした場合、乙は、口頭、電話等により国分寺市災害対策本部に連絡するものとする。

（支援協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による支援協力要請を受けた場合は、あらかじめ指定された地区防災センターへ参集し、甲が指定する職員の指示に従い支援協力するものとする。ただし、止むを得ない事情により支援協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（支援協力の内容）

第4条 乙が甲に対して行う支援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する地区防災センターの開設に関すること。
- (2) 甲が指定する地区防災センターの運営に関すること。

（連絡体制）

第5条 乙は、甲からの支援協力の要請を受け入れる体制を整備し、その内容を明らかにして甲に報告するものとする。

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定に基づく支援協力が円滑に行われるよう、必要に応じて甲が行う防災訓練に協力するものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定を準用して補償するものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が実施する支援協力に要する費用のうち甲が認めたものは、支援協力終了後、乙の請求により甲が負担するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとして、以後もこの例による。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通保有する。

平成24年5月11日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星野 信夫

乙 東京都国分寺市富士本一丁目11番地9
国分寺市軟式野球連盟少年の部
部長 勝山 正俊

資料3-31 災害時における理容活動に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合小金井支部（以下「乙」という。）は、災害時における理容活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において国分寺市民が心身ともに安定した生活を送るために、乙が行う理容活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害時における理容の実施
- (2) 理容活動に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力要請）

第3条 甲は、前条における協力を必要とする場合は、活動協力要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できることとし、後日速やかに文書を提出することとする。

（協力）

第4条 乙は、前条による協力要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、協定の内容に従い、業務を実施するものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては総務部くらしの安全課長を、乙においては東京都理容生活衛生同業組合小金井支部国分寺地区長をもって充てる。

（理容費）

第6条 この協定に基づいて乙が実施する理容に係る料金は無料とする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した資器材及び消耗品については、甲が負担する。この場合の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく第2条各号の協力業務実施中において、乙の当該業務従事者が損

害を受けた場合の補償は、ボランティア保険によるものとする。

2 前項の保険の加入に係る費用については、甲が負担するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期限は、平成19年11月1日から平成20年10月31日までとする。
ただし、期間終了の3箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上に定めるものとする。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保管する。

平成19年11月1日

甲 東京都国分寺市
代表者 市長 星野 信夫

乙 東京都理容生活衛生同業組合
小金井支部
代表者 支部長 塚本 重雄

資料3-32 災害時における要援護者の避難搬送協力に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）とNPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者の避難搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、地区防災センターに設置する避難所での生活が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を二次避難所等へ搬送を行うことに関し、必要な事項を定めることにより、災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、要援護者を二次避難所等に搬送させる必要があると判断したときは、乙に対して要援護者搬送要請書（第1号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条により実施した業務が完了したときは、その活動内容を要援護者搬送報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第4条の規定により、乙が実施した要援護者の避難搬送に要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要した人件費及び燃料費とし、甲の負担する費用の額は、当該災害発生時直前の価格を基礎として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、要援護者の避難搬送協力が終了した後、速やかに前条の費用を甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（事故等）

第7条 乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその供給の継続に努めるものとする。

2 乙は、車両の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（乗客及び第三者に対する責任）

第8条 乙は、車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により乗客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(燃料の確保)

第9条 甲は、乙の活動に当たり必要となる燃料の確保について、最大限の協力を行うものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する会員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（第3号様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年10月 9日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星野 信夫

乙 東京都並木町三丁目7番地2
NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会
代 表 阿 部 司

資料3-33 災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 けやきの杜（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

- （1）乙が管理する施設における被災障害者の緊急受入れ
- （2）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- （3）乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災障害者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合

は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

（期間）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星野 信夫

乙 東京都国分寺市戸倉四丁目14番地7
社会福祉法人けやきの杜
理事長 本間 浩子

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ななえの里（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

- （1）乙が管理する施設における被災障害者の緊急受入れ
- （2）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- （3）乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災障害者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事す

る者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書(別記様式)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 星野 信夫

乙 東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目10番地2

社会福祉法人ななえの里

理事長 野口 進

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と東京ろう重複者とあゆむ会（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 乙が管理する施設における被災障害者の緊急受入れ
- (2) 甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- (3) 乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災障害者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事す

る者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書(別記様式)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 星野 信夫

乙 東京都青梅市東青梅一丁目7番地4-167

東京ろう重複者とあゆむ会

理事長 間崎 江美子

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）とNPO法人 Ann Bee（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

- （1）乙が管理する施設における被災障害者の緊急受入れ
- （2）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- （3）乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災障害者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事す

る者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書(別記様式)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 星野 信夫

乙 東京都国分寺市西元町三丁目6番14号

NPO法人 Ann Bee

理事長 山内 敦

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市(以下「甲」という。)と社会福祉法人 はらからの家福社会(以下「乙」という。)は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)(以下「被災障害者」という。)を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙が協力する内容(以下「協力内容」という。)は次のとおりとする。

- (1) 乙が管理する施設における被災障害者の緊急受入れ
- (2) 甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣

(協力要請)

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

(費用の請求)

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書(別記様式)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 星野 信夫

乙 東京都国分寺市南町三丁目4番4号

社会福祉法人 はらからの家福祉会

理事長 須長 靖夫

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）とNPO法人 Ohana（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣とする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書(別記様式)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 星野 信夫

乙 東京都国分寺市戸倉一丁目2番地4 第三元町荘

NPO法人 Ohana

理事長 春口 明朗

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人コロロ学舎 地域デイグループ事業ET教室（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、乙が管理する施設における被災障害者の緊急受入れとする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因とな

った第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書(別記様式)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 星野 信夫

乙 東京都国分寺市東戸倉二丁目10番地34

社会福祉法人コロロ学舎

地域デイグループ事業ET教室

理事長 石井 聖

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 万葉の里（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は次のとおりとする。

- (1) 甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- (2) 乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災障害者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事す

る者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書(別記様式)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市

国分寺市長 星野 信夫

乙 東京都国分寺市泉町二丁目3番8号
社会福祉法人万葉の里

理事長 板山 賢治

資料3-34 災害時における被災乳児等の緊急受け入れに関する協定書

災害時における被災乳児等の緊急受け入れに関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における乳児及び3歳に満たない幼児の緊急受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、地区防災センターに設置する避難所等（以下「避難所等」という。）において安定した被災生活を送ることが困難な乳児及び3歳に満たない幼児（以下「被災乳児等」という。）を、乙が管理する施設において緊急的に受け入れを行うことに関し、必要な事項を定めることにより、災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。

（対象者）

第2条 乙が緊急受け入れを行う対象者は、市が要請する被災乳児等とする。この場合、被災乳児等と同一世帯家族（原則として被災乳児等の父母及び兄弟姉妹）についても対象とする。

（緊急受け入れを行う施設）

第3条 乙は、緊急受け入れを行う施設をあらかじめ指定し、被災乳児等緊急受け入れ可能施設一覧表（別記様式）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に基づき報告を受けた施設を福祉避難所として国分寺市地域防災計画に位置づけ、甲が設置する避難所等と同等に取り扱うものとする。

（協力の内容）

第4条 乙が協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が前条で指定した施設のうち、可能な範囲内でのスペースの提供
- (2) 乙が受け入れた被災乳児等に対する可能な範囲での生活に必要な援助

2 甲は、乙に対し、乙が受け入れた被災乳児等に係る食料品、生活物資等を供給する。

（協力要請）

第5条 甲は、避難所等では被災乳児等が安定した被災生活を送ることが困難であると判断したときは、乙に対して次の事項を明らかにした上で受け入れを要請する。

- (1) 受け入れを要請する被災乳児等及び家族の人数
- (2) 受け入れを要請する被災乳児等の年齢その他留意する事項
- (3) その他特に必要となる事項

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において速やかにこれに協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、被災乳児等の緊急受入れに伴う費用を、乙に対し支払うものとする。

2 前項に規定する経費の金額、支払い方法等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入期間)

第8条 被災乳児等の受入期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、延長申請を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 星野 信夫

乙 _____

<協定締結団体>令和3年3月現在

(福)浴光会, (福)日吉会, (福)千春会, (福)桑の実会, (福)国立保育会, (株)こどもの森, (株)日本保育サービス, (福)つくしんぼ共同保育会, (福)じろう会, (福)森友会, (福)大樹の会, (福)村山苑, スリーシーズ(株), (福)菊美会, (株)グローバルキッズ, (福)明王会, (株)ベネッセスタイルケア, (福)勇志会, (福)清心福祉会, (株)Kids Smile Project

資料3-35 災害時における高齢者の支援に関する協定書

災害時における高齢者の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 浴光会（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した高齢者（以下「被災高齢者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

乙が管理する施設における被災高齢者の緊急受入れ

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

(費用の請求)

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとす、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年11月18日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都国分寺市東恋ヶ窪四丁目2番地2

社会福祉法人 浴光会

理事長 高木 智匡

災害時における高齢者の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 至誠学舎立川（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した高齢者（以下「被災高齢者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

- （1）乙が管理する施設における被災高齢者の緊急受入れ
- （2）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- （3）乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災高齢者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年3月23日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都立川市錦町6丁目28番地15

社会福祉法人 至誠学舎立川

理事長 橋本 正明

災害時における高齢者の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 にんじんの会（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した高齢者（以下「被災高齢者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

- （1）乙が管理する施設における被災高齢者の緊急受入れ
- （2）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- （3）乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災高齢者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書(別記様式)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年3月26日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目50番地1

社会福祉法人 にんじんの会

理事長 石川 治江

資料 3-36 災害時における米穀供給に関する協定書

災害時における米穀供給に関する協定（平成 9 年 9 月 1 日）の全部を改定する。

国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺市米穀小売商組合（以下「乙」という。）とは、食糧の応急給与を必要とする災害が市内に発生した場合に、市民に対する応急用米穀（以下「米穀」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき甲が実施する米穀の供給について、甲が乙に協力を求める場合の方法及び乙の協力等に関し必要な事項を定めるものとする。

（防災協力店舗）

第 2 条 乙は、災害時において甲に対する円滑な米穀の供給を図るため、防災協力店舗（以下「協力店舗」という。）を定めておくものとする。

2 協力店舗は、乙に加入する米穀小売業者をもって構成し、店舗名称、所在地等は別表のとおりとする。

3 乙は、協力店舗の名称又は、代表者等に変更が生じたときは、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

（要 請）

第 3 条 甲は、災害が発生し米穀を調達する必要があるときは、乙に対し米穀の優先供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として米穀供給要請書（様式第 1 号）により行うものとする。

（協 力）

第 4 条 乙は、災害時における市民の食糧確保について、甲の要請に対し、できうる限り協力するものとする。

2 乙は、甲から米穀供給の要請を受けたときは、甲の要請した数量の米穀を甲の指定した場所に搬入し、もしくは協力店舗において供給するものとする。

3 乙が前項の場合において供給する米穀は、一般精米とする。

（姉妹都市救援米の備蓄）

第 5 条 乙は、甲の姉妹都市である新潟県佐渡市から災害救援用備蓄米（以下「救援米」という。）として、甲に譲与された 1,500 kg の玄米をとう精し、ランニングストックするものとする。

（米穀の価格）

第 6 条 甲の要請に基づき乙が供給する米穀の価格は、災害発生直前における小売価格とする。ただし、前条で定める救援米に相当する量の精米については、無償とする。

2 救援米の無償供給が物価の変動等により著しく不相当となったときは、前項ただし書きの定めにかかわらず、甲乙協議のうえ価格を決定する。

（請 求）

第 7 条 乙は、供給が完了したときは、1 箇月以内に米穀供給費用請求書（様式第 2 号）を甲に提出し、米穀の代金を請求するものとする。

（支 払）

第8条 乙は、前条により提出された請求書に基づき、その内容を確認のうえ米穀の代金を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、第4条第1項に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

附 則

災害時における米穀供給に関する協定書（平成9年9月1日協定）は、廃止する。

平成22年6月11日

国分寺市戸倉1丁目6番地1

甲 国分寺市

代表者 国分寺市長 星 野 信 夫

国分寺市東恋ヶ窪二丁目6番地3

乙 国分寺市米穀小売商組合

代表者 組合長 磯 部 昌 治

資料 3-37

災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と東京むさし農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達について、甲が乙に協力を求める場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生したときをいう。
- (2) 協力農地 国分寺市内にある生産緑地法（昭和49年法律第68号）第2条第3号に規定する生産緑地又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域農地であって、当該農地を所有する乙の組合員が本協定に基づく災害時の使用に同意しているものをいう。

ただし、果樹園、植木畑、ハウス野菜栽培地、傾斜地等本協定第3条第1号に規定する地区災害時待避所に適しないものを除く。

- (3) 生鮮食料品 乙の組合員が生産している食料品をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲に対し次に掲げる事項について、できる限り協力するものとする。

- (1) 市民が、災害時に生命及び身体の安全を確保するため、一時（いつとき）避難場所又は避難場所へ避難する際、緊急に避難する場所（以下「地区災害時待避所」という。）として協力農地を斡旋すること。
- (2) 災害時に必要な生鮮食料品を調達すること。

（協力者の通知等）

第4条 乙は、乙の組合員のうちから本協定に基づく農地の使用の協力者（以下「協力者」という。）を把握し、その内容を協力農地通知書（様式第1号）により、甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を協力農地（地区災害時待避所）登録台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）に記載するものとする。

（協力の要請等）

第5条 甲は、協力農地の斡旋を要請しようとするときは、協力農地斡旋要請書（様式第3号）により、乙に対し要請するものとする。

- 2 甲は、前項の要請に基づき、地区災害時待避所として使用することとなった協力農地に、その旨を表示するものとする。
- 3 甲は、災害時に生鮮食料品の調達を要請しようとするときは、生鮮食料品調達要請書（様式第4号）により、乙に対し要請するものとする。
- 4 甲は、緊急やむを得ないときは、第1項及び前項の要請を電話又は電信により行なうことができるものとする。この場合において、甲は、後日生鮮食料品調達要請書を提出するものとする。

(台帳の記載内容の変更等)

第6条 乙は、台帳に記載されている内容に変更があった場合又は協力者から取消しの申し出があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、協力農地・取消し通知書(様式第5号)により速やかに、台帳の内容を修正又は取消しするものとする。

(原状回復)

第7条 甲は、協力農地が地区災害時待避所として使用された後、原状回復の措置を講ずるものとする。ただし、当該措置をとることが困難な場合は、甲乙協議のうえ措置方を決定することとする。

(損失補償)

第8条 甲は、地区災害時待避所として使用された協力農地に係る農産物の損失を補償するものとする。

2 前項の損失補償の額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(生鮮食料品の費用弁償)

第9条 甲は、生鮮食料品の費用を弁償するものとする。

2 前項の費用弁償の額については、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議のうえ定めることとする。

3 乙は、生鮮食料品の供給後、前項の協議が終了次第速やかに書面により甲に当該代金を請求する。

第10条 甲の要請に基づく生鮮食料品を輸送中に、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成14年8月1日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市長 星野信夫

乙 小金井市中町四丁目16番24号
東京むさし農業協同組合
代表理事組合長 渥美武夫

覚 書

平成14年8月1日付、「災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定書」第2条に係る協力農地について、本協定が締結する以前に本多・戸倉・高木町の各自治会長と乙の組合員とで締結された「災害時一時退避場所」を本協定第5条により要請したものとみなすこととしたので覚書を取り交わすこととする。

平成14年8月1日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市長 星 野 信 夫

乙 小金井市中町四丁目16番24号

東京むさし農業協同組合
代表理事組合長 渥 美 武 夫

資料 3-38 災害時における物資の供給協力に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、災害時における食料品、その他生活必需品等の必要な物資（以下「物資」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における物資の供給について、甲が乙に協力を求める場合の手続及び乙の協力等に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 物資の提供及び引渡し
- (2) 前号の物資の輸送

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力を要請するものとする。

- 2 甲は、災害時において、乙に対し物資の供給協力を要請しようとするときは、原則として物資供給協力要請書（様式第 1 号）により乙の武蔵小金井店の店長に品目、数量、引渡し日時、引渡し場所その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。
- 3 甲は、緊急やむを得ないときは、前項の要請を電話又は電信により行なうことができるものとする。この場合において、甲は、後日要請書を提出するものとする。

（協力）

第 4 条 乙は、前条の規定による甲からの物資の供給協力依頼に対し、特別な理由がない限り、乙の在庫量等供給できる範囲内で、乙の武蔵小金井店において甲に引渡すものとする。但し、甲による引取りが困難な場合は、輸送手段等につき甲乙間で協議するものとする。

- 2 甲は、乙から物資の引渡しを受けたときは、物資を確認のうえ、速やかに物資確認通知書（様式第 2 号）により乙に通知するものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲は、乙が引渡した物資の費用及び輸送費用の一切を負担するものとする。

- 2 前項の費用の額については、災害発生直前の小売価格を基準として甲乙協議のうえ定めることとする。
- 3 乙は、物資の引渡しの完了後、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。
- 4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して 30 日以内に当該費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、第4条第1項に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年12月1日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

東京都国分寺市

代表者 市長 星野 信夫

乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社イトーヨーカ堂

代表者 代表取締役社長 亀井 淳

資料 3-39 災害時における物資の供給協力に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープとうきょう（以下「乙」という。）は、災害時における食料品、その他生活必需品等の必要な物資（以下「物資」という。）の供給協力について、東京都と東京都生活協同組合連合会における「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」も踏まえ、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の供給について、甲が乙に協力を求める場合の手続及び乙の協力等に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第3条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 物資の納入又は引渡し
- (2) 前号の物資の輸送

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力を要請するものとする。

- 2 甲は、災害時において、乙に対し物資の供給協力を要請しようとするときは、原則として物資供給協力要請書(様式第1号)により乙の総務部長にそれぞれ品目、数量、納入又は引渡し日時、納入又は引渡し場所その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。
- 3 甲は、緊急やむを得ないときは、前項の要請を電話又は電信により行なうことができるものとする。この場合において、甲は、後日要請書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの物資の供給協力依頼に対し、特別な理由がない限り、乙の国分寺店および弁天通店における在庫量等供給できる範囲内で、甲の指定する場所へ物資を輸送し納入するものとする。但し、乙による輸送が困難な場合は、乙の国分寺店又は弁天通り店において甲に引渡すものとする。

- 2 甲は、乙から物資の納入又は引渡しを受けたときは、物資を確認のうえ、速やかに物資確認通知書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲は、乙の納入又は引渡した物資の費用を弁償するものとする。

- 2 前項の費用弁償の額については、災害発生直前の小売価格を基準として甲乙協議のうえ定めることとする。
- 3 乙は、物資の納入又は引渡しの完了後、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。

4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。但し、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、第4条第1項に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年8月19日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

東京都国分寺市

代表者 市長 星野信夫

乙 東京都中野区中央5丁目6番地2

生活協同組合コープとうきょう

代表者 理事長 上原正博

資料3-40 災害救助物資の緊急調達に関する協定書（株式会社サンドラッグ）

国分寺市(以下「甲」という。)と株式会社サンドラッグ(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、国分寺市域において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとし、乙は可能な範囲で協力する。

(災害救助物資の品目)

第3条 災害救助物資の品目は、日用品（トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、歯ブラシ等）及び医薬品（胃薬、風邪薬、消毒薬等）等とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

(支援の要請手続き)

第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭、電話及び通信をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 前項により、甲が乙から災害救助物資の提供を受ける場合にあつては、当該物資の運搬並びに必要な車両の手配は甲が行うものとする。

3 災害救助物資の受け取りにあたる甲の職員又は甲から委託を受けた者は、乙に対して身分を明らかにする証を提示するものとする。

(連絡責任者の選任)

第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

(経費の負担及び支払)

第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

3 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(協定書の有効期間)

第 7 条 この協定書の有効期間は、原則として締結の日から 1 年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定を解約する場合は、解約の 30 日前までに甲又は乙から相手方に対し、書面によって提出することにより解約することができるものとする。ただし、特段の意思表示がない場合は有効期間を 1 年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ 1 通を保有する。

平成 27 年 6 月 29 日

甲 国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長 井澤 邦夫

乙 府中市若松町一丁目 38 番地の 1
株式会社サンドラッグ
代表取締役社長 赤尾 主哉

資料3-41

災害時における物資供給に関する協定書（株式会社マツモトキヨシ）

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社マツモトキヨシ（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急用食糧品及び日用品等（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、国分寺市内において、地震、風水害その他の災害（以下これらを「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う物資供給活動に対し、乙が協力して行う物資の供給等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容及び要請）

第2条 国分寺市内において、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を必要と認める場合は、甲は、乙に対してその保有する物資の供給を要請すること（以下「供給要請」という。）ができるものとする。

（協力の要請）

第3条 乙は、甲から供給要請を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（供給物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給要請をすることのできる物資は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（供給の手続）

第5条 甲が乙に対して供給要請をするときは、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した災害時における物資供給要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請し、後日要請書を提出することができるものとする。

- （1）納入日時
- （2）納入場所
- （3）要請品目
- （4）要請数量
- （5）その他必要な事項

2 乙は、甲から前項の規定により供給要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な物資の供給措置（以下「供給措置」という。）を講ずるものとする。

3 物資の受け渡し場所は、甲が定めるものとする。ただし、状況によっては、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

(連絡責任者の選任)

第6条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(物資の価格)

第7条 甲の供給要請に基づき、乙が供給する物資の価格は、災害発生時直前における価格を基準として甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(経費の負担及び支払)

第8条 乙は、供給措置が終了したときは、速やかに災害時における物資供給報告書兼請求書(第2号様式)により甲に報告し、併せてその業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求に基づき、内容を確認し、速やかに乙が供給した物資の代金を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、供給措置により業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償するものとする。

(協定書の有効期間等)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙からなんらの申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(疑義等の解決)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月1日

(甲) 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市長 井澤邦夫

(乙) 千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社マツモトキョシ
代表取締役社長 大田貴雄

資料3-42 災害時における物資供給に関する協定書 (株式会社ココカラファインヘルスケア)

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「乙」という。）との間において、災害時における医薬品及び日用品等（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、国分寺市内において、地震、風水害その他の災害（以下これらを「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う物資供給活動に対し、乙が協力して行う物資の供給等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容及び要請）

第2条 国分寺市内において、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を必要と認める場合は、甲は、乙に対してその保有する物資の供給を要請すること（以下「供給要請」という。）ができるものとする。

（協力の要請）

第3条 乙は、甲から供給要請を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（供給物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給要請をすることのできる物資は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（供給の手続）

第5条 甲が乙に対して供給要請をするときは、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した災害時における物資供給要請書（第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請し、後日要請書を提出することができるものとする。

- (1) 納入日時
- (2) 納入場所
- (3) 要請品目
- (4) 要請数量
- (5) その他必要な事項

2 乙は、甲から前項の規定により供給要請を受けたときは、可能な範囲で、直ちに必要な物資の供給措置（以下「供給措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項第2号に定める物資の納入場所は、原則として国分寺市内の乙の店舗とし、納入場所からの運搬は、原則として甲が甲の負担で行う。ただし、状況によっては、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

4 物資の乙から甲への受け渡しにより、物資の所有権は乙から甲に移転し、受け渡し後に生じた物資の滅失、毀損、破損、変質、その他一切の損害は、すべて甲の負担とする。

(連絡責任者の選任)

第6条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(物資の価格)

第7条 甲の供給要請に基づき、乙が供給する物資の価格は、災害発生時直前における価格を基準として甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(経費の負担及び支払)

第8条 乙は、供給措置が終了したときは、速やかに災害時における物資供給報告書兼請求書(第2号様式)により甲に報告し、併せてその業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求に基づき、内容を確認し、速やかに乙が供給した物資の代金を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、供給措置により業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償するものとする。

(協定書の有効期間等)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙からなんらの申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

2 甲または乙は、相手方への3箇月前までの書面通知により、この協定を解約できる。

(疑義等の解決)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

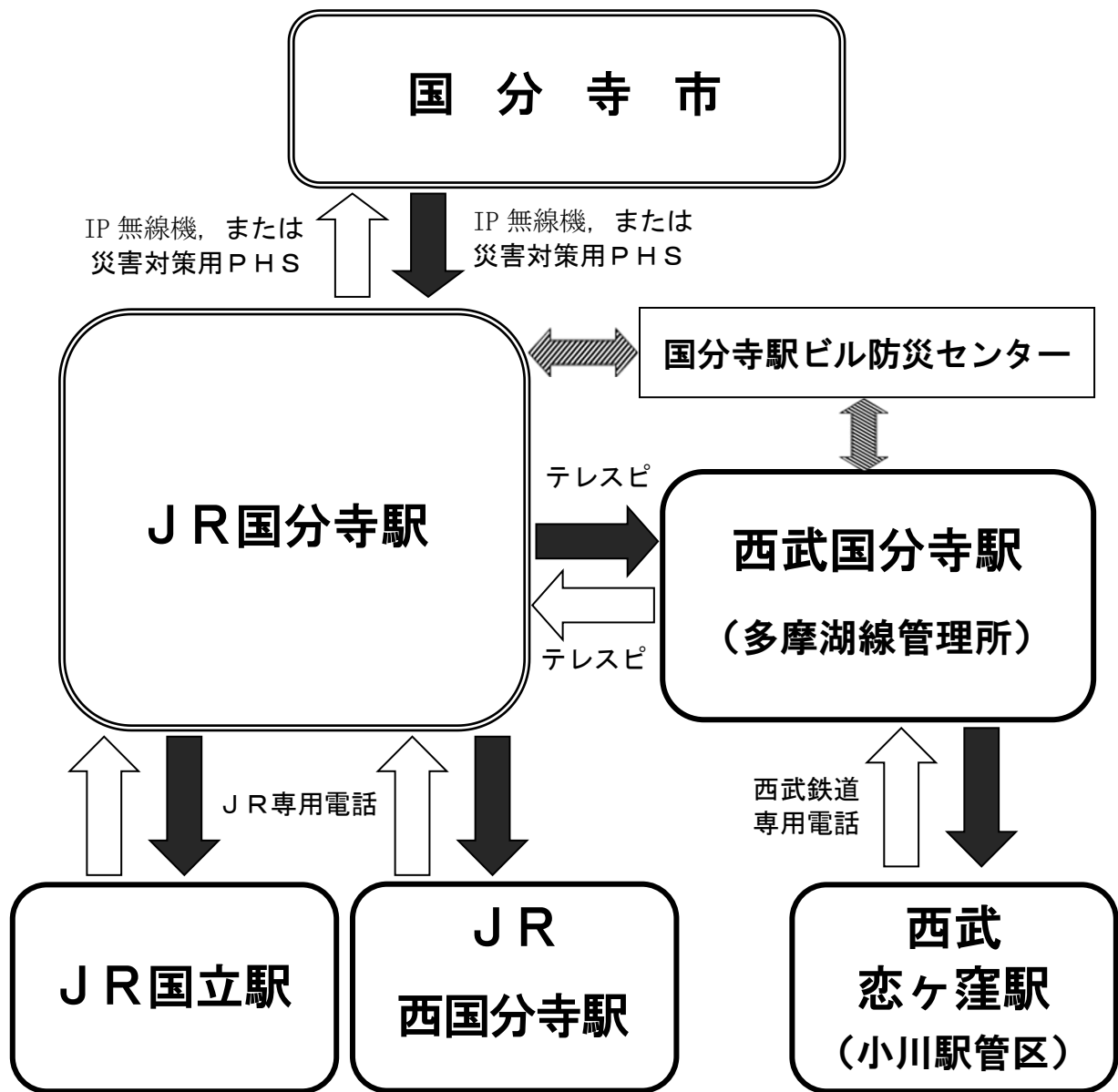
令和 2年 4月 1日

(甲) 国分寺市戸倉一丁目6番地1


国分寺市長 井澤邦夫

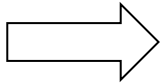
(乙) 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番地6 株式会社ココカラフ
アインヘルスケア
代表取締役社長 塚本厚志

資料 3-43 地震災害時における帰宅困難者対応等緊急連絡体制



<凡例>

 避難場所の安全・開設状況等の連絡

 運転状況等の連絡

 緊急直通電話

資料3-44 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

国分寺市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社八王子支社国分寺駅（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。

(1) 乙は地震災害時に必要と乙が認めるときは、甲があらかじめ指定する緊急避難場所に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する緊急避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。また、乙は上記の措置を取るとともに駅構内の安全確認を行うこととする。

(2) 前号の安全確認の結果、駅を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。また、駅で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する帰宅困難者対応施設の準備が整い次第、当該施設へ案内することができる。

2 甲が指定する緊急避難場所、または甲が開設する帰宅困難者対応施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供することとする。

（トイレ・公衆電話の提供）

第5条 乙は安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

（情報共有）

第6条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

2 甲は、乙から帰宅困難者発生連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。

- 3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 4 甲は、甲が指定する緊急避難場所及び帰宅困難者対応施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が解消されるまで、必要に応じて随時相互に連絡するものとする。

(平常時からの備え)

- 第7条 甲及び乙は地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
 - 3 甲は、甲の指定する緊急避難場所及び帰宅困難者対応施設に変更があった場合は、乙に通知をすることとする。
 - 4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

- 第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(覚書の解除)

- 第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3ヶ月前までに相手方に予告通知をしたうえで、甲乙協議のうえ解除するものとする。

(有効期間)

- 第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 4月24日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
市長 星野 信夫

乙 東京都国分寺市本町二丁目1番23号
東日本旅客鉄道株式会社
八王子支社 国分寺駅
駅長 小池 茂幸

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

国分寺市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社八王子支社西国分寺駅（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。

- (1) 乙は地震災害時に必要と乙が認めるときは、甲があらかじめ指定する緊急避難場所に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する緊急避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
- (2) 乙は、甲の開設する帰宅困難者対応施設の準備が整い次第、当該施設へ案内することができる。

2 甲が指定する緊急避難場所、または甲が開設する帰宅困難者対応施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供することとする。

（トイレ・公衆電話の提供）

第5条 乙は安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

（情報共有）

第6条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

2 甲は、乙から帰宅困難者発生連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。

3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。

- 4 甲は、甲が指定する緊急避難場所及び帰宅困難者対応施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が解消されるまで、必要に応じて随時相互に連絡するものとする。

(平常時からの備え)

- 第7条 甲及び乙は地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
 - 3 甲は、甲の指定する緊急避難場所及び帰宅困難者対応施設に変更があった場合は、乙に通知をすることとする。
 - 4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

- 第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(覚書の解除)

- 第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3ヶ月前までに相手方に予告通知をしたうえで、甲乙協議のうえ解除するものとする。

(有効期間)

- 第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 4月24日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
市長 星野 信夫

乙 東京都国分寺市西恋ヶ窪二丁目
東日本旅客鉄道株式会社
八王子支社 西国分寺駅
駅長 長屋 俊一

資料 3-45

災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書

国分寺市（以下「甲」という。）と東京都下水道局流域下水道本部（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の北多摩二号水再生センターへの搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が災害時に避難所等から発生するし尿を乙が所管する北多摩二号水再生センターへ搬入及び受け入れにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（事前対応）

第2条 甲は、毎年度当初、避難所等の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する北多摩二号水再生センターの受入箇所を提示し、その内容に変更が生じた場合は速やかに甲に通知する。

3 甲及び乙は、災害時に発生するし尿の北多摩二号水再生センターへの搬入・受け入れに関する連絡先及び担当者をあらかじめ乙及び甲に提出し、その内容に変更が生じた場合は速やかに通知する。

（役割分担）

第3条 甲は、北多摩二号水再生センターへし尿を搬入する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

2 甲は、災害時に避難所等で発生するし尿を収集し、乙が所管する北多摩二号水再生センターに搬入する。

3 乙は、甲に指定した清瀬水再生センターが被災等によりし尿の受け入れができない場合は、甲に通知するとともに新たに受け入れる水再生センターを指定し連絡するものとする。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

（有効期限）

第5条 この覚書の有効期限は、平成24年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからもこの覚書の改定について、期間満了の1か月前までに書面による申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

上記覚書の締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成23年11月14日

甲 国分寺市長 星野 信夫
乙 東京都下水道局流域下水道本部
本部長 松浦 将行

資料 3-46

災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書

災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧（以下「応急復旧等」という。）に関し、国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺市管工事組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において市民の生活用水と下水の流下を確保するため、指定工事店の積極的な協力を得ることにより、円滑な災害応急対策の実施を図ることを目的として、応急復旧等について甲が乙に協力を求める場合の手續及び乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、応急復旧等の協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り甲に協力をしなければならない。

（経費の負担）

第4条 乙が応急復旧等に要した経費は、甲が負担するものとする。

（請求）

第5条 乙は、業務完了後、甲の認定を受け、甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。

（損害賠償）

第7条 甲の請求に基づき、乙が実施した応急措置業務に係る従事者の損害賠償については、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年4月1日組合条例第19号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該業務従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故について、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協議)

第9条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(期間)

第10条 この協定の期限は平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 東京都国分寺市戸倉1-6-1
東京都国分寺市
代表者 国分寺市長 星野信夫 ⑩

乙 東京都国分寺市西恋ヶ窪2-5-25
国分寺市管工事組合
代表者 組合長 高野好 ⑩

資料 3-46

災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する実施細目

国分寺市を「甲」、国分寺市管工事組合を「乙」とし、甲乙間において締結した「災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、応急給水及び上・下水道の応急復旧作業を実施するために必要な労力、資材、車両及び機械器具の提供とする。

（出動の要請）

第2条 協定書第2条の規定に基づく乙に対する要請は、別紙要請書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により出動を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（業務の指示）

第3条 乙は甲の指示に従い、業務にあたるものとする。乙の担当は、別表のとおりとする。災害の規模によっては、甲が別に指示することができる。

（経費の算定）

第4条 協定書第4条の規定による経費は、国土交通省都市局、東京都建設局及び水道局の単価表及び代価表に基づき算出するものとする。

（経費の請求及び支払）

第5条 協定書第5条の規定により乙の指定工事店が経費を請求するときは、乙が指定工事店の請求書を取りまとめ、甲に請求するものとする。

2 前項の規定により経費を請求するときは、国分寺市会計事務規則に基づく所定の用紙を使用するものとする。

平成 20 年 4 月 1 日

甲 東京都国分寺市戸倉 1-6-1
東京都国分寺市
代表者 国分寺市長 星 野 信 夫 ㊟
乙 東京都国分寺市西恋ヶ窪 2-5-25
国分寺市管工事組合
代表者 組合長 高 野 好 ㊟

資料3-47

多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定 (東京都下水道局, 公益財団法人東京都都市づくり公社, 下水道メンテナンス協同組合)

東京都下水道局(以下「甲」という。)、八王子市(以下「乙1」という。)、立川市(以下「乙2」という。)、武蔵野市(以下「乙3」という。)、三鷹市(以下「乙4」という。)、青梅市(以下「乙5」という。)、昭島市(以下「乙6」という。)、調布市(以下「乙7」という。)、町田市(以下「乙8」という。)、小金井市(以下「乙9」という。)、小平市(以下「乙10」という。)、日野市(以下「乙11」という。)、東村山市(以下「乙12」という。)、国分寺市(以下「乙13」という。)、国立市(以下「乙14」という。)、福生市(以下「乙15」という。)、狛江市(以下「乙16」という。)、東大和市(以下「乙17」という。)、清瀬市(以下「乙18」という。)、東久留米市(以下「乙19」という。)、武蔵村山市(以下「乙20」という。)、多摩市(以下「乙21」という。)、稲城市(以下「乙22」という。)、羽村市(以下「乙23」という。)、あきる野市(以下「乙24」という。)、西東京市(以下「乙25」という。)、瑞穂町(以下「乙26」という。)、日の出町(以下「乙27」という。)、檜原村(以下「乙28」という。)、奥多摩町(以下「乙29」という。)、府中市(以下「乙30」という。)(以下「乙1」から「乙30」までを総称して「乙」という。)、公益財団法人東京都都市づくり公社(以下「丙」という。))及び下水道メンテナンス協同組合(以下「丁」という。))は、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

なお、この協定の締結をもって、平成29年3月31日付けで甲、乙1から乙29まで、丙及び丁で締結した「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」は廃止する。

(目的)

第1条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」(以下「多摩ルール」という。)を補完するものである。

(対象)

第2条 この協定の対象となる下水道管路施設(以下「協定下水道施設」という。)は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きよ(圧送管を含む。)、人孔(マンホールポンプを含む。)、公設ます及び取付管とする。

(支援要請)

第3条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務(以下「業務」という。)に対する支援を要請することができる。

2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

(業務の内容)

第4条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。

3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

(支援要請の方法)

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うに当たり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。

3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。

4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

5 要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

(支援体制)

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

(報告)

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容(支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員)について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

(業務の指揮)

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者(以下「指揮者」という。)が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

(丙の業務の実施)

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

(丁の業務の実施)

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙30までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(業務に必要な情報の扱い)

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をもこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定め違反した場合においては、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第17条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月29日

甲	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都公営企業管理者 下水道局長	小山 哲司
乙1	東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市長	石森 孝志
乙2	東京都立川市泉町1156番地の9 立川市長	清水 庄平
乙3	東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号 武蔵野市長	松下 玲子
乙4	東京都三鷹市野崎一丁目1番1号 三鷹市長	清原 慶子
乙5	東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1 青梅市長	浜中 啓一
乙6	東京都昭島市田中町一丁目17番1号 昭島市長	臼井 伸介
乙7	東京都調布市小島町二丁目35番地1 調布市長	長友 貴樹
乙8	東京都町田市森野二丁目2番22号 町田市長	石阪 丈一
乙9	東京都小金井市本町六丁目6番3号	

- 小金井市長 西岡 真一郎
- 乙 10 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長 小林 正則
- 乙 11 東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1
日野市長 大坪 冬彦
- 乙 12 東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3
東村山市長 渡部 尚
- 乙 13 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙 14 東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1
国立市長 永見 理夫
- 乙 15 東京都福生市本町 5 番地
福生市長 加藤 育男
- 乙 16 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長 松原 俊雄
- 乙 17 東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙 18 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙 19 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長 並木 克巳
- 乙 20 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市長 藤野 勝
- 乙 21 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
多摩市下水道事業管理者 中村 元幸

- 乙 22 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市長 高橋 勝浩
- 乙 23 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1
羽村市長 並木 心
- 乙 24 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長 澤井 敏和
- 乙 25 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 丸山 浩一
- 乙 26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長 杉浦 裕之
- 乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長 橋本 聖二
- 乙 28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長 坂本 義次
- 乙 29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長 河村 文夫
- 乙 30 東京都府中市宮西町二丁目 24 番地
府中市長 高野 律雄
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行
- 丁 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
下水道メンテナンス協同組合
理事長 小川 健一

資料 3 - 48

災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と高杉商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時におけるし尿の収集運搬（以下「収集等」という。）に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により国分寺市内で大規模な災害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、国分寺市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、乙に対し災害時し尿収集等の協力依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼する場合は、災害時し尿収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時し尿収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時し尿の状況等
- (3) 災害時し尿の収集場所
- (4) 災害時し尿の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時し尿収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、し尿の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、し尿の収集等を行うこととする。

- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。
- 3 乙は、業務の実施にあたり、周囲の生活環境に十分配慮することとする。
- 4 乙は、災害時し尿収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時し尿収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 第2条第3項の規定による乙の災害時し尿収集等については、甲が経費を負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿等の収集等に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上で決定する。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時し尿収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、請求のあった日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払いに予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払い時期については、この限りではない。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年10月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 井澤邦夫

乙 東京都小平市上水本町四丁目8番12号

高杉商事株式会社

代表取締役 高杉憲由

資料3-49 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地域市町村（乙1から乙30まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第2条第1号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- 二 災害査定公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第2条第2項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

（対象）

第3条 この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

（技術支援協力の範囲）

第4条 丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。

2 丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

（支援要請）

第5条 乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。

- 2 丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

- 3 丁は、第1項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。
- 4 乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。
- 5 乙は、第2項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。
- 6 乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、これを丙及び丁に連絡する。

（委託契約の締結）

- 第6条 乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。
- 2 前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

- 第7条 丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

- 第8条 丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。
- 2 乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

（費用負担）

- 第9条 支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。
- 2 丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

（労災及び損害補償など）

- 第10条 支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。
- 2 支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告するものとする。
 - 3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

(連絡体制)

第 11 条 甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。

- (1) 甲東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課
- (2) 乙多摩地域 30 市町村の下水道事業担当部署
- (3) 丙公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部
- (4) 丁公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

2 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

(情報の保護)

第 12 条 この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

(合同訓練)

第 13 条 甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

(協定の有効期間)

第 14 条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和 3 年 3 月 31 日までとする。

2 甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに 1 年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

3 前 2 項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

(補則)

第 15 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

2 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書 3 3 通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都公営企業管理者 下水道局長 和賀井克夫

乙 1	東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 八王子市長	石森孝志
乙 2	東京都立川市泉町 1156 番地の 9 立川市長	清水庄平
乙 3	東京都武蔵野市緑町二丁目 2 番 28 号 武蔵野市長	松下玲子
乙 4	東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号 三鷹市長	河村孝
乙 5	東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の 1 青梅市長	浜中啓一
乙 6	東京都府中市宮西町二丁目 24 番地 府中市長	高野律雄
乙 7	東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号 昭島市長	臼井伸介
乙 8	東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1 調布市長	長友貴樹
乙 9	東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号 町田市長	石阪丈一
乙 10	東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号 小金井市長	西岡真一郎
乙 11	東京都小平市小川町二丁目 1333 番地 小平市長	小林正則
乙 12	東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1 日野市長	大坪冬彦
乙 13	東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3 東村山市長	渡部尚

- 乙 14 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長 井澤邦夫
- 乙 15 東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1
国立市長 永見理夫
- 乙 16 東京都福生市本町 5 番地
福生市長 加藤育男
- 乙 17 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市市長 松原俊雄
- 乙 18 東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長 尾崎保夫
- 乙 19 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長 渋谷金太郎
- 乙 20 東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号
東久留米市長 並木克巳
- 乙 21 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市市長職務代理者
武蔵村山市総務部長 石川浩喜
- 乙 22 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
多摩市下水道事業管理者 森田佳宏
- 乙 23 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市市長 高橋勝浩
- 乙 24 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1
羽村市長 並木心
- 乙 25 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長 村木英幸

- 乙 26 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 池澤隆史
- 乙 27 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長 杉浦裕之
- 乙 28 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長職務代理者
日の出町副町長 木崎 孝二
- 乙 29 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長 坂本義次
- 乙 30 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長 師岡伸公
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人東京都都市づくり公社
理事長 長谷川明
- 丁 東京都荒川区西日暮里 5 丁目 26 番 8 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関東支部長 間山一典

資料 3-50

災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社サン・エクスプレス（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により国分寺市内で大規模な災害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、国分寺市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の内容及び状況等
- (3) 災害時廃棄物の収集場所
- (4) 災害時廃棄物の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

3 乙は、災害時廃棄物収集等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

(費用負担)

第4条 第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物収集等については、甲が経費を負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集等に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上で決定する。

(請求及び支払い)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、請求があった日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払いに予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払い時期についてはこの限りでない。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の2箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年10月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都国分寺市並木町三丁目7番地2

株式会社サン・エクスプレス

代表取締役 遠藤 隆之

資料 3-51

災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と環衛サービス株式会社国分寺支店（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により国分寺市内で大規模な災害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、国分寺市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の内容及び状況等
- (3) 災害時廃棄物の収集場所
- (4) 災害時廃棄物の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

3 乙は、災害時廃棄物収集等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

(費用負担)

第4条 第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物収集等については、甲が経費を負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集等に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上で決定する。

(請求及び支払い)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、請求があった日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払いに予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払い時期についてはこの限りでない。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の2箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年10月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都国分寺市西恋ヶ窪二丁目16番地7

環衛サービス株式会社国分寺支店

取締役国分寺支店長 津本 光一

資料 3-52

災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と松浦商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により国分寺市内で大規模な災害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、国分寺市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の内容及び状況等
- (3) 災害時廃棄物の収集場所
- (4) 災害時廃棄物の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

3 乙は、災害時廃棄物収集等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃

棄物収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用負担）

第4条 第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物収集等については、甲が経費を負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集等に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上で決定する。

（請求及び支払い）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、請求があった日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払いに予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払い時期についてはこの限りでない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の2箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年10月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 井澤邦夫

乙 東京都立川市幸町3丁目16番地の1

松浦商事株式会社

代表取締役 松浦孝治

資料 3-53

災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社大東建興国分寺支店（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により国分寺市内で大規模な災害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、国分寺市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 災害時廃棄物の内容及び状況等
- (3) 災害時廃棄物の収集場所
- (4) 災害時廃棄物の運搬場所
- (5) その他必要事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

3 乙は、災害時廃棄物収集等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

(費用負担)

第4条 第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物収集等については、甲が経費を負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集等に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上で決定する。

(請求及び支払い)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、請求があった日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払いに予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払い時期についてはこの限りでない。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の2箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年10月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都国分寺市本町二丁目23番6-410号

株式会社大東建興国分寺支店

支店長 小原 博

資料3-54 国分寺市防犯まちづくり委員設置要綱

平成21年5月8日

要綱第20号

(設置)

第1条 この要綱は、防犯パトロール、児童の見守り等、市民主体の自主的な防犯活動（以下「自主防犯活動」という。）を総合的に推進するため、国分寺市防犯まちづくり委員（以下「委員」という。）を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の役割)

第2条 委員は、市と協力して地域における自主防犯活動を推進するものとする。

(委員の認定)

第3条 委員は、市が開設する防犯リーダー養成講習会（以下「講習会」という。）を修了した者のうち、本人の申出により市長がこれを認定する。

2 市長は、認定した委員に対し国分寺市防犯まちづくり委員認定書を交付する。

(委員の公表)

第4条 委員の氏名は、市報等により公表し、市民への周知を図る。

(委員の活動)

第5条 委員の活動は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域における自主防犯活動の活性化及び自主防犯活動を実施する団体の形成並びにその指導に関すること。
- (2) 自主防犯活動の発展に寄与する地域活動に関すること。
- (3) 第8条に規定する全市組織の活動に関すること。

(市の役割)

第6条 市の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市は、委員が前条に規定する活動を遂行する上で必要となる情報、資料等について、積極的に援助するものとする。
- (2) 市は、委員が前条に規定する活動を遂行し、これを通じて行われる防犯上の諸問題に関する質問及び提案に対して、速やかに回答を行うものとする。

(委員の認定の取消し)

第7条 委員の認定は、次に掲げる事情が発生した場合は、取り消すものとする。

- (1) 第5条に規定する委員の活動を遂行できなくなった場合
- (2) 第3条第1項第2号に定める者がその立場を離れた場合。ただし、当人が講習会を修

了する見込みのあるときは、この限りでない。

(3) その他本人の申出によるやむを得ない理由のある場合

(全市組織の設置)

第8条 委員は、相互の意見、情報、経験等の交流又は自主防犯活動の全市的拡がり及び発展を目的として、自主的な組織（以下「全市組織」という。）をつくることができる。

2 市は、全市組織の活動に対して、必要と認める援助を行う。

(研修)

第9条 委員は、常に防犯に対する知識の修得及び防犯への理解を深めるため、市が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

資料3-55 国分寺市防犯まちづくり委員会会則

(設置)

第1条 国分寺市防犯まちづくり委員設置要綱（平成21年国分寺市要綱第21号。以下「要綱」という。）の第8条に定める全市組織として委員会を設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、国分寺市防犯まちづくり委員会（以下「委員会」という。）といい、事務局を国分寺市役所内に置く。

(目的)

第3条 委員会は、防犯まちづくりを総合的に進めるため、市内の多様かつ自主的な防犯活動の普及・発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯の推進に関する委員相互の交流と情報交換に関すること。
- (2) 防犯まちづくり委員の研修に関すること。
- (3) 自主防犯活動の推進及び啓発に関すること。
- (4) その他、委員会の目的達成に必要な事項。

(組織)

第5条 委員会は、要綱の第3条により認定された国分寺市防犯まちづくり委員をもって組織する。

(役員)

第6条 委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) その他委員会が必要と認める者。

2 役員を選出は、委員の互選とする。

(職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、総会及び役員会の招集と会務の統括を行う。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事は、委員会の議事録作成などの事務を行う。

(任期)

第8条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 任期はそれぞれ2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (2) 任期の途中で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで在任する。

(総会)

第9条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

- 2 総会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 3 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 4 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について委員長を代理人として表決を委任することができるものとし、この場合における前項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(議決事項)

第10条 委員会は総会をもって次の事項を議決する。

- (1) 自主防犯活動の推進方策に関すること。
 - (2) 年間の事業並びに運営に関すること。
 - (3) 役員を選出に関すること。
 - (4) その他委員会の組織及び運営に関する必要な事項。
- 2 総会は、出席した委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 委員会に役員会を置き、第6条に定める役員をもって組織する。

- 2 役員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 3 役員会は、次の各号に定める事項を決議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 委員会の年間事業(案)等の作成
- 4 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第12条 委員会が行う事業に要する経費について、市は予算の範囲内において負担する。

(会則の改正)

第13条 本会則の改正は、総会における出席者の3分の2をもって決するものとする。

(委任)

第14条 この会則に定めのあるもののほか、必要な事項は委員長が別に定めるものとする。

附 則

この会則は、決裁の日から施行する。

資料3-50 国分寺市防犯まちづくり委員会ブロック連絡会開催規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国分寺市防犯まちづくり委員（以下「委員」という。）会会則第14条（委任）の規定により、市内をブロックに分け連絡会を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 連絡会の事務局は、国分寺市役所内に置く。

(目的)

第3条 連絡会は、ブロックごとの委員の連携を深めるとともに、地域の防犯ネットワークを形成し、安全で安心な防犯まちづくりを実現するために開催する。

(協議)

第4条 連絡会は、前条の目的を達成するため、ブロックごとに次の事項を協議する。

- (1) 地域防犯情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 地域の自主防犯活動の推進及び啓発に関すること。
- (3) 地域で活動する委員の連携強化に関すること。
- (4) その他、連絡会の目的達成に必要な事項。

(構成)

第5条 連絡会は、市内を別表のとおりブロックに分け開催し、それぞれのブロックで活動する委員により構成する。

(進行)

第6条 連絡会開催に当たって進行のため、ブロックごとに次のブロック長等を置く。

- (1) ブロック長 1名
- (2) 副ブロック長 2名

2 ブロック長等の選出は、各ブロックに属する委員の互選とする。

(開催)

第7条 定期連絡会は、ブロックごとに年2回開催する。

2 臨時連絡会は、ブロック連絡会で必要と認めたときに開催できる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は連絡会において定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 30 日から施行する。

別 表 （第 5 条関係）

ブロック名	町名（地区名）
東ブロック	本町，本多，南町，東元町，西元町，泉町
中ブロック	東恋ヶ窪，西恋ヶ窪，日吉町，内藤，戸倉，東戸倉
西ブロック	西町，光町，高木町，富士本，北町，新町，並木町

資料3-57 国分寺市り災証明書等交付要綱

平成23年10月27日

要綱第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国分寺市内（以下「市内」という。）において災害により被害を受けた者に対し、当該被害に係る証明書を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条（定義）第1号に規定する災害（大規模な火事又は爆発により生ずる被害を除く。）をいう。

(り災証明書の証明事項及び交付対象者)

第3条 り災証明書の証明事項及び交付対象者は、次の表のとおりとする。

証明事項	交付対象者
災害により被害を受けた住家の次に掲げるり災程度その他当該被害に関する事項 (1) 全壊 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する住家全壊をいう。 (2) 大規模半壊 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する大規模半壊をいう。 (3) 半壊 認定基準に規定する住家半壊をいう。 (4) 一部損壊 半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものをいう。 (5) 床上浸水 住家の床より上に浸水したものの又は全壊、大規模半壊及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に住家を使用することができないものをいう。 (6) 床下浸水 床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。	1 災害により市内の広範囲にわたり建物の被害が発生した場合において、左欄に規定するり災程度の被害を受けた住家の所有者及び占有者 2 その他市長が認める者

(り災証明書の請求)

第4条 市長は、り災証明書の交付を受けたい旨の申出を受けたときは、当該申出をした者に、り災証明書交付請求書(様式第1号。以下「交付請求書」という。)に次に掲げる書類を添付して提出させるものとする。ただし、市長が添付する必要がないと認める書類については、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 被害の状況が確認できる写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

(り災証明書の交付)

第5条 市長は、前条の規定により交付請求書の提出があったときは、その内容を確認し、り災証明書(様式第2号)を交付する。

(手数料)

第6条 り災証明書の交付に係る手数料は、国分寺市事務手数料条例(昭和34年条例第11号)第7条(免除)第4項の規定により無料とする。

(交付の特例)

第7条 り災証明書の様式がその提出先において特に定めたものがある場合には、当該り災証明書への証明をもって第5条の交付に代えることができるものとする。

(被災証明書及び被害届出証明書の証明事項及び交付対象者)

第8条 被災証明書及び被害届出証明書の証明事項及び交付対象者は、次の表のとおりとする。

証明書の種類	証明事項	交付対象者
被災証明書	災害により生じた建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産(事業の用に供する機械設備、商品等をいう。以下同じ。)の被害並びに人的な被害に関する事項	1 災害により被害を受けた建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産の所有者及び占有者のうち、当該被害の状況について市が確認したもの。ただし、り災証明書の交付対象者は除く。 2 災害により負傷した者及びその者と同一世帯に属する者 3 災害により死亡した者と同一世帯に属する者 4 その他市長が認める者

証明書の種類	証明事項	交付対象者
被害届出証明書	災害により建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産が被害を受けたことを市に届け出たことに関する事項	1 災害により被害を受けた建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産の所有者及び占有者のうち、当該被害が発生してから一定期間が経過し、市が当該被害について確認できなかったもの 2 その他市長が認める者

(り災証明書に関する規定の準用)

第9条 第4条から第7条までの規定は、被災証明書及び被害届出証明書について準用する。
この場合において、第4条中「り災証明書交付請求書(様式第1号)」は「被災証明書等交付請求書(様式第3号)」と、第5条中「り災証明書(様式第2号)」とあるのは「被災証明書(様式第4号)又は被害届出証明書(様式第5号)」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に請求又は交付されたり災証明書、被災証明書及び被害届出証明書は、この要綱の規定により請求又は交付されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の国分寺市り災証明書等交付要綱の様式で、現に用紙が残存しているものに限り、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

資料3-58 国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和53年10月5日

条例第30号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（昭和57年条例第25号・平成3年条例第28号・一部改正）

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者をいう。

（平成9年条例第5号・平成23年条例第33号・一部改正）

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（昭和57年条例第25号・平成3年条例第28号・一部改正）

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子

- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。）が存するときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（平成3年条例第28号・平成9年条例第5号・平成23年条例第33号・一部改正）

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（昭和56年条例第22号・昭和57年条例第25号・平成3年条例第28号・一部改正）

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（平成9年条例第5号・一部改正）

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認める場合

（平成3年条例第28号・平成9年条例第5号・一部改正）

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(平成3年条例第28号・平成9年条例第5号・一部改正)

第3章 災害障害見舞金の支給

(昭和57年条例第25号・追加)

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(昭和57年条例第25号・追加，平成3年条例第28号・平成23年条例第33号・一部改正)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

(昭和57年条例第25号・追加，平成3年条例第28号・平成9年条例第5号・一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭和57年条例第25号・追加，平成3年条例第28号・一部改正)

第4章 災害援護資金の貸付け

(昭和57年条例第25号・改称)

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(昭和57年条例第25号・旧第9条繰下・一部改正，平成9年条例第5号・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居に被害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（昭和56年条例第22号・一部改正，昭和57年条例第25号・旧第10条繰下，昭和62年条例第3号・平成3年条例第28号・平成9年条例第5号・一部改正）

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（昭和57年条例第25号・旧第11条繰下）

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（昭和57年条例第25号・旧第12条繰下・一部改正，平成3年条例第28号・一部改正）

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭和57年条例第25号・旧第13条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和56年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則 (昭和57年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則 (昭和62年条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「災害弔慰金条例」という。)第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の災害弔慰金条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の災害弔慰金支給条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

資料3-59 国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和53年10月5日

規則第26号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和53年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭和57年規則第36号・平成9年規則第3号・一部改正）

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の住所、氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平成9年規則第3号・一部改正）

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（昭和57年規則第36号・追加）

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項

- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(昭和57年規則第36号・追加, 平成9年規則第3号・一部改正)

(必要書類の提出)

- 第5条 市長は、この市の区域で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。
- 2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。
(昭和57年規則第36号・追加, 平成9年規則第3号・一部改正)

第4章 災害援護資金の貸付け (昭和57年規則第36号・改称)

(借入れの申込み)

- 第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。
- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
(昭和57年規則第36号・旧第4条繰下・一部改正, 平成9年規則第3号・一部改正)

(調査)

- 第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。
(昭和57年規則第36号・旧第5条繰下)

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第6条繰下・一部改正，平成9年規則第3号・一部改正)

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(昭和57年規則第36号・旧第7条繰下・一部改正，平成9年規則第3号・一部改正)

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第8条繰下)

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を、遅滞なく、返還するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第9条繰下，平成9年規則第3号・一部改正)

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第10条繰下・一部改正)

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第11条繰下・一部改正)

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を当該借受人に交付するものとする。

（昭和57年規則第36号・旧第12条繰下・一部改正，平成9年規則第3号・一部改正）

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（昭和57年規則第36号・旧第13条繰下・一部改正，平成9年規則第3号・一部改正）

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

（昭和57年規則第36号・旧第14条繰下）

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）により提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（昭和57年規則第36号・旧第15条繰下・一部改正，平成9年規則第3号・一部改正）

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援

護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

(昭和57年規則第36号・旧第16条繰下・一部改正，平成9年規則第3号・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和57年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則 (平成元年規則第18号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第3号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

資料3-60 国分寺市災害見舞金等支給に関する規則

昭和47年3月31日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、市内に居住する住民が災害を受けたときに、被災者又はその遺族に見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(平成9年規則第3号・一部改正)

(定義)

第2条 この規則で災害とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 風水害
- (2) 火災
- (3) 交通事故
- (4) 前各号に掲げるもののほか、不慮の災難で市長が見舞金等を支給する必要があると認めるもの

(昭和47年規則第35号・昭和57年規則第32号・平成9年規則第3号・一部改正)

(範囲及び額)

第3条 見舞金等の支給範囲及び額は、次のとおりとする。ただし、明らかに被災者の故意又は重大な過失がある場合は、支給しない。

- (1) 住家が半焼、半壊及び流出以上の被害を受けたとき 1世帯につき60,000円以内
- (2) 住家が床上浸水により被害を受け、日常の生活が著しく阻害されたとき 1世帯につき50,000円以内
- (3) 前条第4号に掲げる災害を受けたとき 1世帯又は1人につき40,000円以内
- (4) 前条第3号及び第4号に掲げる災害で死亡したとき 1人につき60,000円

(昭和47年規則第35号・昭和49年規則第29号・昭和51年規則第32号・昭和54年規則第6号・昭和54年規則第16号・昭和55年規則第16号・昭和57年規則第32号・平成9年規則第3号・一部改正)

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則（昭和47年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

付 則（昭和49年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

付 則（昭和51年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年9月9日から適用する。

付 則（昭和54年規則第6号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（昭和54年規則第16号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年9月4日から適用する。
- 2 改正前の国分寺市災害見舞金等支給に関する規則第3条第2号の規定により昭和54年9月4日からこの規則施行の日までに支給した見舞金は、改正後の規定による見舞金の一部とみなす。

付 則（昭和55年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年規則第32号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和57年9月12日以後発生した災害から適用する。
- 2 改正前の国分寺市災害見舞金等支給に関する規則の規定により昭和57年9月12日からこの規則施行の日の前日までに支給した見舞金等は、改正後の規定による見舞金等の一部とみなす。

附 則（平成9年規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

資料 3-61 災害被害者等に対する市税に対する減免措置要綱

昭和49年 7月13日

訓令第13号

市税の納税義務者等が風水害，地震，その他の事由（以下「災害等」という。）により，被災したときの税の減免措置は，法令その他別に定めがあるもののほか，租税力その他を考慮のうえ，その被害の実状に応じ，その者が納付すべき当該年度分の税額のうち，災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて，この要綱の定めるところにより行う。

第 1 市民税の減免

1 個人

(1) 納税義務者が災害等により，次の各号のいずれかに該当することとなった場合は，当該納税義務者に対して課されている市民税額に，当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減免する。

ア 死亡した場合 10分の10

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10分の10

ウ 障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合 10分の9

(2) 納税義務者法（の規定する控除対象配偶者及び扶養親族を含む。）が災害等により自己の所有に係る住宅又は家財について生じた損失の金額（保険金，損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が，その住宅又は家財の価格の10分の3以上であり，かつ，前年中における法に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，法附則第33条の4第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額，法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には，その適用前の金額とする。）又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には当該金額を含む。以下同じ。）が10,000,000円以下の者であるときは，当該納税義務者に対して課されている市民税額に次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。

合計所得金額\損害の程度	減免の割合	
	10分の3以上 10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
5,000,000円以下のとき	2分の1	全部
7,500,000円以下のとき	4分の1	2分の1
7,500,000円を超えるとき	8分の1	4分の1

- (3) 納税義務者が冷害、凍霜害、降水害、干害等の農作物に係る災害を被った場合に、収穫すべきであった農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の規定によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう。）が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であり、かつ、法に規定する合計所得金額が10,000,000円以下の者（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が4,000,000円を超える者を除く。）であるときは、当該納税義務者に対して課されている農業所得に係る市民税の所得割の額（当該年度分の市民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額をいう。）に、次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。

合計所得金額	減免の割合
3,000,000円以下であるとき	10分の10
4,000,000円以下であるとき	10分の8
5,000,000円以下であるとき	10分の6
7,500,000円以下であるとき	10分の4
7,500,000円を超えるとき	10分の2

第2 固定資産税の減免

1 土地

(1) 農地又は宅地

災害等により被害を受けた良地又は宅地が流失、水没、埋没又は崩壊等によって作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課されている固定資産税額に、次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上のとき	10分の10
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満のとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満のとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満のとき	10分の4

(2) 農地又は宅地以外の土地

前号の規定の例によって減免する。

2 家屋

災害等により、被害を受けた家屋がその使用目的を失い、あるいは損傷を受けた場合においては、当該家屋に対して課されている固定資産税額に、次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。

損害の程度	減免の割合
全壊，流失，埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能なとき	10分の10
主要構造部分が著しく損傷し，大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根，内壁，外壁，建具等に損傷を受け，居住又は使用目的を著しく損じた場合で，当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁，畳等に損傷を受け，居住又は使用目的を損じ修理又は取替えを必要とする場合で，当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

3 償却資産

災害等により被害を受けた償却資産に対しては，家屋の規定の例によって減免する。

第3 その他

本要綱実施に関し必要な事項は，別に定める。

付 則

この訓令は，昭和49年7月31日から施行し，昭和49年6月1日から適用する。

付 則（昭和50年10月8日訓令第13号）

この訓令は，公表の日から施行し，昭和59年6月1日から適用する。

附 則

この訓令は，公表の日から施行し，改正後の災害被害者等に対する市税に対する減免措置要綱の規定は，平成7年2月20日から適用する。

資料3-62 国分寺市災害被災者等援護条例

昭和55年7月5日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は火災若しくは爆発による災害（以下「災害」という。）を受けた者又はその遺族（以下「被災者等」という。）を援護し、もって被災者等の保護及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(援護の方法)

第2条 前条に定める災害による被災者等に対する援護は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けにより行う。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(災害弔慰金の受給資格)

第3条 災害弔慰金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。ただし、国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和53年条例第30号。以下「委任条例」という。）による受給者を除く。

- (1) 災害により死亡した者（以下「死亡者」という。）の遺族であること。ただし、死亡者の故意又は重大な過失により死亡したときを除く。
- (2) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 死亡者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給されていないこと。

(平成9年条例第5号・平成12年条例第48号・平成24年条例第34号・一部改正)

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 前条第1号に掲げる遺族の範囲は、委任条例第4条の規定を準用する。

(災害弔慰金の支給額)

第5条 災害弔慰金の額は、100,000円とする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場所にいた者についての死亡の推定については、委任条例第6条の規定を準用する。

(災害援護資金の貸付対象)

第7条 災害援護資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有している世帯主とする。ただし、委任条例第9条第1項の適用を受ける者を除く。

- (1) 市内において災害を受けたものであること。
 - ア 療養期間が1月以上である世帯主の負傷
 - イ 住居又は家財の価額の5分の1以上である損害
- (2) 第3条第2号に掲げる要件を有していること。
- (3) 世帯の所得が委任条例第9条第2項に規定する要件を有していること。
- (4) 連帯して債務(違約金を含む。)を負担する保証人があること。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(災害援護資金の貸付額)

第8条 災害援護資金の区分及び限度額は、別表のとおりとする。

2 前条第1号に掲げる負傷又は損害を受けたときは、その区分に応じた災害援護資金を併せて貸し付ける。ただし、1,000,000円を限度とする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(災害援護資金の貸付決定)

第9条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、市長があらかじめ定めた期間に申請し、市長の決定を受けなければならない。

(災害援護資金の利子)

第10条 災害援護資金の利子は、次条第1項本文に規定する場合にあっては貸付けを受けた日から3年、同項ただし書に規定する場合にあっては貸付けを受けた日から5年を経過した後の期間については、その利率を年3パーセントとする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(災害援護資金の償還)

第11条 災害援護資金の償還は、貸付けを受けた日から3年を経過した後7年の毎年元利均等払の方法による。ただし、市長は、被害の程度又は特別の事情により貸付けを受けた日から5年を経過した後5年の毎年元利均等払の方法にすることができる。

2 災害援護資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、前項の規定にかかわらず、いつでも繰上償還をすることができる。

3 借受人が第1項に規定する期日に償還しないときは、延滞元利金につき年10.75パーセントの割合による違約金を支払わなければならない。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(届出)

第12条 借受人は、災害援護資金の償還を完了するまでに、次の各号のいずれかに該当した場合においては、速やかに、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名その他重要な変更があったとき。
- (2) 連帯保証人に住所、氏名その他重要な変更があったとき。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(災害援護資金の貸付取消し等)

第13条 市長は、災害援護資金の貸付けの決定を受け、又は貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その決定を取り消し、又は災害援護資金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) 償還を怠ったとき。
- (3) その他不相当と認めるとき。

2 第11条第3項の規定は、前項の規定により災害援護資金の全部又は一部を返還させる場合において準用する。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(償還方法の変更等)

第14条 市長は、特別の事情により借受人及び連帯保証人が第11条第1項に規定する期日までに償還できないと認めるときは、償還期間の延長をし、又は債務の償還若しくは違約金の支払を免除することができる。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(被害の認定)

第15条 この条例に規定する被害の認定は、市長が行う。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第48号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成24年条例第34号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は，平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第8条関係）

（平成9年条例第5号・一部改正）

区分		災害援護資金の限度額
療養期間が1月以上の世帯主の負傷		300,000円
住居又は家財の損害	全壊，全焼又は流失	700,000円
	半壊，半焼又は床上浸水	500,000円
	家財の価額の5分の1以上の損害	300,000円

資料3-63 国分寺市災害被災者等援護条例施行規則

昭和55年12月18日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、国分寺市災害被災者等援護条例（昭和55年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

(支給申請)

第2条 条例第3条の規定により災害弔慰金の支給を受けようとする者は、災害弔慰金支給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

(支給決定)

第3条 市長は、前条の規定により申請書を受けたときは、その内容を、速やかに、調査のうえ可否を決定し、その支給を行うものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

(貸付けの申込み)

第4条 災害援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込むものとする。ただし、被災の日から2月を経過したものは、対象としない。

- (1) 世帯主の1月以上の負傷を理由に借入れする場合は、医師の診断書
- (2) 借入申込者及び生計を一にする家族の前年又は前々年に得た所得を証する書類
- (3) 保証人の住民票及び所得等を証する書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（平成9年規則第3号・一部改正）

(保証人の資格)

第5条 条例第7条第4号に規定する保証人とは、都内に居住する者で一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる世帯主とする。

(調査)

第6条 市長は、第4条の規定により借入申込書及び添付書類が提出されたときは、条例等に定める規定に適合するか否か調査するものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

(貸付決定)

第7条 市長は、前条の規定により貸付けに係る可否を決定したときは、貸付決定・不承認通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第8条 貸付決定通知書の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第4号)に借受人及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(平成9年規則第3号・一部改正)

(貸付金の交付)

第9条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(平成9年規則第3号・一部改正)

(償還の方法)

第10条 援護資金の償還は、原則として、年賦償還又は半年賦償還の方法によるものとする。

(平成9年規則第3号・一部改正)

(償還期間の特例)

第11条 条例第11条のただし書の規定は、次に掲げる場合で、市長が特に認めるときとする。

- (1) 援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に災害を受けた場合
- (2) 当該災害により世帯主が死亡したとき又は特別障害者となった場合
- (3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合

(平成9年規則第3号・一部改正)

(繰上償還)

第12条 条例第11条第2項に規定する繰上償還をしようとする場合は、繰上償還申出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(届出)

第13条 条例第12条に規定する届出は、氏名等変更届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(貸付取消し等)

第14条 市長は、条例第13条第1項各号に該当し、取消し等を行う場合は、災害援護資金貸付取消決定書(様式第7号)により借受人に通知するものとする。

(平成9年規則第3号・一部改正)

(償還金の支払猶予)

第15条 借受人は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、償還金の支払い猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書(様式第8号)に必要な書類を

添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、償還金支払猶予の可否を決定したときは、猶予承認・不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

3 前項に係る支払猶予期間は、1年以内とする。ただし、その理由が継続し、特に市長が必要と認める場合は、延長することができる。

（平成9年規則第3号・一部改正）

（償還免除）

第16条 援護資金の償還未済額等の全額又は一部の償還の免除を受けようとする者は、償還免除申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、保証人に償還能力があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたことを証する書類

(3) その他市長が特別な事情と認め、必要とする書類

2 前項の申請については、借受人が死亡し、又は著しい障害により申請できない場合は、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

（被害の認定）

第17条 市長は、援護資金の貸付けに係る被害の認定を行う場合は、各関係機関の長に報告を求めるものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年規則第18号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第125号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

資料3-64 国分寺市住宅改修等の融資に関する条例

昭和57年12月21日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、自己の居住の用に供する住宅を改修しようとする者で、資金の調達が困難なものに対し必要な資金の融資を行い、市民生活の向上を図ることを目的とする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(融資の方法)

第2条 市長は、改修のための資金を必要とする者に対し、市の指定する金融機関（以下「特定金融機関」という。）に融資をあっせんし、その借受利子の一部を補給するものとする。

2 特定金融機関は、市長のあっせんに基づき融資を行うものとする。

(昭和63年条例第9号・一部改正)

(融資の額)

第3条 融資の額は、工事額の80パーセント以内とし、その限度額は、市長が別に定める。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(融資金の利率)

第4条 融資金の利率は、特定金融機関との契約により市長が別に定める。

(利子補給)

第5条 市長は、融資を受けた者の借受利子の負担を軽減するため、融資金に対する特定金融機関の貸付金利のうち、年3パーセントに相当する額を利子補給金として融資を受けた者に代わり、特定金融機関に支払うものとする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(融資総額)

第6条 融資総額は、予算に定める範囲内で、市長が特定金融機関と協議の上定めるものとする。

(昭和63年条例第9号・全改)

(対象工事)

第7条 融資のあっせんの対象となる改修工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 増築工事
- (2) 改築工事
- (3) 修繕等の工事
- (4) 太陽熱利用温水器（ソーラーシステムを含む。）設置工事

(昭和60年条例第2号・平成9年条例第5号・一部改正)

(申請者の資格)

第8条 融資のあっせんを受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に3年以上居住し、引き続き居住の見込みのある者が自己の居住の用に供する住宅を改修すること。
- (2) 当該住宅の所有者又は所有者の承諾を得ていること。
- (3) 借地権者の場合は、当該土地所有者の承諾が得られていること。
- (4) 市税を完納していること。
- (5) 連帯保証人又は信用保証機関の保証を得られること。
- (6) この条例による融資を現に受けていないこと又は同融資の保証人になっていないこと。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(申込み)

第9条 住宅改修資金の融資を受けようとする者は、工事着手前に、別に定める書類を市長に提出しなければならない。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(あっせん)

第10条 市長は、前条の申込みを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めるものについては、特定金融機関に対し融資のあっせんをするものとする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(償還方法)

第11条 融資金の償還方法は、元金均等月賦償還とし、償還期間は、融資を受けた日の属する月の翌々月から融資金の額に応じて別に定める期間とする。

2 融資を受けた者が前項に規定する期間に償還せず、期限の利益を失った場合は、償還すべき金額に対して年14パーセントの延滞利子を支払わなければならない。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(届出の義務)

第12条 融資あっせんの申請者又は融資あっせんを受けた者がその申請から融資の償還完了までの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに、市長及び特定金融機関に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名その他の重要な変更があったとき。
- (2) 連帯保証人に住所、氏名その他の重要な変更があったとき。
- (3) 設計内容等に変更が生じたとき。
- (4) 火災その他の災害により融資金の償還が困難になったとき。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(取扱件数の制限)

第13条 市長は、予算の範囲内において、各年度の取扱件数を制限することができる。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(損失の補償)

第14条 市長は、融資を受けた者及び保証人が災害その他特別の事情により債務を償還できないときは、特定金融機関に対して損失を補償することができる。

(昭和63年条例第9号・全改, 平成9年条例第5号・一部改正)

(特定金融機関の報告)

第15条 特定金融機関は、毎月末現在の融資額の回収状況を翌月10日までに、市長に報告しなければならない。

(主管課)

第16条 主管課は、市民生活部経済課とする。

(昭和62年条例第18号・平成2年条例第13号・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 国分寺市住宅改修等の融資に関する条例(昭和51年条例第21号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。ただし、この条例施行の際、既に旧条例により融資の決定を受けた者及び融資を受けた者については、なお従前の例による。

(平成9年条例第5号・一部改正)

3 昭和60年4月1日以降新たに特定金融機関となったものについては、第6条前段の規定は、適用しないものとする。

(昭和60年条例第16号・追加, 平成9年条例第5号・一部改正)

付 則(昭和60年条例第2号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

付 則(昭和62年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和63年条例第9号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

資料3-65 がけの崩壊による災害防止に関する融資条例

昭和52年3月31日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、国分寺市（以下「市」という。）内におけるがけの崩壊による災害から市民の生命と財産を守るため、必要な改良資金の融資のあっせんを行い、もって市民生活の安全を図ることを目的とする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定金融機関 この条例の定めるところに従い、融資あっせんに関する契約を締結した金融機関
- (2) がけ 東京都建築安全条例（昭和25年条例第89号）第6条に規定するがけ高2メートル以上のもの
- (3) 擁壁 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条の規定による構造のもの
(昭和63年条例第11号・平成9年条例第5号・一部改正)

(融資総額)

第3条 融資総額は、予算に定める範囲内で、市長が特定金融機関と協議の上定めるものとする。

(昭和63年条例第11号・全改)

(天災等による特別の保証)

第4条 融資を受けた者又は連帯保証人が天災その他やむを得ない事情により債務を履行しない場合は、市がその債務を特定金融機関に対し保証するものとする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(対象箇所等)

第5条 融資の対象となるものは、現にがけの崩壊の危険性がある箇所で擁壁工事を必要とし、かつ、がけの崩壊により当事者以外の人身又は家屋に危険を及ぼすおそれがある箇所とする。

(昭和53年条例第26号・全改、平成9年条例第5号・一部改正)

(融資の条件)

第6条 融資の対象となる者は、前条の規定のほか次の各号の条件に該当しなければならない。

- (1) 市内に住所を有する個人であること。

- (2) 既に納期を経過した市税を完納していること。
 - (3) 返済能力を備え、連帯保証人があること。
- 2 前項の条件のほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による手続を完了させなければならない。

（融資の額）

第7条 融資の額は、工事額の80パーセント以内とし、その金額は、400,000円以上4,000,000円までとする。

（昭和53年条例第26号・平成9年条例第5号・一部改正）

（利子補給）

第8条 市長は、融資を受けた者の借受利子の負担を軽減するため、貸付利子補給金（以下「補給金」という。）を交付する。

- 2 前項の規定に基づく補給金の率は、融資金額の年利6パーセント以内とする。

（昭和53年条例第26号・一部改正）

（償還方法）

第9条 償還の方法は、1,000,000円以内については66月以内とし、1,000,000円を超えるものについては90月以内とする。

- 2 据置期間は、6月以内とし、前項の期間内に含むものとする。
- 3 前項の期間内における償還は、原則として、月賦によるものとし、利率その他は市長と特定金融機関の定めるところによる。

（昭和53年条例第26号・平成9年条例第5号・一部改正）

（延滞金）

第10条 融資を受けた者が、前条に定められた償還方法により償還しないときは、年利14パーセントの延滞金を特定金融機関に支払わなければならない。

（借入れの手続）

第11条 融資を受けようとする者は、所定の申込書に必要な関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（平成9年条例第5号・一部改正）

（融資の決定通知）

第12条 市長は、融資することを決定したときは、速やかに、その旨を申込人及び特定金融機関に通知するものとする。

（平成9年条例第5号・一部改正）

(融資の取消し等)

第13条 市長は、不正な手段で融資を受けた者に対しては、その融資の決定を取り消し、既に受けた融資金及び交付した補給金の返還を命ずるものとする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(届出の義務)

第14条 融資を受けた者は、その融資の償還が完了するまでの間に、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市長及び特定金融機関にその旨を届け出なければならない。

- (1) 融資を受けた者の住所又は氏名に変更が生じたとき。
- (2) 連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき。
- (3) その他重要な事項に変動が生じたとき。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和53年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

付 則 (昭和63年条例第11号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

資料 3-66 がけの崩壊による災害防止に関する融資条例施行規則

昭和52年3月31日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、がけの崩壊による災害防止に関する融資条例（昭和52年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成9年規則第3号・一部改正)

第2条 削除

(昭和53年規則第17号)

(連帯保証人の資格)

第3条 条例第6条第1項第3号に規定する連帯保証人とは、都内に居住するもので一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる世帯主であることとする。

(利子補給金の支払)

第4条 市長は、条例第8条の規定による補給金を特定金融機関に毎月末支払うものとする。

(申込手続)

第5条 条例第11条に定める所定の申込書及び必要な関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 擁壁工事資金融資あっせん申請書（様式第2号）
- (2) 住民票
- (3) 本人及び連帯保証人の印鑑証明
- (4) 課税証明
- (5) 工事設計書及び工事見積書
- (6) 借地の場合は、所有者の承認書
- (7) 建築確認書（写し）

(平成9年規則第3号・一部改正)

(融資の承認通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、直ちに審査のうえ、融資の可否について、当該受けた日から10日以内に、擁壁工事資金融資あっせん承認書・不承認書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。

(平成9年規則第3号・一部改正)

(工事完了届等の提出)

第7条 前条の規定による融資あっせんの承認を受けた者は、工事を開始するときは工事着工届を、工事が完了したときは次に掲げる書類を市長に提出して、検査を受けなければな

らない。

- (1) 工事完了届
- (2) 工事費用明細書
- (3) 東京都の検査済証（写し）
（平成9年規則第3号・一部改正）

（融資あっせんの決定）

第8条 条例第12条に規定する融資決定は、前条の規定による検査の結果、設計内容と相違なく工事が完了していると認めるときは、市長は、当該検査日から7日以内に、擁壁工事資金融資あっせん決定書（様式第4号）を申請人に交付するものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

（融資の時期）

第9条 特定金融機関は、融資を受けようとする者から擁壁工事資金融資あっせん決定書及び特定金融機関が必要とする書類を受けた日から10日以内に、融資を行うものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

（特定金融機関の報告）

第10条 特定金融機関は、毎月末現在の融資額の回収状況を翌月10日までに、市長に報告しなければならない。

（平成9年規則第3号・一部改正）

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和53年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

資料3-67 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都、市区町村）

救助の種類	救助の対象	平成17年度 費用の限度額	救助の期間	備考																																						
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	基本額 避難所設置費100人1日当たり30,000円以内 加算額 ①「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算 ②冬季別に定める額	災害発生の日から7日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1 避難所設置費には天幕借り上げ、仮設便所設置費等一切の経費を含む。 2 輸送費は別途計上																																						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し居住する住家が無い者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容する。	1 規格 1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,385,000円以内とする。	災害発生の日から20日以内着工(ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり)	1 供与期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項に規定する期限までとする。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。 4 応急仮設住宅の供与に代えて民間賃貸住宅を借上げることができる。 5 都外からの輸送費は別枠とする。																																						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容されたもの 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者 3 床下浸水で自宅に置いて自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,020円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)などへ一時避難する場合3日分以内を現物により支給すること。	災害発生の日から7日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。																																						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水又は炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、シングその他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内 <table border="1" data-bbox="651 1038 1431 1337"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼流失</td> <td>夏季</td> <td>17,300</td> <td>22,000</td> <td>32,700</td> <td>39,100</td> <td>49,600</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>28,500</td> <td>36,800</td> <td>51,400</td> <td>60,300</td> <td>75,600</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>5,600</td> <td>7,500</td> <td>11,300</td> <td>13,700</td> <td>17,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>9,000</td> <td>11,900</td> <td>16,900</td> <td>20,000</td> <td>25,300</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>	区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊全焼流失	夏季	17,300	22,000	32,700	39,100	49,600	7,200	冬季	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300	半壊半焼床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400	冬季	9,000	11,900	16,900	20,000	25,300	3,300	災害発生の日から10日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	備蓄物資の価格は年度当初の評価額
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																			
全壊全焼流失	夏季	17,300	22,000	32,700	39,100	49,600	7,200																																			
	冬季	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300																																			
半壊半焼床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400																																			
	冬季	9,000	11,900	16,900	20,000	25,300	3,300																																			
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 医療救護班 - 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 - 国民健康保険診療報酬の額以内	災害発生の日から14日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	患者等の移送費は別途計上																																						

救助の種類	救助の対象	平成17年度 費用の限度額	救助の期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	1 医療救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊(半焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対する費用(1世帯当たり) 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯655,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯318,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内)	
学用品の給与	住宅が全半壊(全半焼)、流失、床上浸水等により、学用品の喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり4,100円以内 中学校生徒1人当たり4,400円以内 高等学校生徒1人当たり4,800円以内	災害発生の日から1か月以内(教科書) 災害発生の日から15日以内(文房具及び通学用品)	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に棺又は棺材等の現物を支給	1体当たり 大人(12歳以上) 173,000円以内 小人(12歳未満) 154,400円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の実情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 洗淨縫合消毒等の処理 1体当たり3,300円以内 2 一時保存 ①既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 ②既存建物以外は、1体当たり5,000円以内 3 検案 医療救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として医療救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1 自力では除去できない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれて生活に支障をきたしている場合	1世帯当たり137,000円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	対象数は、半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲内とする。ただし、実情に応じ、区市町村相互間において対象数の融通ができる。

救助の種類	救助の対象	平成17年度 費用の限度額	救助の期間	備考
輸送費及び 人夫費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 災害にかかった者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

資料6-1 超大型台風接近に伴う避難指示等の発令に着目したタイムライン

時間 (目安)	気象庁	事象・判断指標	警戒 レベル	計画運休 鉄道	国分寺市		東京都	市民等
					体制構築			
5日前 (~120h)	台風予報 (5日先までの位置予報)					<ul style="list-style-type: none"> ○台風情報及び気象情報の収集 ○水防資機材 (土のう等) の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○都民に対し、台風への備えを呼びかけ ○市ヘリエゾン派遣の実施を連絡 	
3日前 (120h ~72h)	台風情報 (3日先までの位置予報)				災害対策即応本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策即応本部の招集 ○今後の見通しの庁内情報共有 ○庁内各課へ台風へ備えた事前準備の周知 ○関係機関との連絡体制の確認 (協定団体等を含む) ○市民への注意喚起 		
2日前 (72h ~48h)	気象情報連絡会	早期注意報情報 (警報級の可能性) で【中】【高】が発表された場合	レベル1 (気象庁)	計画運休の可能性の情報提供	災害対策即応本部会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○計画運休を踏まえた職員配置の検討 ○活動体制の確認と職員への周知 ○台風情報及び気象情報の共有 ○休校・休園・行事中止の判断 ○計画運休に関する情報共有 ○市民への注意喚起 (市HP, 市生活安全・安心メール等) ○関係機関からの情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○市へ計画運休情報の提供 ○気象情報連絡会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ、インターネット等による台風情報の確認 ○ハザードマップによる避難場所、避難経路の確認 ○土のう、非常用持ち出し品の準備 ○家族、親戚、知人の連絡方法確認 ○市HPや市生活安全・安心メール、ヤフー防災速報などによる避難情報の受信手段の確認
1.5日前 (48h ~36h)	強い降雨を伴う台風の接近・通過の予測 早期注意情報					<ul style="list-style-type: none"> ○台風情報及び気象情報の収集 ○庁内各施設への土のうの配布・補充 ○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設との連絡手段の確認 ○休校・休園・行事中止の措置に伴う周知・対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対策本部を設置 ・設置を市及び関係機関等へ通知 ○応急対策本部会議の開催 ・都民に対し台風へ備えるようメッセージを配信 ○計画運休を踏まえた職員配備の検討 	
1日前 (36h ~24h)				計画運休の詳細情報提供	災害対策即応本部会議の開催 (必要に応じて災害対策本部へ移行)	<ul style="list-style-type: none"> ○台風情報及び気象情報の共有 ○各部の対応報告 ○自主避難所・帰宅困難者一時滞在施設・指定避難所の開設の検討 ○計画運休に関する情報共有 ○関係機関からの情報の共有 		<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認 ○計画運休等の交通状況の確認
半日前 (24h ~12h)	大雨・洪水・強風注意報 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過する予測	洪水警報の危険度分布【注意】	レベル2 (気象庁)		災害対策即応本部 (必要に応じて災害対策本部へ移行)	<ul style="list-style-type: none"> ○台風情報及び気象情報の収集 ○水害危険箇所の点検・巡回 ○自主避難所・帰宅困難者一時滞在施設の開設準備 ○自主避難所の開設予定をHP等で情報発信 ○避難行動要支援者の避難支援の準備 (移動手段の確保・手配、情報伝達手段の確認等) ○関係機関等からの情報収集 ○市民への注意喚起 (市HP, 市生活安全・安心メール等) ○参集職員の駐車場の確保 		<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認
台風最接近前 (12h~)	夜間~翌日早朝に大雨警報 (土砂災害) に切り替える可能性が高い大雨注意報		レベル3相当 (気象庁)		災害対策本部へ移行	<ul style="list-style-type: none"> ○水防第1非常配備態勢の発令 ○職員安否確認システムによる職員の招集 ○消防団へ待機・準備指示 ○災害対策本部の設置を東京都及び関係機関、協定団体等へ通知 ○関係機関からの情報収集 ○東京都及び関係機関からの派遣リエゾンの受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○リエゾン派遣の実施 ○都内全域の被害状況等の把握と展開 ○水防本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ、インターネット等により大雨や河川の状況を確認
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼	大雨警報 (浸水害) ・洪水警報		レベル3相当 (気象庁)	計画運休実施	災害対策本部会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○台風情報及び気象情報の共有 ○災害対策本部各班の対応状況報告 ○職員の参集状況報告 ○夜間の避難勧告等の発令に備えた避難誘導の検討 ○自主避難所、帰宅困難者一時滞在施設の開設状況の報告 ○今後の予測を踏まえた人員体制の検討 (状況に応じて水防第2非常配備態勢への移行) ○リエゾン派遣機関からの情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> ○ハザードマップによる災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認 ○避難情報の受信手段の再確認
						<ul style="list-style-type: none"> ○台風情報及び気象情報の収集・伝達 ○雨量、降水短時間予測の確認 ○洪水警報等の危険度分布の予測値の確認 ○野川の水位監視 ○土砂災害警戒区域等の警戒巡視 ○国分寺駅・西国分寺駅・国立駅・恋ヶ窪駅周辺の状況把握 ○地区防災センター、指定緊急避難場所の開設の準備 ○関係機関からの情報収集 ○各種水防活動の実施 ○市民への注意喚起 (市HP, 市生活安全・安心メール等) 		<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ、防災情報メール等により大雨や河川の状況を確認 ○必要に応じて自主避難

時間 (目安)	気象庁	事象・判断指標	警戒 レベル	計画運休 鉄道	国分寺市		東京都	市民等		
					体制構築					
					災害対策本部会議の開催					
台風最接近前 (0h~)	大雨警報(土砂災害、浸水害)・洪水警報	野川が注意水位に到達(一里塚橋水位観測所0.91m)				<ul style="list-style-type: none"> ○台風情報及び気象情報の共有 ○被害状況の報告 ○災害対策本部各班の対応状況報告 ○自主避難所、帰宅困難者一時滞在施設、地区防災センターの開設状況の報告 ○リエゾン派遣機関からの情報共有 				
		【発令基準】 野川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現	レベル3			<ul style="list-style-type: none"> 【高齢者等避難の発令】 対象区域、避難先、想定される被害を明示して発令 ○野川周辺の市民へ避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等) ○対象区域の自治会・町内会、自主防災組織等に情報伝達の協力依頼 ○避難状況の把握 		○テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等による避難準備・高齢者等避難開始情報の受信		
		大雨警報(土砂災害)発表中							○対象地域の避難行動要支援者(高齢者・障害者・乳幼児等)とその支援者は避難開始、その他の市民は避難準備	
		【発令基準】 大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「警戒」(赤)が出現	レベル3			<ul style="list-style-type: none"> 【高齢者等避難の発令】 対象区域、避難先、想定される被害を明示して発令 ○土砂災害警戒区域等周辺の市民へ避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等) ○対象地域の自治会・町内会、自主防災組織等に情報伝達の協力依頼 ○土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難状況の把握(必要に応じて避難支援) ○避難状況の把握 				
	大雨(浸水害)・洪水警報	記録的短時間大雨情報	野川が危険水位に到達(一里塚橋水位観測所1.6m)							
			【発令基準】 ・野川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現 ・記録的短時間大雨情報の発表	レベル4			<ul style="list-style-type: none"> 【避難指示の発令】 対象区域、避難先、想定される被害を明示して発令 ○野川周辺の市民へ避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等) ○対象地域の自治会・町内会、自主防災組織等に情報伝達の協力依頼 ○避難状況の把握 		○テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等による避難勧告情報の受信	
			大雨警報(土砂災害)発表中						○土砂災害警戒情報の発表	○対象地域の市民は速やかに安全な場所へ避難
			【発令基準】 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「非常に危険」(うす紫)が出現	レベル4			<ul style="list-style-type: none"> 【避難指示の発令】 対象区域、避難先、想定される被害を明示して発令 ○土砂災害警戒区域等周辺の市民へ避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等) ○対象地域の自治会・町内会、自主防災組織等に情報伝達の協力依頼 ○避難状況の把握 			
	大雨・暴風特別警報		野川が氾濫発生水位に到達の見込み(2.28m)							
			【発令基準】 野川一里塚橋水位観測所で堤防高に到達の見込み	レベル5			<ul style="list-style-type: none"> 【緊急安全確保の発令】 対象区域、避難先、想定される被害を明示して発令 ○野川周辺の市民へ命を守るための最善の行動を呼びかけ(防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等) ○避難状況の把握 ○必要に応じて北多摩北部建設事務所へ応援要請 		○テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等による避難指示(緊急)情報の受信	
大雨特別警報の発表								○対象地域の市民は直ちに避難、避難場所までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所へ避難		
【発令基準】 大雨特別警報(浸水災害)の発表 【発令基準】 大雨特別警報(土砂災害)の発表			レベル5			<ul style="list-style-type: none"> 【緊急安全確保の発令】 対象区域、避難先、想定される被害を明示して発令 ○野川周辺の市民又は土砂災害警戒区域等周辺の市民へ命を守るための最善の行動を呼びかけ(防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等) ○避難状況の把握 ○被害状況の把握 				
大雨・暴風特別警報		野川越水・土砂災害などの災害の発生								
		【発令基準】 ・野川堤防の決壊や越水・漏水が発生した場合 ・土砂災害の発生が確認された場合	レベル5	運行見通しの公表	<ul style="list-style-type: none"> 【緊急安全確保の発令】 ○対象区域、避難先、被害状況を明示して発令 ○野川周辺の市民又は土砂災害警戒区域等周辺の市民へ命を守るための最善の行動を呼びかけ(防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等) ○避難状況の把握 ○被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部会議を実施し、被害状況や支援の状況等を共有 ○必要に応じて市第2陣以降のリエゾン派遣を実施 ○必要な人的・物的支援の実施 ○災害救助法の適用検討 ○自衛隊の災害派遣要請 ○水防本部(非常配備態勢)へ移行 	○テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等による災害発生情報の受信			
					災害対策本部会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の共有 ○災害対策本部各班の対応状況報告 ○東京都への人的・物的支援要請の検討 等 		○対象地域の市民は命を守る最善の行動		